

登山計画作成のためのガイドライン（第二次改訂版）について

令和5年3月17日

学校安全課

1 趣旨

当ガイドラインは、平成29年3月に発生した那須雪崩事故を踏まえ、県立学校が登山を実施する際の安全に対する考え方や取扱方針、計画を適正に作成するための具体的留意事項等を盛り込んだ手引書として平成30年12月に策定した。その後、令和元年度に一度改訂を行った。

今回の改訂は、令和4年7月6日に開催した第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において検討された「学校活動における登山活動の範囲の設定及び登山アドバイザー派遣事業における基準の改正」について記載することや前回の改訂（2020.3.31）以降、運用する中で出てきた安全対策について新たに追記すべき事項として対応するため、登山計画作成のためのガイドラインの改訂を行うこととする。

2 主な改訂内容

(1) 登山アドバイザー

第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において議事を行った、登山アドバイザー派遣事業における登山アドバイザーについて、資格保持者であることを要件とする。

(2) 山行地の選定

第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において議事を行った、学校活動における登山活動の範囲の設定について明記することとする。

(3) 熱中症対策

熱中症対策について、ガイドラインに記載がされていないため、ガイドライン上に新たに記載することとする。

(4) 冬季における登山の帰着時間

登山計画審査会において、冬季は日没が早いため、15時までには登山口に帰着するようにと指摘があったため明記することとする。

(5) 装備の追加

登山計画審査会において、那須連山をはじめとする活火山に登る際は、噴火や落石に備え、ヘルメットを持参するようにと指摘があったため明記することとする。

# 登山計画作成のためのガイドライン (第二次改訂版)

令和5(2023)年3月  
栃木県教育委員会

## 目 次

	頁
登山計画作成のためのガイドラインの全体像	1
第1章 安全な登山実施のための基本姿勢	2
1 登山とは	
2 登山の意義・目的	
3 登山のリスク	
4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山	
5 登山の実施に向けて	
第2章 登山における引率者	5
1 引率者の意義と役目	
2 引率者の要件	
3 引率者の人数	
4 登山アドバイザー	
第3章 安全な登山の実施に向けた登山計画の立案	7
1 計画立案の重要性	
2 立案時の留意点	
3 登山の組織体制	
4 山行地の選定	
5 事前準備・事前指導	
6 安全対策	
7 不測・緊急の事態への対応	
8 保護者への説明及び承諾	
第4章 登山計画書の作成	13
1 計画書作成の意義	
2 作成作業の留意点	
3 計画書の作成	
第5章 登山計画承認等の手続き	21
1 計画の承認	
2 登山計画審査会	
3 計画の変更等	
4 関係機関への届出	
5 実施後の報告	
6 審査結果等の公表	
第6章 登山計画書の作成例	24
第7章 資料	43

# 《 登山計画作成のためのガイドラインの全体像 》

目指すところ

## 県立学校の高校生等の安全登山の実施

安全登山の実施に向けて適正な登山計画作成

計画作成に際し意識すべきこと = ガイドライン策定のねらい

- 登頂を第一の目的とはせず、安全を第一に、準備を含む登山活動を通じて多くの知識・体験の習得を目的とする登山の実施を徹底
- 登山計画の立案を通じた安全対策等の点検の徹底と緊急時の適切かつ迅速な対応
- 行程や装備、安全対策等、適正な内容の登山計画の作成と計画に基づく登山の実施

### ガイドライン構成

#### 安全登山に向けた考え方等

#### 第1章 安全な登山実施のための基本姿勢

- 1 登山とは
- 2 登山の意義・目的
- 3 登山のリスク
- 4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山
- 5 登山の実施に向けて

#### 第2章 登山における引率者

- 1 引率者の意義と役目
- 2 引率者の要件
- 3 引率者の人数
- 4 登山アドバイザー

#### 第3章 安全な登山の実施に向けた登山計画の立案

- 1 計画立案の重要性
- 2 立案時の留意点
- 3 登山の組織体制
- 4 山行地の選定
- 5 事前準備・事前指導
- 6 安全対策
- 7 不測・緊急の事態への対応
- 8 保護者への説明及び承諾

#### 計画作成や手続き上の留意点等を記載

#### 第4章 登山計画書の作成

- 1 計画書作成の意義
- 2 作成作業の留意点
- 3 計画書の作成

#### 第5章 登山計画承認等の手続き

- 1 計画の承認
- 2 登山計画審査会
- 3 計画の変更等
- 4 関係機関への届出
- 5 実施後の報告
- 6 審査結果等の公表

#### 第6章 登山計画書の作成例

登山計画書の各記載事項の留意点を付記し、具体的な記入の仕方等を分かりやすく例示

#### 重要通知の周知徹底

#### 第7章 資料

- 計画書様式
- 関連通知

## 第1章 安全な登山実施のための基本姿勢

県立学校に在籍する高校生をはじめとする児童生徒（以下「高校生等」という。）にとっての登山とは何か。

本県では、平成29年3月27日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会の開催中、雪崩により生徒7名及び教員1名の尊い命が失われるとともに40名が負傷するという、学校教育活動上、類を見ない甚大な事故が発生した。このような痛ましい事故を二度と起こすことのないよう、事故の教訓を後生に引き継ぎ、事故の再発防止を図るため、那須雪崩事故検証委員会からの提言を踏まえ、登山計画作成のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することとした。

そこで、具体的な登山計画の作成について触れる前に、本章では、学校活動における登山の意義や目的について触れるとともに、登山が自然環境の中で行うスポーツ活動という性質上、その他のスポーツ活動と比べ生命・身体への危害が及ぶリスクが高く、これらのリスクについてもう一度確認することにより、引率者となる教員をはじめ、学校等の登山に携わる者に自覚を促す。

### 1 登山とは

一般的には、山頂を目指し山に登ることを登山というが、本県県立学校の教育活動（部活動を含む）においては、標高の高低を問わず、また、山頂を目指さなくとも、登山道（整備された遊歩道を除く。）等を歩くものを登山として定義する。

なお、山林での作業等に伴い山に登るものは登山に含めないが、調査研究等を目的として山に登る場合は登山に該当するものとして取り扱う。

また、高地ではあっても高低差のない高原、湿原等で木道等コースが十分に整備されているルートを歩くものは登山としない。（例：戦場ヶ原及び小田代ヶ原内の遊歩道、上高地散策・ハイキングコース、裏磐梯各自然探勝路 など）

### 2 登山の意義・目的

登頂するという目標等を掲げ、日頃から体力を向上させるなどの努力を積み重ねるとともに、仲間たちと登山について話し、結束力を高めること等により、その結果、到達した際の達成感、克服感を得ること、また、さらに高い目標を設定し、主体的に自己研鑽していくといったことが登山の意義として挙げられる。

また、自然のすばらしさを直接体感し、興味・関心を持ち主体的に学ぶことなどにより、探究心を高めていくことなども、登山の意義として挙げられる。

加えて、本県県立学校の教育活動における登山の実施に当たり重視すべきものは、高校生等が登山活動を通じて、計画立案の重要性を学び、危機管理意識を向上させ、他のメンバーとの協力意識や協調性を養い、さらには、チームワークの中で任せられた自分の取るべき行動について主

体性を持って取り組むことなどであり、登山活動の意義や目的は広範かつ深い。

このほか、学校教育活動における登山の実施に当たっては、標高や山行速度に重点を置かず、かつ、競い合うような山行とならないよう、安全を第一に行うことが重要である。

### 3 登山のリスク

登山は、ありのままの自然環境下において、山中の長い行程の上り下りを伴いながら歩く活動であり、体力の消耗が激しい活動である。また、足元が極めて不安定な場所で行う活動であることから、転滑落による怪我や最悪な事態としては命を失う可能性もあるリスクと背中合わせの活動である旨、校長や教頭（以下「管理職」という。）や引率者はもとより、登山に参加する児童生徒等（以下「参加生徒等」という。）が理解する必要がある。

加えて、事故等により引率者が管理職との相談・協議のもと中断を決断しても、下山するまでに様々な困難が伴うことが考えられる。

このほか、自然の中、かつ、天候の変化が激しい山間部での活動であるため、突然の降雨や雷雨等も発生しやすく、天候の急変に伴う気温の変化や道を見誤ること等による遭難の危険性も常にはらんでいる活動である。

さらには、高地といった日常とは異なる環境での活動であるため、高山病をはじめとして、風邪や腹痛、その他の身体的故障が起きるリスクが伴う。

登山を実施する上で、管理職及び引率者はこういったリスクを十分に認識し、適切な対策を講じる必要がある。

### 4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山

#### (1) 冬山登山

冬季を中心に断続的な降雪等により雪が相当期間堆積する時期を積雪期というが、積雪期にある山においては、登頂を目指す登山ではなくとも、凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症等の可能性もあることから、主として積雪期の状態にある山への登山である冬山登山については、登頂を目指すか否かを問わず、本県県立学校においては、実施を認めないこととする。

#### (2) 雪上活動訓練

積雪期の状態にある山での雪上歩行訓練や幕営の練習等を通じた積雪期の登山技術の習得（本ガイドラインにおいては、以下「雪上活動訓練」という。）は、高校生等が将来にわたり四季折々の中で登山を安全に実施・継続していく上で意義がある。このため、冬山登山を原則禁止とするスポーツ庁においても、教育的観点から実施するこれらの登山技術習得のための活動は一定の条件下において実施することを認めている。

一方、学校教育活動における登山は、登山活動を通じた高校生等の育成等を目的に置きつつも、参加生徒等の安全を第一として実施する必要があることから、その活動範囲（山域季節、登山形態等）には一定の限界があり、本県県立学校における登山についても制限を設けている

ところである。

こうしたことに加え、本県県立学校の教育活動において高度な技術を持つ指導者の確保が難しく、学校教育活動として取り組むことが困難である現状を踏まえ、雪上活動訓練についても冬山登山と同様に実施を認めないこととする。

なお、このことは、高校生等が自己の将来を見据えて、経験者や指導者が在籍する民間の登山団体等が主催する雪上活動に参加するなどして、個人的に行うことを妨げるものではなく、あくまで学校教育活動として実施する雪上活動訓練を認めないとするものである。

### (3) 冬季における登山

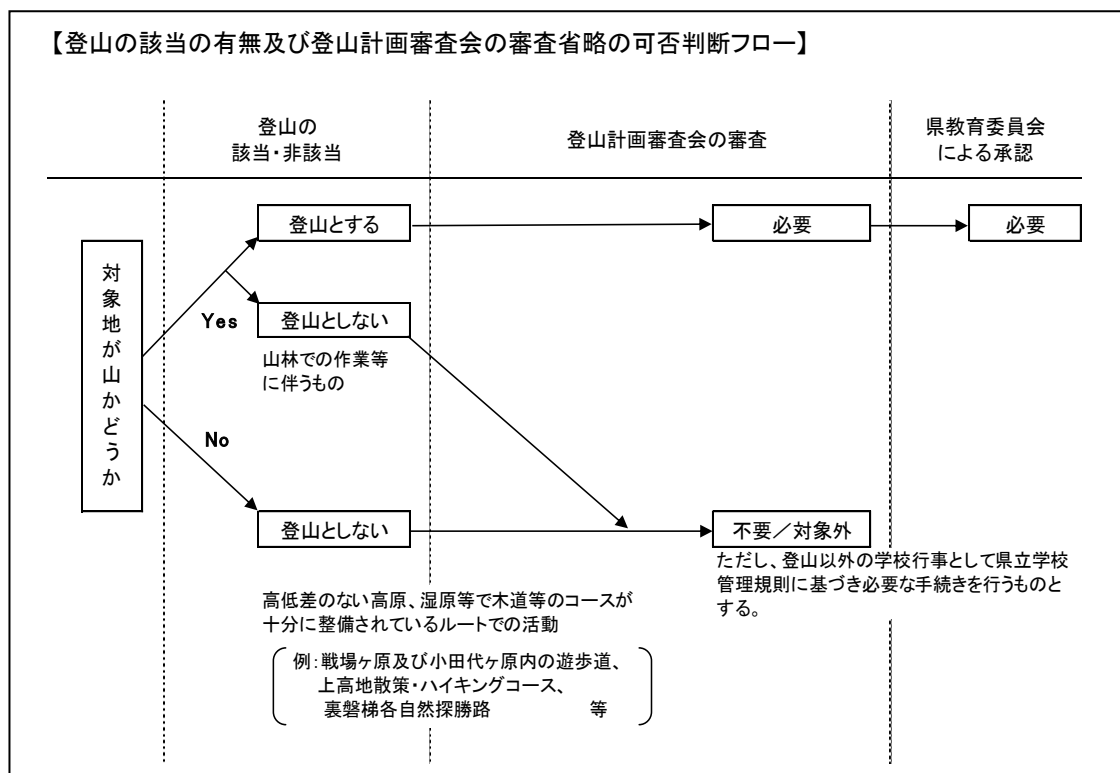
冬山登山及び雪上活動訓練については上記のとおりであるが、標高が低く、積雪期の状態にない山における登山はこれまでどおり冬の間であっても実施を認めることとする。

なお、冬季であっても積雪期の状態になく登山の実施を認める山及びルートについては、別途、教育委員会が登山計画審査会と協議の上、指定する。

ただし、これらの冬季において登山を認める山及びルートであっても、降雪があった場合は登山を中止すること。

## 5 登山の実施に向けて

上記のことを踏まえ、学校教育活動における登山の実施に当たっては、常に、登山を通じて得られる成果と登山のリスクを考量していく必要がある。また、引率者を含めて、学校は、登山を計画する際や山行中においても「登頂を第一の目的とはせず、安全を第一に」を肝に銘じて取り組む必要がある。



## 第2章 登山における引率者

高校生等は、登山に関する知識や体力も発達の上であることから、高校生等の登山において、登山が安全に実施され成果を残す上では、引率者が果たす役割は極めて大きい。

この章では、引率者がこの職責を果たすことができるよう、登山計画を立案・作成する前にもう一度引率者の意義や役目について確認する。

### 1 引率者の意義と役目

登山の目的を達成することはもとより、自然の中で行うスポーツであるが故のあらゆるリスクから参加生徒等の身体・生命の安全を守る必要があることから、部活動登山や学校行事における集団登山は、学校及び教員の責任において行われる必要がある。

また、全ての登山の計画立案、実施、反省等の各段階において、引率者は参加生徒等に対し指導を行うものとするほか、年間計画を立て、校長の了解や保護者の理解を得ながら、学校教育の一環として登山を実施し、参加生徒等の力量を計画的、段階的、組織的に高めていくものとする。

#### 《 引率者が行うこと 》

##### ○山行前

- ・登山の計画を参加生徒等とともに立案する。
- ・登山に必要な知識、技術の習得に向け指導する。
- ・登山計画書を参加生徒等とともに作成し、校長の承諾を得る。
- ・登山計画書を県教育委員会その他関係機関に届け出て、必要に応じ承認や許可を得る。
- ・参加生徒等の保護者に登山活動の概要を知らせるとともに、参加の承諾を得る。
- ・参加生徒等の健康状態を把握する。

ただし、学校行事における集団登山において、参加者が多数である等の理由により登山計画の立案及び登山計画書の作成を参加生徒等とともに行うことが困難な場合には、この限りではない。

##### ○山行中

- ・参加生徒等の安全を確保する。
  - 参加生徒等の健康状況、危険箇所、天候の変化等に細心の注意を払う。
  - 安全登山の実施を最大の目的とし、撤退を常に意識する。
  - 事故等が発生した場合には、全員の安全を確保し、救助を要請する。
- ・承認を受けた計画内容を忠実に実行する。

##### ○山行後

- ・下山後、校長等へ速やかに報告する。
- ・成果を最大限にするため、参加生徒等とともに反省会を開く。
- ・登山報告書を県教育委員会に提出する。



## 2 引率者の要件

登山の実施については、部活動であれ、学校行事であれ、学校の管理下において実施するものであることから、当該学校の教員が引率者となり、出発から帰校するまで責任を負うものである。

また、登山は、急激な天候の変化に代表されるような、日常生活とは異なる環境下で、適確に対応していくことが求められるため、引率者は登山特有の知識や経験を有している必要がある。そのため、本県高校生等の登山活動中の安全を確保するため、引率者には、少なくとも一人は、登山指導の経験が満5年以上あり、かつ、公益財団法人日本スポーツ協会認定の指導員資格を有するか、または、国立登山研修所等で実施される県が指定した研修等に参加した者を置くことを必須とする。

上記に該当する者がいない場合は、要件を満たす引率者が引率する他校の登山と合同により実施するか、下記4の登山アドバイザーを帯同させることで、要件を満たす者を引率者として置いたものとみなす。

## 3 引率者の人数

登山は、山の中での活動である特殊性から多人数を一人の引率者が指導監督するには限界があることから、参加生徒等10名につき1名以上を引率者として置くこととする。

ただし、学校行事における集団登山について、この基準によりがたい場合は、登山ルート等を勘案した上で登山計画審査会が了承した場合はこの限りではない。

また、1パーティにつき2名以上の引率者を置くことを必須とする。

引率者それぞれの役割分担や指揮系統を明確にしておくことが、山行中、特に不測の事態に遭遇した際に適確な対応を取る上で必要なことから、必ず引率責任者を置くこととする。また、学校行事における集団登山においては、養護教諭等を引率者に加えることが望ましい。

## 4 登山アドバイザー

登山アドバイザーは、安全登山の実施に向けて、原則として全ての登山において、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。また、アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者とする。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ1、コーチ2、コーチ3又はコーチ4の資格保持者
- (2) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドステージⅠ又はステージⅡの資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージⅠ、ステージⅡ又はステージⅢの資格保持者

## 第3章 安全な登山の実施に向けた登山計画の立案

この章では、具体的な登山計画書の作成に向けて、計画の立案をどのような観点で進めるべきか、また、どのようなプロセスで進めるべきかを適切に理解するためのポイントを挙げる。

### 1 計画立案の重要性

登山は、綿密な計画の作成と周到な準備からスタートする。

登山の計画と準備は、急変する自然の中で行う厳しい活動であることを念頭に置いて行う必要がある。山行するルート of 把握はもとより、危険箇所の把握、天候の変化や予期せぬ事故等を想定した緊急時の対応策を含めた登山計画を立案することが、非常時にもパニックとなることなく、冷静な対応を促せ、結果として事故が起きた場合でも二次被害の防止につながる。

「登山の出発時には、登山の半分が終わっている」と言われるほどであり、計画と準備には十分に時間をかけて作成する必要がある。

### 2 立案時の留意点

登山を成果あるものとするためには、参加者全員が目的のほか、登山の行程や危険箇所、非常時の対応策等について共有する必要がある。また、適切な役割分担の下、実施される必要があることから、立案時から参加者全員で話し合い、計画を作成することが大切である。

また、部活動における登山については、年間を見通して登山の計画を立てることで、個々の登山の意義や目的等を明確にしておく必要がある。

なお、学校行事における集団登山で、参加生徒等が多数であること等により参加者全員で話し合い、計画を作成することが困難な場合でも、参加者全員が、目的のほか登山の行程や危険箇所、非常時の対応策等について十分に理解しておく必要がある。

### 3 登山の組織体制

登山においては、参加する者を取りまとめ、適確な状況判断と指示を行うリーダーの存在が必要であり、学校教育活動における登山の真のリーダーは引率者となる教員（引率責任者）である。

また、引率責任者を含む引率者は、山行中は予め明確に定めた役割分担を踏まえ協力し合いながら業務に当たるとともに、日頃の指導等を通じて生徒等とのコミュニケーションを図ることにより、山行中、参加生徒等に対する確に指示が伝わる信頼関係を構築しておく必要がある。

なお、参加生徒等の主体性・責任感等を育成する観点から、参加生徒等の中からリーダーを決め、日頃から仲間たちとの結束力を高めていくなど、チームワークや主体的な活動を促していくものとする。

加えて、学校教育活動における登山は、山行する者だけで実施するものではなく、校長をはじめとした学校関係者が適切なサポート体制を整えることにより、出発から帰校に至るまで安全な登山を実施できることとなる。そのため、管理職を中心に組織する留守本部を設け、当該留守本部を中心に警察や消防、医療機関のほか、保護者との連絡体制を整えておくとともに、非常時の情報伝達や情報共有を迅速かつ円滑に行うこととする。このほか、留守本部は登山を実施している一行の状況をきめ細かく把握するとともに、気象などの情報を常時収集し、必要に応じて情報を現場の引率者に伝達するほか、適切な指示を行う必要がある。

#### 4 山行地の選定

山行地は、参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適したものを選定することが重要であり、特に安全面には十分配慮する必要がある。

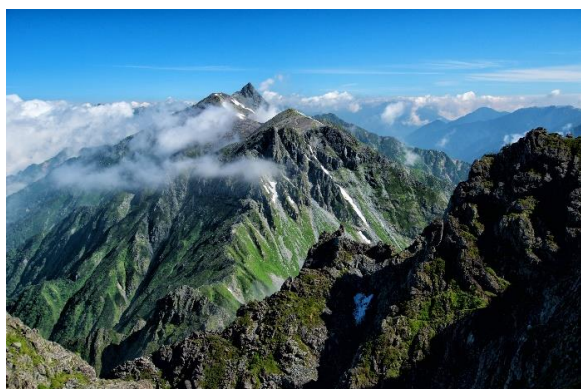
なお、山行ルートは、別紙「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲」における難易度 A～C とし、D と E に該当する山行ルートは認めない。その際、難易度が定められていない山行ルートについては、登山計画審査会の審査を経て決することとする。

また、下記については、現行においても山行を認めておらず、今後も認めないので注意すること。

- (1) ハーケンやハンマー等を当然必要とするような岩登りや沢登り等を伴う登山
- (2) 北アルプスの大キレット、不帰キレット、西穂高から奥穂高にかけての稜線のほか、飯豊山の石転び沢雪渓、剣沢雪渓、針ノ木雪渓といった特に難易度の高いルート

また、第1章4において、冬山登山や雪上活動訓練を禁止しているところだが、夏山における残雪及び雪渓については、傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない場合には、当該残雪及び雪渓を含むルートの山行を認める。

なお、残雪または雪渓の状態は年によって異なることから、山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決する。



北アルプスの大キレット



北アルプスの不帰キレット



西穂高稜線



石転び沢雪渓（遠景）



針ノ木雪渓

## 5 事前準備・事前指導

安全に登山を実施するため、日頃から次の事項について具体的な対策や準備を講じるとともに、児童生徒自身も取り組めるよう児童生徒の指導に当たること。また、具体的な登山の実施に向けては、管理職とも相談しながら非常事態への対応等について体制を整えておく必要がある。

- ・ 日常の健康管理及び健康状態の把握
- ・ 身体・体力面でのトレーニングによる基礎体力の養成
- ・ 登山知識（山岳全般に関する基礎的知識、天気図読図等）の習得や登山用具の取扱いの習熟
- ・ 非常事態への対応（荒天対策、怪我や病気への対応方法、救急法、連絡方法等）の確認
- ・ 山行地に関する情報収集や登山計画の作成

## 6 安全対策

### (1) 荒天対策

急変する山の天候について、山行前だけでなく山行中にもしっかり把握する。

降雨や落雷等の荒天時にどのような対応を取るか（中止、延期、あるいは山行中であれば途中帰還等）、また、その判断基準等を事前に検討し、計画として明記しておく。

特に途中帰還の場合、どのようなエスケープルートを用いて帰還するのか、予め想定し、計画として立てておく必要がある。

## (2) 事故防止対策

参加生徒等を引率する上で、山行ルート等について山行直前まで最新の情報を収集し、危険箇所等を把握しておくことは、事故を回避する上で非常に重要である。このため、事前の下見は可能な限り実施しておくべきである。また、各種媒体の活用や手段を講じることで最新の情報を収集しておく必要がある。なお、下見の実施が困難かつ登山アドバイザーが帯同しない場合には、引率者のうち1名は計画登山ルートの登山経験を有することを必須とする。

また、登山は日常生活とは異なる環境下において体力を使う活動であるだけでなく、急激な天候の変化等により身体的にも大きな負担がかかることから、参加生徒等の健康状況を把握し管理することは、事故を起こすことなく安全な登山を実施する上で非常に重要である。

このため、参加生徒等の健康状況を事前に把握するだけでなく、山行直前（当日）においても健康状況をしっかり把握し、不良の場合は参加させないことが重要である。

山行直前（当日）の荒天やその他不測の事態等による日程や行程等の変更については、計画に沿った変更であるとしても、その判断は冷静かつ的確に行う必要がある。引率責任者は、天候等の変化や現地の状況について正確な情報の収集と的確な分析に努め、参加者全員の安全を最優先に、引率者や登山アドバイザーと十分に協議するとともに、留守本部と相談の上、日程や行程等の変更を行うものとする。そのため、計画立案時に際しては、計画変更時の相談先・報告先を明確にし、双方が迅速な対応を取れるようにしておくことが必要である。また、引率責任者は、計画変更の内容及び理由を参加者全員に十分に説明し、共通理解を図るものとする。

登山は、学校教育活動として学校の管理下において実施される活動であることから、登山が天候不良等の影響を受けず、計画どおり進められた場合であっても、その実施状況については、適宜、留守本部に連絡を取るとともに、必要に応じ、留守本部から指示を受けることが登山を最後まで安全に実施する上で大切である。

なお、荒天対策と同様に、参加生徒等の体調やルート状況、山行の進捗状況（山行タイム）等に基づく途中帰還の判断基準やエスケープルートの設定等を行っておくことが重要である。

## (3) 救急対策

事故等が発生した場合、引率者は、その状況を正確に把握するとともに、躊躇することなく、警察、消防等への救助要請を行うこと。また、止血等の応急対応に努めること。そのためには、事前に応急措置の知識を身に付けておくことも重要である。

また、引率者は、参加生徒等が体調不良の場合、体調等を十分に見極めた上で、留守本部と相談・協議しながら停滞もしくは下山を判断し、下山した場合は直ちにあらかじめ確認しておいた医療機関等において必要な措置を受けること。このため、最寄りの医療機関等について、事前の連絡先や搬送方法を確認しておくことが計画を立案する際には重要である。

なお、山中において、対応に迷った場合には、消防等に電話で相談することも検討すること。

山間部は日常の生活圏とは異なり、携帯電話等の通信機器が使用可能とは限らず、救急時の連絡を確実にを行うためには、どのエリアが通信不可の範囲なのか、また、どこまで行けば通信可能となるかを予め把握しておくことが有効となってくる。

事故等により救助活動が必要となった場合に、事後の適切な対応を確保するため、予め保険に加入しておくことが必要である。

#### (4) 熱中症対策

夏山登山において、熱中症対策は必須であり、引率者はもちろんのこと、生徒自身も熱中症に対しての知識を習得し、準備や対策を講じた上で登山を行う必要がある。

熱中症については、①湿度②日射・輻射など周辺の熱環境③気温と複数の要因が影響することから、山行中は熱中症計を用いて、暑さ指数（WBGT）を計測し、対策を講じることが求められる。また、熱中症警戒アラート（気象庁）等を活用し、適宜最新の情報を得ることも大切である。

なお、日頃から規則正しい生活をするのが、熱中症予防にとって重要であるため、体調をしっかりと整えた上で登山に臨むようにすることが大切である。

### 7 不測・緊急の事態への対応

事故等の不測・緊急時には、昼夜を問わず、留守本部及び保護者への連絡を取り、留守本部等と事態に関する情報の共有を図る必要があることから、現地から留守本部、保護者への連絡体制（連絡網）を予め整えておく必要がある。

また、最寄りの医療機関や警察の連絡先の把握については、上記6(3)のとおりである。

### 8 保護者への説明及び承諾

参加生徒等の保護者に対し、実施しようとする登山の計画内容を示した上で、参加についての承諾を得る必要がある。また、緊急時の連絡先等を学校としても把握しておく必要がある。

（保護者へは登山計画審査会の審査を経て県教育委員会の承認を受けた登山計画書を渡しておくこと。）

《 登山計画の立案～実行～下山後の手続きまでのフロー 》

山行目的の設定と山行地の選定  
実施時期の決定



参加生徒等の経験・技量（以下、「力量等」という）を踏まえ山行目的を明確にし、力量等に応じた山行地を選定する。また、年間計画に基づく山行となっているかも確認する。目的や山行地の特徴等も勘案しながら実施時期を決定する。

参加生徒等の決定



参加生徒等の力量等も勘案しながら参加者を決定する。参加生徒等の力量等や人数によっては山行地も変わってくることに留意する。

行動計画の検討  
山行地等の情報の再確認



日程、ルート（エスケープルートを含む）、事故防止対策等について、引率者と参加生徒等と一緒に検討を行う。  
※学校行事における集団登山の場合はこの限りではない。  
ルートや幕営地（宿泊地）の状況を確認する。  
引率者は可能な限り下見を行う。

登山計画書の作成



ガイドラインを参考の上、登山計画書を作成する。

承認申請・審査・承認



県教育委員会から指示された期日までに登山計画の承認申請を行う。承認を受けた計画について変更等が生じた場合は、速やかに報告する。

保護者への説明・承諾



承認を受けた登山計画書の内容について保護者の理解を得て登山参加の承諾を得る。※状況によっては承認前でも可

関係機関等への届出



登山計画書を「コンパス」にて提出（登録）する。

出発前の最終点検



留守本部との連絡方法を確認する。当日、参加生徒等の健康状況の確認を行うとともに、体調不良者は山行させない。山行地の気象等の最新情報を収集する。

入山・山行・下山



登山計画書を遵守の上、山行を実施する。不測の事態が発生した際には適宜留守本部とも相談し対応する。下山した旨、「コンパス」に登録する。

下山直後の報告



下山後速やかに電話・ファクシミリ等で県教育委員会に報告する。報告の際にはヒヤリハット事例等についても触れる。

登山報告

所定の様式で県教育委員会に報告（提出）する。

## 第4章 登山計画書の作成

この章では、第3章で掲げた計画立案の考え方を基に、具体的な登山計画書の作成について、主に記載すべき事項を中心にまとめる。

なお、ここで掲げる事項は計画書に記載すべき必要最小限の事項等をまとめたものであり、個々の登山に応じて、より一層の安全対策等を講じるべきであり、講じる安全対策等については計画書にも記載することとする。

### 1 計画書作成の意義

登山計画の作成は登山技術の第一歩であり、最も大切な要素とされている。

引率者だけでなく、参加生徒等も積極的に計画書の作成に加わることで、山行する行程の把握はもちろんのこと、危険箇所等の認識やその他の不測の事態に陥った場合でも、冷静な対応を取ることが期待でき、事故等が発生するリスクを可能な限り軽減することにつながる。

また、作成した登山計画書を有識経験者で構成する登山計画審査会に諮り、安全対策面のチェックや必要に応じた指摘や助言を受け、計画の改善を図ることにより、より安全な登山の実施が期待できる。さらには、作成された登山計画書を公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」を通じて地元警察等と共有するとともに、留守本部や保護者とも共有することにより、非常時の迅速な対応が可能となる。

引率者はこれらのことを念頭に置いて、より具体的で実効性のある登山計画書を作成することとする。

### 2 作成作業の留意点

登山を成果あるものとするためには、参加者が山行の目的のほか、登山の行程や危険箇所、非常時の対応策等について共有する必要がある。また、適切な役割分担の下で、実施される必要があることから、立案時から、参加者全員で話し合い計画を立案することが大切である。

そのため、本県立学校が登山を計画する場合には、引率教員と参加生徒等がともに登山計画書を作成し、登山の目的の設定はもとより、行程や危険箇所の把握、事故防止対策の検討等についても危機管理の習得の一環として共同で作業に携わるものとする。

なお、学校行事における集団登山について、参加者が多数である等の理由により、引率教員と参加生徒等が共同で作業に携わることが困難である場合には、参加者全員に対し、山行の目的のほか、登山の行程や危険箇所、非常時の対応策等について事前に十分な指導を行うものとする。

### 3 計画書の作成

#### (1) 行事名等

- ・目的等も含め具体的に分かりやすい行事名とすること。



・実施主体（部活動として実施するのか、学校行事として実施するのか）を明記すること。

(2) 目 的

- ・登山の実施により何を目的とするかを具体的、かつ、明確に記載すること。
- ・当該目的については、参加生徒等全員の理解を徹底すること。

(3) 場 所

- ・山行を実施する主な山の名称、都道府縣市町村名を記載すること。
- ・参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適した山を選定すること。

(4) 期日（日数）

・日数の増加に伴い必要な装備や食糧等の量が増加するとともに、日常生活とは異なる環境下での複数日にわたる活動は参加生徒等への身体的に過度な負担をかけることになる。このような状況下での活動は、参加生徒等の体調不良や判断力の低下を引き起こし、事故も起こしやすくなる。こういった事態を防ぐため、日程は宿泊を伴うものは3泊4日（予備日を含む）を標準に、最長でも予備日を含め4泊5日までとすること。

(5) 日程ルート

・(3)と共通するが、参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適した山、日程ルートを選定すること。

・想定する日数内で安全に歩けるルートとするが、設定に当たっては、参加生徒等のうち、登山経験量や体力等において最も低い生徒を基準として設定するとともに、次の点を遵守すること。

① 各日とも行動時間が原則8時間（休憩時間を含む）を超えないこと。

また、行動時間を算定するコースタイムはガイドブック等に示された標準コースタイムを基本とするが、参加生徒等の体力・技術の程度等を考慮し、必要に応じて所要時間の調整を行うこと。なお、標準コースタイムよりも早い時間設定をする場合は、根拠を示すこと。

② 日没以降の山行は実施を認めない。出発時刻は少しでも早く設定することが望ましい。

③ 悪天候や事故等の不測の事態に備え、事前に安全な避難場所・エスケープルート等を確認の上、設定すること。

④ 7月～9月の登山は熱中症対策のため、原則として、標高が比較的高く（概ね700m以上）、かつ登山口も高所にある山とする。（登山口までは、バス、ロープウェイ等により移動が可能な山とする。）ただし、標高の高い山での山行が困難であり標高の低い山で山行を行う場合は、気温上昇の時間帯を避け、概ね正午までに下山できる山とする。

⑤ 夏季の登山は落雷の危険性が高まることから、落雷が発生しやすい午後の時間帯の山行を極力避けるとともに、午前中に山頂を通過する計画とすること。

秋季、冬季においては日没が早いことから、午前中に山頂を通過する計画とすること。なお、冬季については、遅くとも15時には登山口に帰着する計画とすること。

- ⑥ 登山口までのアプローチの手段や行動種別（全装行動、サブ行動）を明記すること。
- ⑦ 通過地点等はできるだけ具体的に記載するとともに、各地点の通過予定時刻を記載すること。また、通過地点については、可能な限り標高を記載すること。
- ⑧ 予備日は、悪天候等により山行を計画どおり進められない場合を想定し確保するもので、日程に組み入れて設定すること。したがって、山行を計画どおり進められている限り、予備日を使うことはなく、まして予備日を使って計画にない行動はしないこと。

なお、日帰りのルートや山中での停滞等の可能性が極めて低い簡易なルートで予備日を設定する必要がないことが明らかな場合は必ずしも設定する必要はない。

#### (6) 引率者

- ・引率者（教員※具体的な要件等については、第2章を参照）について、氏名、職名、指導経験年数、指導員資格の有無、登山関係講習会の有無（有の場合、具体的講習名）、過去の登山歴（今回登山を行うルートの登山実績がある場合はその登山年月）、住所、本人連絡先、家族の連絡先を記載すること。
- ・1パーティに対し2名以上の引率者を置くこと。かつ、参加生徒等10名につき1名以上の引率者を置くこととする。ただし、学校行事における集団登山について、この基準によりがたい場合は、登山ルート等を勘案した上で登山計画審査会が了承した場合はこの限りではない。
- ・登山アドバイザーを帯同させる場合には、別途定める基準を満たす者を登山アドバイザーとし、所定の事項を記載すること。

#### (7) 参加生徒等

- ・参加する児童生徒について、氏名、学年（組）、健康状況、血液型（可能な範囲で）、性別、過去の主な山行、住所、保護者の連絡先を記載すること。

特に、健康状況は計画書を作成する時点はもちろんのこと、山行直近や山行当日にも確認し、健康不良の場合は山行には参加させないこと。

#### (8) 装備計画

- ・共同装備及び個人装備ともに行程に即した内容とするとともに、過不足なく準備すること。
- ・全装行動及びサブ行動を併用する場合は、装備の使い分けに十分留意すること。
- ・ヘッドランプや携帯電話等の電気機器については、予備電池等も装備に含めること。
- ・通信機器は山行実施地に適した通信機器を携行すること。
- ・噴火警戒レベルが運用されている火山※に登る際はヘルメットを持参すること。

※ 活火山のうち、気象庁が発表する「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定された50火山（硫黄島は除く）

#### (9) 食糧計画

- ・予備日も含め、全日程の食糧を十分確保し、各日、朝昼晩ごとの計画を記載すること。

なお、予備食は悪天候や参加者の体調不良等で当初の行動計画より日程が延びることを予測して用意する食糧であり、予備日の設定に応じて予備日分の食糧3食を計画し記載すること。

・非常食は、極度の疲労等で体調を崩し共同食を摂取できない場合や道に迷い水も火もない状況下で、体力温存のために摂取するものであり、日帰りであっても必ず一人一人が準備することとし、記載すること。

なお、非常食はその性質上、火や水を使用しなくとも摂取でき、かつ、カロリーの高いものとする。

#### (10) 事前トレーニング計画

・安全に登山を実施するため、事前のトレーニングについて具体的内容や計画を記載すること。  
・必ずしも身体・体力面でのトレーニングに限るものではなく、安全対策面（荒天対策、怪我や高山特有の病気、症状の対処方法、緊急時の対処に関するシミュレーション等）でのトレーニングや技術的トレーニング（装備の使用訓練、地形図読図等）あるいは登山を行う山域研究等が挙げられ、実施予定のものについて記載すること。

#### (11) 事故防止及び救急対策

荒天対策や事故防止、救急対策、熱中症対策等について、取り得る準備や対応策を具体的に明記すること。

当然のことではあるが、実際に行動すること（すべきこと）をしっかりと考え、計画書としてきちんと記載すること。

##### ① 荒天対策

・対象とする山の天候等について、山行前及び山行中にしっかりと把握すること。

また、具体的に何の情報なのか（天気、降水量、落雷予防等）を明確にし、これらの情報をどのような媒体、手段で入手するかも含めて記載すること。

・雨天や雷雨等の荒天時にどのような対応を取るか（中止、延期、あるいは山行中であれば停滞、途中帰還等）、また、その判断基準等を事前に検討し、計画として明記しておくこと。

・特に途中帰還の場合、どのようなルート（エスケープルート）を用いて帰還するのか、予め想定し、計画として立てておく必要がある。

・荒天時の避難場所（避難小屋等）の所在を把握し、計画書に名称等を記載しておくこと（概念図には所在地を記載しておくこと）。

・その他、荒天対策として行う具体策を計画書に記載すること。

##### ② 事故防止対策

・登山コース等の状況について、山行直前に最新の情報を把握しておくこと。

また、具体的にはどのような情報（通行止め箇所、落石等の危険箇所など）が有効かを想定し、これらの情報をどのような媒体、手段で入手するかも含めて記載すること。

なお、引率者は可能な限り下見を実施すること。また、下見を実施する場合は、その旨、計画書に記載すること。

・参加生徒等の事前の健康状況を把握することはもとより、山行直前（当日）の健康状況をしっかりと把握し、不良の場合は参加させないことについて、明記すること。

・悪天候やその他不測の事態により計画変更を行う場合の相談先・報告先を記載すること。

- ・登山の実施状況について、適宜、留守本部へ報告することとし、具体的に連絡先（所属、職名等）やどの程度の頻度で連絡するかなどを記載すること。
- ・その他、事故防止対策として行う具体策を計画書に記載すること。

### ③ 救急対策

- ・事故や体調不良者等が発生した場合の対処方法（例：歩ける場合は登山を中止するとともに速やかに下山する等）を想定し、具体的に記載すること。
- ・搬送する最寄りの医療機関や管理小屋の連絡先を明記すること。また、緊急時連絡フローにも明記すること。
- ・携行する携帯電話等の通信機器の通信可能エリアを把握するとともに、具体的に当該エリアを示す図面を準備すること。
- ・事故等に伴い救助活動等を必要とする場合に備えるため保険に加入するとともに、加入済もしくは加入予定の保険取扱会社名及び具体的な補償内容を記載すること。

### ④ 熱中症対策

- ・山行の前日及び当日の出発前等に、環境省熱中症予防情報サイト等の情報を活用し、最寄りの観測地点の暑さ指数（WBGT）が登山活動時に 31 以上になることが予測される場合は、登山計画に応じた熱中症対策について改めて確認を行うと共に、山行中の熱中症対策を十分に行うこと。なお、登山口にて暑さ指数（WBGT）の測定を行い、31 以上になったときには計画を中止すること。
- ・山行中は定期的に暑さ指数（WBGT）の測定を行い、25 以上になったときには参加者の体調に注意を払うことはもとより、十分な休憩や水分補給等を行い熱中症の防止を図ること。また、31 以上になったときには計画を中止・変更するなどして安全に下山するための行動をとること。

### (12) 緊急時の連絡先






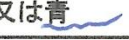


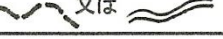



- ・現地から、留守本部はもとより、留守本部を通じて保護者までの連絡体制（連絡網、緊急時連絡フロー）を整備しておくこと。
- ・留守本部への連絡は、昼夜を問わずに連絡可能な体制を講じること。
- ・最寄りの医療機関や警察への連絡先も記載しておくこと。

### (13) 概念図（または、ルート図）

- ・尾根や沢、谷の形状等をわかりやすく単純化して表すとともに山行ルートを図示した概念図を作成すること。

概念図の作成に当たっては、次の記号を参考の上図示するとともに、概念図名や地名、標高数値、方位、縮尺、バースケールを記入すること。

【概念図作成の記号】

対 象	記 号	カラーでは(第2法など)	備 考
ピーク(大)	○	赤 ○	大小で区別しなくてもよい
ピーク(小)	●	赤 ●	大小で区別しなくてもよい
ピークではない標高点	●	赤 ●	
鞍部・峠・コル(大)		赤	大小で区別しなくてもよい
鞍部・峠・コル(小)		赤	大小で区別しなくてもよい
尾根	 (やや太く)	蛍光・茶 	
尾根(顕著でないもの)	 (破線)	蛍光・茶 	
谷・川・沢	 (やや細く)	蛍光・青又は青 	水流無くとも源流まで描く
山小屋・避難小屋		黒	
登山道・歩道		黒	
林道・車道	 又は 	蛍光・緑 	
ロープウェイ・リフト		黒	

・尾根等の地形を記載する概念図に代えて、等高線が記載された地図を用いて、山行予定のルートを分かりやすく図示したもの(ルート図)でも可とする。

・(5) で記載した通過地点や(11) で記載した危険箇所等についても可能な限り図上に示すこと。

(14) 保護者への周知及び承諾

・参加生徒等の保護者に対し、登山計画の内容を示した上で、参加についての承諾を得ることとし、その旨計画書に記載すること(保護者宛通知及び承諾についての文書案を計画書に添付することが望ましい)。

(参考) 山行(山・宿泊の有無等)の違いによる装備の目安

共同装備

項目	品名	右記以外の通常の登山				標高が低い山や野外活動フィールド等		学校行事における日帰り集団登山	備考
		幕営	小屋泊 素泊	食事付	日帰り・サブ行動	幕営	日帰り・サブ行動		
幕営用具	テント(ペグを含む)	○				○			
	テントマット	*				*			
	ツェルト		○	○	○		*		
	ランタン	○	*	*		○			
炊事用具	コッヘル	○	○	*	*	○	*		
	しゃもじ・おたま	*	*	*	*	*	*		
	たわし	○	*	*	*	○	*		
	まな板セット	○	*	*	*	○	*		
	ガスバーナー	○	*	*	*	○	*		
	ガスボンベ	○	*	*	*	○	*		
	水用ポリタンク	○	*	*	*	○	*		
その他	ラジオ	○	○	○	○	○	○		
	天気図用紙	○	○	○	○	○	○		
	医薬品等	○	○	○	○	○	○	○	ファーストエイドキット :三角巾、ガーゼ付き絆創膏、使い捨て手袋、タオル、消毒薬、テーピング用テープ、真水(水道水)500ml程度(ペットボトル)、穴を開けたペットボトルキャップ、鎮痛剤、健胃剤、下痢止め、抗ヒスタミン剤、軟膏、湿布、巻軸帯、ガーゼ、脱脂綿、ハサミ、爪切り、ピンセット、安全ピン、体温計等  学校行事における集団登山の場合、自動体外式除細動器(AED)を持参することが望ましい。
	熱中症計	○	○	○	○	○	○	○	
	修理具一式	○	○	○	○	○	○	*	ペンチ又はプライヤー、針金、結束バンド、金属製スリーブ、リペアシート、針と糸、強粘着テープ又はリペアテープ、細引き(予備)、フレーム(予備)等
	裁縫用具	○	○	○	○	○	○	*	
	トランシーバー(予備電池を含む)	○	○	○	○	○	○	○	
	衛星携帯電話(予備電池を含む)	*	*	*	*	*	*	*	
	カメラ	*	*	*	*	*	*	*	
	ロープ(長、短)	*	*	*	*	*	*	*	長:50m程度、短:20m程度
	スリング(長、短)	*	*	*	*	*	*	*	長:120cm程度、短:60cm程度
	カラビナ(環付、環なし)	*	*	*	*	*	*	*	
	ロール紙・ちり紙	○	○	○	○	○	○	○	
ビニール袋	○	○	○	○	○	○	○		

○:必ず携行する装備

\*:山行の目的、形態、内容等に応じて携行する装備

(参考) 山行(山・宿泊の有無等)の違いによる装備の目安

個人装備

項目	品名	右記以外の通常の登山			標高が低い山や野外活動フィールド等		学校行事における日帰り集団登山	備考
		幕営	小屋泊 素泊	食事付	日帰り・サブ行動	幕営		
着用 装備	ジャケット	○	○	○	○	*	*	アウターレイヤー
	登山用パンツ	○	○	○	○	○	○	
	ロングスリーブシャツ(長袖シャツ)	○	○	○	○	○	○	* 襟付きが望ましい
	セーター、フリース等	*	*	*	*	*	*	*
	体操着またはジャージ 上下							○
	下着	○	○	○	○	○	○	○
	靴下	○	○	○	○	○	○	○
	登山靴	○	○	○	○	*	*	*
	運動靴					*	*	○
	帽子	○	○	○	○	○	○	○
	防風・防水・防寒用上着	*	*	*	*	*	*	*
	レインウェア	○	○	○	○	○	○	○
	メインザック	○	○	○		○		
	サブザック	*	*	*	○	*	○	○
	グローブ(軍手)	○	○	○	○	○	○	○
	冬用手袋	*	*	*	*	*	*	*
	ヘッドランプ(予備電池・予備電球を含む)	○	○	○	○	○	○	○
	登山スバック(登山ゲイター)	*	*	*	*	*	*	
	サングラス	*	*	*	*	*	*	
	ヘルメット	*	*	*	*	*	*	*
携行 装備	シュラフ	○	*	*		○		
	マット	*	*	*		*		
	水筒	○	○	○	○	○	○	○
	食器	○	○	*	*	○	*	*
	はし	○	○	*	*	○	*	*
	手ぬぐい・タオル	○	○	○	○	○	○	○
	洗面具一式	○	○	○		○		
	スマートフォン(予備電池を含む)	*	*	*	*	*	*	*
	ライター又はマッチ	○	*	*	*	○	*	
	ナイフ	○	○	○	○	*	*	
	時計	○	○	○	○	○	○	*
	地図	○	○	○	○	○	○	○
	コンパス	○	○	○	○	○	○	○
	筆記具	○	○	○	○	○	○	○
	計画書	○	○	○	○	○	○	○
	安全登山ハンドブック	○	○	○	○	○	○	○
	健康保険証	○	○	○	○	○	○	*
	靴ひも	○	○	○	○	*	*	
	細引き	○	○	○	○	*	*	
	ちり紙	○	○	○	○	○	○	○
個人医薬品	○	○	○	○	○	○	○	
ホイッスル	○	○	○	○	○	○	○	
スリング(長、短)	*	*	*	*	*	*		
カラビナ(環付、環なし)	*	*	*	*	*	*		
トレッキングポール	*	*	*	*	*	*		
レスキューシート	○	○	○	○	○	○	*	

○:必ず携行する装備

\*:山行の目的、形態、内容等に応じて携行する装備

## 第5章 登山計画承認等の手続き

この章では、登山計画の学校以外の第三者の視点によるチェックの仕組みや、計画承認後の登山届の提出（登録）等、実際に登山を実施するまでの手続きをはじめ、下山後に実施することまでの、一連の必要な手続きについて触れる。

### 1 計画の承認

#### (1) 登山の位置付け

県立学校が実施する登山（部活動登山を含む）は、県立学校管理規則第9条において定める学校行事であり、その実施に当たっては、事前に、登山の目的をはじめ、安全対策等が適切に講じられているか否か、県教育委員会の承認を受ける必要がある。

計画内容の適否の判断に当たって、県教育委員会は、原則として、登山計画審査会の審査結果を経るものとする。

#### (2) 承認申請

登山計画の承認申請については、別途県教育委員会が指示する日までに別記様式1号を提出するものとする。

### 2 登山計画審査会

#### (1) 登山計画の審査

県教育委員会は、県立学校長から提出された登山計画について、行程や安全対策、緊急時の対応等、計画の内容が適切か否かを専門的見地から確認するため、有識者等で構成する登山計画審査会の審査にかけるものとする。

#### (2) 対象

第1章の1で定義される「登山」については、登山計画審査会による審査を要するものとする。

なお、登山として取り扱わないものであっても、県立学校管理規則に基づき学校行事としての届出の手続きは必要となる。

#### (3) 審査結果等

##### ① 区分

審査の結果については、次の区分のとおりとする。

##### ア 特に問題なし

計画書の内容が適正と判断されるもの。

##### イ 意見を付す

登山の実施については基本的に問題はないものの、実施に当たり軽微な計画の修正等を要するもの。

##### ウ 再提出を要する



安全対策面や緊急時の対応、その他計画の実施に当たり、計画内容が十分に練られておらず、このままでは登山の実施を認められないことから、計画内容を訂正・修正の上、再度計画書の提出を要するもの。

#### ② 再審査

登山計画の再提出があった場合は、県教育委員会は再度、登山計画審査会の審査にかけるものとする。

### 3 計画の変更等

承認を受けた計画について、行程や実施期日の大幅な変更（1か月以上または季節が異なる等）など、主要な内容の変更を行う場合は、変更計画書とともに別記様式2号を提出の上、再度、登山計画審査会の審査を経て県教育委員会の承認を得ること。

なお、行程等の承認を受けた計画の主要部分を変更せずに、期日の変更（1か月未満かつ季節が異なる場合に限る。）等軽微な変更のみの場合は登山計画審査会の審査は要しないこととする。ただし、変更計画書とともに別記様式2号を提出の上、県教育委員会の承認は得ること。

また、悪天候その他の事情により計画を取りやめた場合には、別記様式3号により登山を中止する旨の報告を県教育委員会に行うこと。

### 4 関係機関への届出

事故や遭難等の事態に陥った際に参加生徒等の身体・生命を守るためには、一刻も早い警察や山岳協議会等による救助等が有効である。

このため、県教育委員会の承認を受けた登山計画書の内容は「コンパス」にて登録し、計画内容について警察等と共有しておくこと。

### 5 実施後の報告

#### (1) 下山報告

下山（学校への帰校・解散等）後は、県教育委員会に報告（電話連絡・ファクシミリ等も可）するものとする。また、下山した旨を「コンパス」にも登録すること。

#### (2) 報告書の提出

登山実施後は、参加者全員で反省会を開き、目的の達成度やヒヤリハット事例等を全員で共有するとともに、記録を整理し、登山報告書（別記様式4号）を県教育委員会に提出すること。

### 6 審査結果等の公表

#### (1) 審査結果の公表

県教育委員会は、登山計画審査会の審査結果について、以下の項目を遅滞なく県ホームページで公表する。

- ・審査結果〔「特に問題なし」「意見を付す」「再提出を要する」ごとの件数〕

(審査対象件数及び提出校名などの付随事項を含む)

・助言件数

(2) 登山の実施結果の公表

県教育委員会は、5 (2)により提出された登山報告書に基づき、別記様式5により各校の登山の実施結果（ヒヤリハット事例を含む）を県ホームページで公表する。

## 第6章 登山計画書の作成例

この章では、登山計画書の具体的な作成例を示す。

なお、各項目での注意点を記したので、計画書作成の際の一助として活用されたい。

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 ○○○○学校長

登山の承認申請について

このことについて、下記の計画により実施したいので、承認くださるよう願います。

記

1 行事等名 令和○年度○○合宿登山(部活動)

※学校行事の例

〔令和○年度第3学年遠足登山(学校行事)〕

部活動か学校行事かが分かるように記載する。

2 目的 登山を通じて山岳部員としての基礎技術の習得と体力の向上を図り、自然に親しむ態度と望ましい人間関係を養う。

※学校行事の例

〔大自然の中で集団生活を営むことによって、自然を愛し、集団行動のルールを体得し、互いに助け合い、たくましく生きる力を身につける。〕

3 場所 ○○山(△△県□□市、▽▽県◇◇町)

山名及び括弧書きで山が所在する都道府県名、市町村名を記載する。  
県内の場合は都道府県名は省略可。

4 期日 令和○年7月25日(木)～7月28日(日)  
3泊4日(予備日を含む)

期日は予備日を含めて記載する。最長でも予備日を含め4泊5日とする。  
記載例は7/28が予備日の場合。

5 日程ルート

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定時刻、利用交通機関、宿泊地(幕営、山小屋の別)
第一日目	7/25 (木)	<p>○○高校 ≡ ≡ ≡ ▽▽駅 ≡ ≡ ≡ ○○駅 ≡ ≡ ≡ □□</p> <p>7:00 路線バス 7:30 12:00 路線バス 13:00</p> <p>—— ○○ —— ◇◇キャンプ場(幕営)</p> <p>13:40 15:00</p>
第二日目	7/26 (金)	<p>◇◇キャンプ場(幕営) ..... ○○○○ ..... ○○小屋 ..... ○○分岐</p> <p>6:00 6:30 7:30 8:20</p> <p>..... ○○山 ..... ○○岳(2,***m) ..... △△山 ..... ○○分岐</p> <p>9:20 10:30 11:30 12:20</p> <p>..... ○○小屋 ..... ◇◇キャンプ場(幕営)</p> <p>13:00 13:50</p>
第三日目	7/27 (土)	<p>◇◇キャンプ場 —— □□ ≡ ≡ ≡ ○○駅</p> <p>7:00 8:00/8:15 路線バス 8:25/8:50</p> <p>≡ ≡ ≡ ▽▽駅 ≡ ≡ ≡ ○○高校</p> <p>15:15 路線バス 16:00</p>
第四日目	7/28 (日)	予 備 日
第五日目	/	

〔付記〕 (1) 日程は2泊3日を標準に、長くとも4泊5日(予備日を含む)を限度とする。  
 (2) ≡ ≡ ≡ 電車、≡ ≡ ≡ 車、—— 全装行動、..... サブ行動で記入。

6 引率者、参加生徒  
 別添「参加者一覧」のとおり

7 装備計画

(1) 全装行動

① 共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕 営 用 具	テント(ペグを含む)	4		炊 事 用 具	コッヘル	4		そ の 他	ラジオ	2	
	テントマット	4			しゃもじ・おたま	4			天気図用紙	8	
	ツェルト	4			たわし	2			医薬品等	2	
	ランタン	4			まな板セット	2			熱中症計	1	
					ガスバーナー	4			修理具一式	2	
					ガスボンベ	10			裁縫用具	2	
					水用ポリタンク	2			トランシーバー (予備電池を含む)	4	
									衛星携帯電話 (予備電池を含む)	4	
									カメラ	2	
									ロープ(長:50m程度)		
									ロープ(短:20m程度)	1	
									スリング(長:120cm程度)	4	
						スリング(短:60cm程度)	4				
						カラビナ(環付)	4				
						カラビナ(環なし)	4				
						ロール紙・ちり紙	5				
						ビニール袋	5				

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

② 個人装備

着用済分と合わせて計上する。

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ジャケット (アウターレイヤー)	1		携 行 装 備	シュラフ	1		携 行 装 備	健康保険証	1	
	登山用パンツ	2	うち、着替え1		マット	1			靴ひも	1	
	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)	2	うち、着替え1		水筒	1			細引き	1	
	セーター、フリース等				食器	1			ちり紙	2	
	下着	3	うち、着替え2		はし	1			個人医薬品	1	
	靴下	1	うち、着替え2		手ぬぐい・タオル	1			ホイッスル	1	
	登山靴	3			洗面具一式	1			スリング(長:120cm程度)	1	
	帽子	1			スマートフォン (予備電池を含む)	1			スリング(短:60cm程度)	2	
	防風・防水・防寒用上着	1			ライター又はマッチ	1			カラビナ(環付)	1	
	レインウェア	1			ナイフ	1			カラビナ(環なし)	2	
	メインザック	1			時計	1			トレッキングポール	1	
	サブザック	1			地図	1			レスキューシート	1	
	グローブ(軍手)	1			コンパス	1					
	冬用手袋	1			筆記具	1					
	ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)	1			計画書	1					
	登山スパッツ (登山ゲイター)				安全登山ハンドブック	1					
サングラス											
ヘルメット	1										

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その2)

(1)サブ行動・日帰り

①共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕 営 用 具	ツェルト	4		炊 事 用 具	コッヘル			そ の 他	ラジオ	2	
					しゃもじ・おたま				天気図用紙	4	
					たわし				医薬品	1	
					まな板セット				熱中症計	1	
					ガスバーナー				修理具一式	1	
					ガスボンベ				裁縫用具	1	
					水用ポリタンク				トランシーバー (予備電池を含む)	4	
									衛星携帯電話 (予備電池を含む)	1	
									カメラ	2	
									ロープ(長:50m程度)		
									ロープ(短:20m程度)	1	
									スリング(長:120cm程度)	2	
									スリング(短:60cm程度)	2	
						カラビナ(環付)	2				
						カラビナ(環なし)	2				
						ロール紙・ちり紙	5				
						ビニール袋	5				

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ジャケット (アウターレイヤー)	1		携 行 装 備	水筒	1		携 行 装 備	健康保険証	1	
	登山用パンツ	1			食器				靴ひも	1	
	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)	1			はし				細引き	1	
	セーター、フリース等				手ぬぐい・タオル	2			ちり紙	1	
	下着	1			スマートフォン (予備電池を含む)	1			個人医薬品	1	
	靴下	1			ライター又はマッチ	1			ホイッスル	1	
	登山靴	1			ナイフ	1			スリング(長:120cm程度)	1	
	運動靴	1			時計	1			スリング(短:60cm程度)	2	
	帽子	1			地図	1			カラビナ(環付)	1	
	防風・防水・防寒用上着	1			コンパス	1			カラビナ(環なし)	2	
	レインウェア	1			筆記具	1			トレッキングポール	1	
	サブザック	1			計画書	1			レスキューシート	1	
	グローブ(軍手)	1			安全登山ハンドブック	1					
	冬用手袋										
	ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)	1									
登山スパッツ (登山ゲイター)											
サングラス											
ヘルメット	1										

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その3)

(1) 学校行事における日帰り集団登山

① 共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	
幕 営 用 具				炊 事 用 具				そ の 他	ラジオ	1		
										医薬品等	10	
										熱中症計	1	
										修理具一式	2	
										裁縫用具	4	
										トランシーバー (予備電池を含む)	7	
										衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
										カメラ	4	
										ロープ(長:50m程度)	1	
										ロープ(短:20m程度)		
										スリング(長:120cm程度)	4	
										スリング(短:60cm程度)	4	
										カラビナ(環付)	4	
							カラビナ(環なし)	4				
							ロール紙・ちり紙	20				
							ビニール袋	20				

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

② 個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	
着 用 装 備	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)	1		携 行 装 備	水筒	1		携 行 装 備	健康保険証	1		
	セーター、フリース等	1			食器					ちり紙	1	
	体操着またはジャージ 上下	1			はし					個人医薬品	1	
	下着	1			手ぬぐい・タオル	1				ホイッスル	1	引率者のみ
	靴下	1			スマートフォン (予備電池を含む)	1				レスキューシート		
	登山靴				時計	1	引率者のみ					
	運動靴	1			地図、マップ	1	引率者は地形 図を用意					
	帽子	1			コンパス	1	引率者のみ					
	防風・防水・防寒用上着	1			筆記具	1						
	レインウェア	1			計画書	1						
	サブザック	1			安全登山ハンドブック	1	引率者のみ					
	グローブ(軍手)	1										
	冬用手袋											
ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)	1	引率者のみ										
ヘルメット	1											

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。



8 食糧計画

項目 月/日	朝 食		昼 食 ・ 行 動 食		夕 食	
	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
7/25 (木)			クリームパン オレンジ クッキー	○個 ○個 適量	米飯 ビビンバライスの素 海藻サラダ	○合 ○人分 ○袋
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     パーティー全体（参加者全員分）の数量を記入する（非常食を除く）。                 </div>						
7/26 (金)	うどん 油揚げ 乾燥ネギ	○玉 ○枚 適量	ロールパン チーズ、火腿、マスタード オレンジ ゼリー、チョコレート、飴	○個 適量 ○個 適量	スパゲティー パスタソース わかめスープ	○g ○人分 ○袋
7/27 (土)	チャーハン (米、玉葱、炒飯の素) 魚肉ソーセージ マスタード たまごスープ	○人分  ○本 適量 ○袋	グラノーラ(シリアル) グレープフルーツ ゼリー、チョコレート、飴	○g ○個 適量		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     予備日の食糧は朝・昼・夕食分を計画する。                 </div>						
予備日	インスタントラーメン 魚肉ソーセージ 乾燥わかめ	○袋 ○本 適量	乾パン ドライフルーツ(アップル) ゼリー、チョコレート、飴	○人分 ○袋 適量	乾麺 めんつゆ イワシの缶詰	○g ○本 ○個
非常食 一人 当たり	品 名	数 量	非常食は日帰りであっても、各自が必ず携行する。また、火や水を使用しなくとも摂取できるものとする。			
	栄養調整食品 (例：カロリーメイト) 羊羹 板チョコレート	1箱 1本 2枚				

## 9 事前トレーニングの計画・内容

- ・放課後のトレーニング（ランニング、階段を用いた歩荷）による基礎体力の増強
- ・週1回の座学（気象、地形、医療、栄養等について）の実施
- ・山域研究（概念図、行程図、断面図、ルート概要、動植物、地史 等）
- ・安全対策（怪我への対処法、荒天時の対策、緊急時の連絡シミュレーション）の学習

身体・体力面のトレーニングに限らず、安全対策面でのトレーニング等も含む。

## 10 事故防止及び救急対策

### (1) 荒天対策

- ・気象情報は、気象庁HPや「tenki.jp」から週間天気と天気図を入手する。
- ・山行中はAMラジオ（雷雲接近のノイズも兼ねる）とスマートフォンにより気象情報（気象庁発表の天気予報、警報・注意報、落雷情報・気温情報・風情報等）を入手する。
- ・休憩したときに、スマートフォンで降水、警報・注意報、雷情報などの最新気象情報を入手する。

情報の内容（落雷、気温、降水等）を明確にする。また、情報の入手手段も分かりやすく記載する。

- ・雨具、着替え、ツェルトを携行する。
- ・使用用具の防水確認を行っておく。
- ・稜線上で天候悪化の場合、最寄りの山小屋を利用する。  
○○荘、◇◇荘、△△休憩所 □□小屋
- ・大雨など荒天の場合は、原則として登山活動を中止する。
- ・天候の予測及び登山行動の判断は幕営地の他、各山荘・ロッジなどで行う。  
①○○岳より手前で悪天候の場合は引き返す。  
□□山荘、△△小屋を利用。  
②○○岳より進んで悪天候の場合は十分に注意しながら進む。

荒天時にどのような対応を取るか（中止、延期、停滞、途中帰還等）、また、その判断基準等を事前に検討し、記載する。避難場所の所在を確認し、概念図（または、ルート図）にも記すこと。

### (2) 事故防止対策

- ・7月上旬に下見を実施する予定。
- ・行動開始1時間前にはスマートフォンを活用し、最新の山岳情報を入手しておく。
- ・キャンプ場の管理所と案内所にて危険箇所情報を把握しておく。
- ・事前の健康指導を徹底し具合の悪い生徒は参加させない。← 山行直前の健康状況を把握し、体調不良の生徒は参加させないこと。
- ・単独行動はさせない。
- ・登山届をWeb上の「コンパス」を利用し提出する。
- ・登山アドバイザーとして現地山岳ガイドに帯同してもらいアドバイスを受ける。
- ・隊列が離れないよう注意する。引率者は隊の先頭と最後尾に配置し無線等で連絡を密に取り合う。
- ・行動を変更する場合は、登山アドバイザーとも相談し、校長または教頭に連絡した上で判断する。  
天候不良等により計画（行動）変更を行う場合の相談先・報告先を記載する。
- ・毎日行動開始前、昼、行動終了後に校長または教頭へ連絡を入れる。  
登山の実施状況を、適宜、学校（管理者）へ報告する旨、頻度も含めて記載する。

### (3) 救急対策

- ・トランシーバー〇台・各自携帯電話・救急医薬品一式を携行する。
- ・docomo・au・SoftBank 3社とも通話エリア内であることは確認済み。
- ・緊急連絡時のフローチャート作成し、連絡体制をシミュレートしておく。
- ・保険証またはそのコピーを持参させる。
- ・非常時の連絡体制を明確にしておく。
- ・傷病者が出た場合は直ちに下山する。
- ・最寄りの山小屋を通じて医療機関・警察などへ連絡する。

〇〇山荘、□□山荘、△△休憩所、◇◇小舎

☆☆山岳警備隊派出所

- ・参加者は、日山協山岳共済会（教員タイプⅠ型、生徒タイプⅣ型）に全員加入済み。

傷害死亡、後遺障害 260万円

救援者費用 300万円

個人賠償責任 1億円

- ・日本スポーツ振興センターの災害共済には生徒全員加入済み。

通話エリアを確認した図面を添付する。

加入予定（あるいは加入済み）の保険の取扱会社名及び具体的な補償内容を記載する。

### (4) 熱中症対策

- ・山行の前日及び当日の出発前等に、環境省熱中症予防情報サイト等の情報を活用し、最寄りの観測地点の暑さ指数（WBGT）が登山活動時に31以上になることが予測される場合は、登山計画に応じた熱中症対策について改めて確認を行うと共に、山行中の熱中症対策を十分に行う。なお、登山口（〇〇〇）にて暑さ指数（WBGT）の測定を行い、31以上になったときには計画を中止する。

暑さ指数（WBGT）を測定する場所を記載する。

- ・山行中は定期的（△△△、□□□、◇◇◇）に暑さ指数（WBGT）の測定を行い、25以上になったときには参加者の体調に注意を払うことはもとより、十分な休憩や水分補給等を行い熱中症の防止を図る。また、31以上になったときには計画を中止・変更するなどして安全に下山するための行動をとる。

### 11 緊急時の連絡体制

別添「緊急時対応フローチャート」のとおり

### 12 緊急時の連絡先

別添「参加者一覧」のとおり

※緊急時連絡先を必ず記載すること

### 13 概念図（または、ルート図）

別添概念図（例1）のとおり

（または、別添ルート図（例2）のとおり）

### 14 保護者への事前説明及び承諾

〇〇月上旬に保護者に対し、登山計画の概要について通知し、登山参加の承諾を得る予定。

別添保護者宛通知書のとおり

（注）実施計画（別記様式1）は電子データを学校安全課宛て提出のこと。

参加者一覧

学校名 栃木県立〇〇〇〇高等学校

【学校または管理者(校長または教頭) ※緊急時の連絡先を記載すること】

昼	夜
特別に、宿泊を伴う場合や休祝日に登山を実施する場合は、夜間や休祝日でも連絡が取れる連絡先(携帯電話等)を記載する。	

【引率者】 引率責任者には「○」を記載する。

No.	氏名	引率責任者	職名	登山指導経験年数	指導員資格	講習履歴	計画ルート登山歴	過去における登山歴(登山回数)	住所	緊急時連絡先(携帯電話番号等)
1	〇〇〇〇	○	教諭	6年	無	令和〇(20**)年△〇〇講習会	令和〇年〇月	〇〇岳(〇月×8回)、〇〇山(〇月×3回)	〇〇〇〇〇〇〇〇	090-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇(本人携帯)
2	〇〇〇〇		教諭	なし	無				〇〇〇〇〇〇〇〇	県教委に提出する際、この携帯電話番号及び自宅等連絡先の欄については空欄で提出
3						履修した講習会名を具体的に記載する。複数ある場合は複数記載する。		主な登山歴として、具体的な山名及び登山を実施した月と回数等を記載する。 ※「県内各山」の記載はしない。		

【登山アドバイザー】

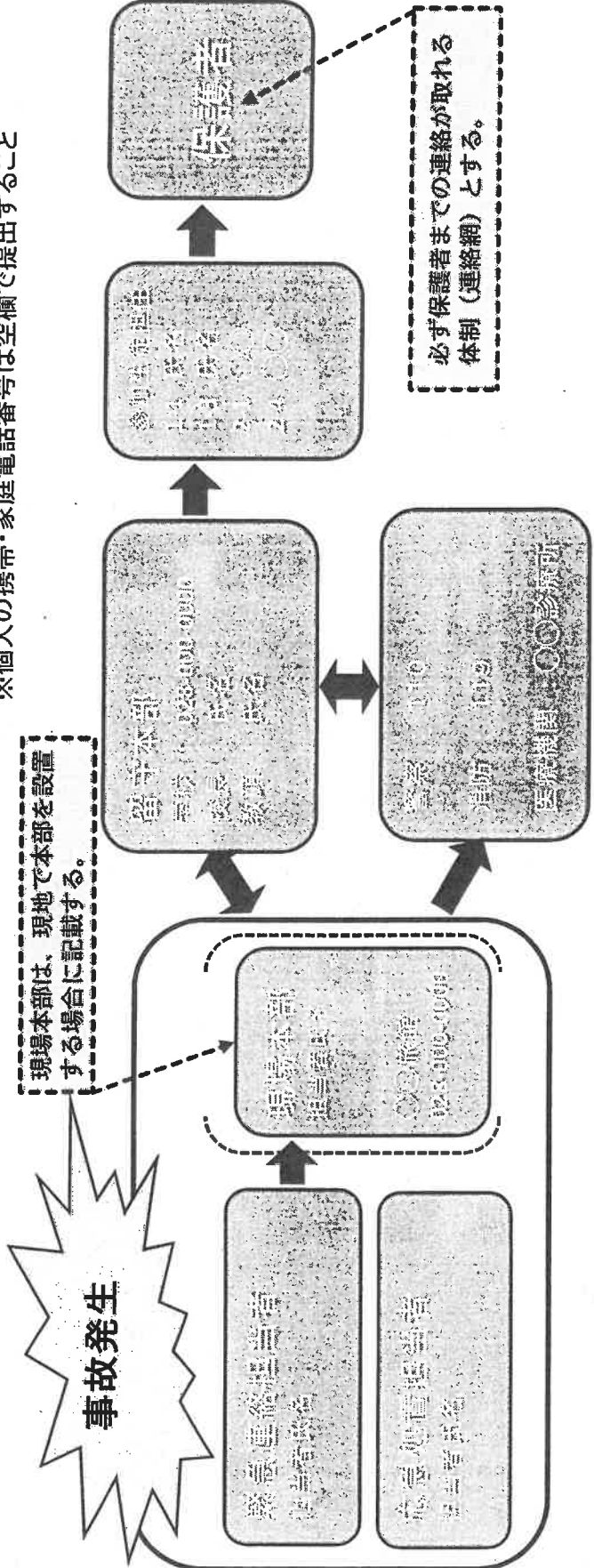
No.	氏名	所属	資格等	主な山歴(年月、山名等)	住所	緊急時連絡先(携帯電話番号等)
1	〇〇〇〇	〇〇県山岳連盟	有 ・(社)日本山岳ガイド協会 ・登山ガイドステーションⅡ ・日本スポーツ協会 公認上級コーチ・指導員	令和〇(20**)年4月 〇〇〇山 令和〇(20**)年10月 〇〇〇山 令和〇(20**)年8月 △△△山 等	〇〇〇〇〇〇〇〇	県教委に提出する際、この携帯電話番号及び自宅等連絡先の欄については空欄で提出
2						

【参加生徒】

No.	氏名	年組	健康状況	血液型	過去における主な山行	住所	緊急時連絡先(携帯電話番号等)
1	〇〇〇〇	〇年〇組		A		〇〇〇〇〇〇〇〇	090-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇(本人携帯)
2	〇〇〇〇	〇年〇組		O		〇〇〇〇〇〇〇〇	県教委に提出する際、この携帯電話番号及び自宅等連絡先の欄については空欄で提出
3		〇年〇組					
4		〇年〇組					
5		〇年〇組					
6		〇年〇組					
7		〇年〇組					
8		〇年〇組					
9		〇年〇組					
10		〇年〇組					

# 緊急時の対応フローチャート(別)

※個人の携帯・家庭電話番号は空欄で提出すること



### 地元病院

● 〇〇〇〇総合病院	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
● 〇〇〇〇整形外科	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
● 〇〇〇〇外科	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
● 〇〇〇〇診療所	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

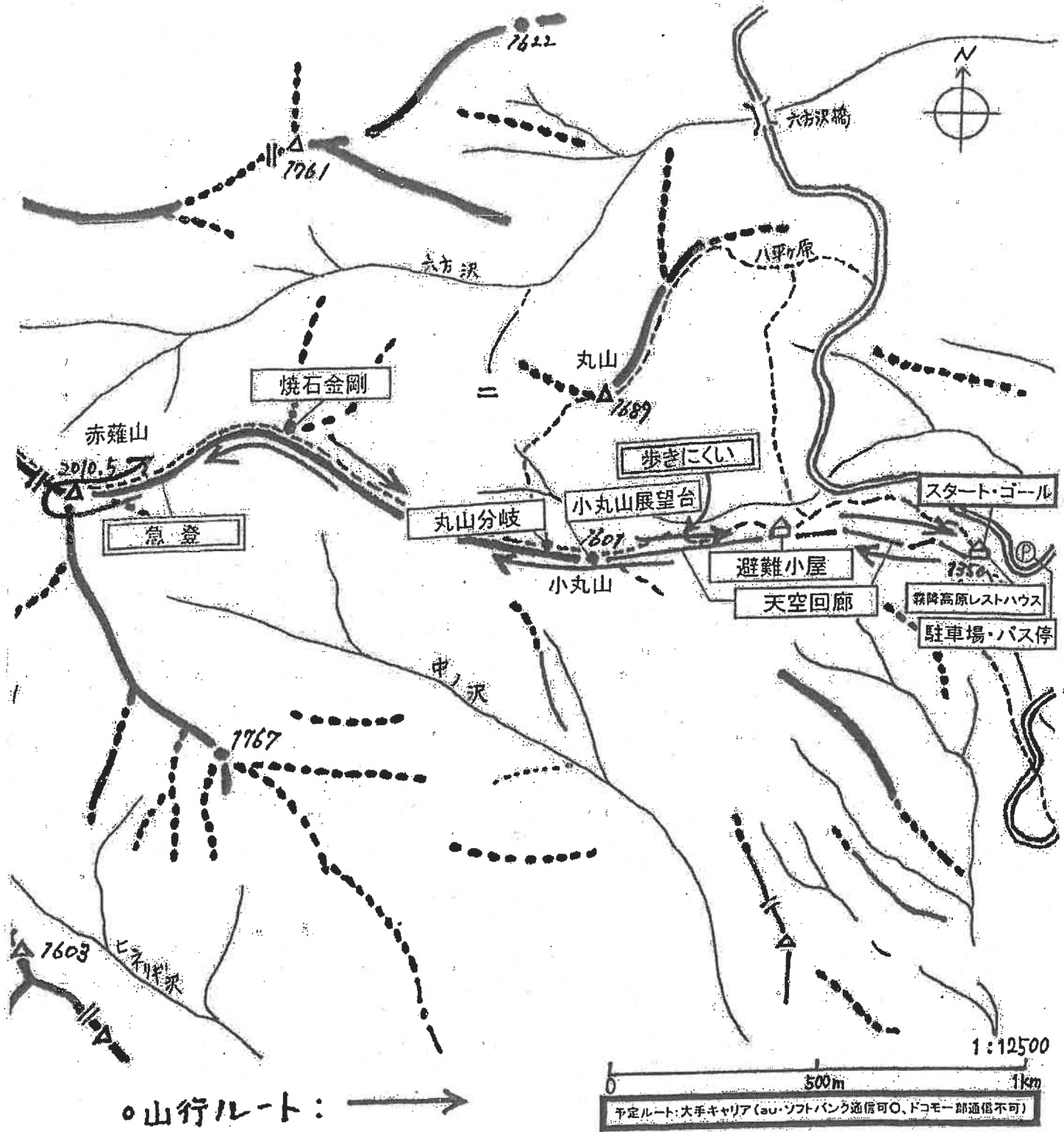
### 管理小屋・地元タクシー会社等

● 〇〇〇〇岳山小屋	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
● 〇〇〇〇タクシー会社	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 登山計画書提出先

● 「コンパス」(日本山岳ガイド協会)にて提出 「コンパス」に必ず提出(登録)する。
---

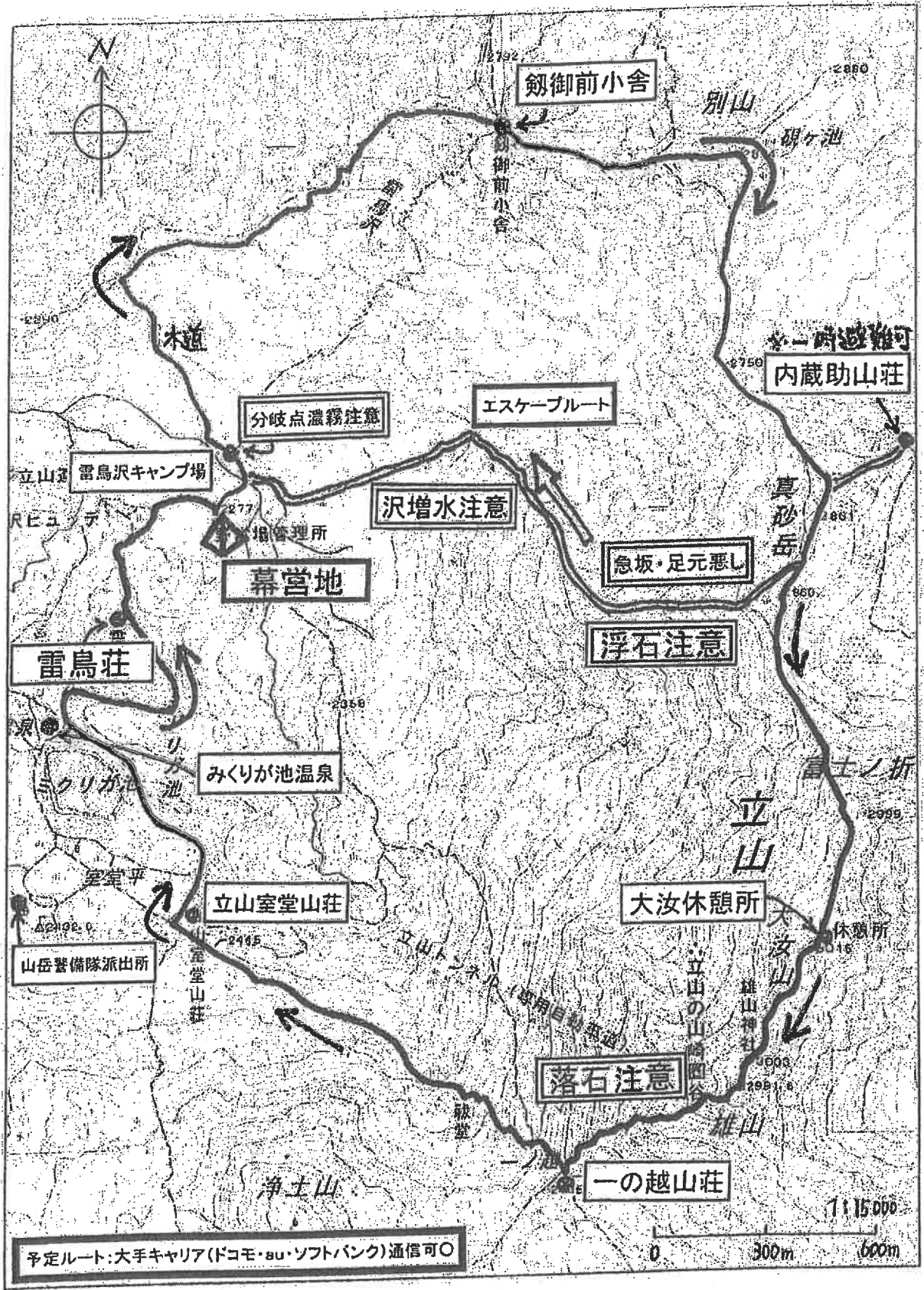
概念図(例1)



山行ルート: →

1:12500  
0 500m 1km  
予定ルート: 大手キャリア (au・ソフトバンク通信可O、ドコモ一部通信不可)

ルート図 (例2)



栃木県立〇〇高等学校  
山岳部保護者 様

栃木県立〇〇高等学校長 〇〇 〇〇

### 令和〇年度 〇〇合宿登山 の実施について

酷暑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃よりお子様の活動についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について下記のとおり〇〇合宿登山を実施したいと思っております。参加につきましてご理解とご協力を賜いますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、お子様を通して顧問までお知らせください。

#### 記

1. 目的 : 登山を通じて山岳部員としての基礎技術の習得と体力の向上を図り、自然に親しむ態度と望ましい人間関係を養うことを目的とします。

2. 場所 : 〇〇山 (△△県□□市、▽▽県◇◇町)

3. 日程 : 令和〇年7月25日(木)～7月28日(日) 3泊4日(予備日を含む)

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定時刻、利用交通機関、宿泊地(幕営、山小屋の別)。
第一日	7/25 (木)	〇〇高校 7:00 乗換バス 7:30 〇〇駅 12:00 乗換バス 13:40 〇〇山 15:00 ◇◇キャンプ場(幕営)
第二日	7/26 (金)	◇◇キャンプ場(幕営) 6:00 〇〇〇〇 6:30 〇〇小屋 7:30 〇〇分岐 8:20 〇〇山 9:20 〇〇岳(2,888m) 10:30 △△山 11:30 〇〇分岐 12:20 〇〇小屋 8:00 ◇◇キャンプ場(幕営) 13:50
第三日	7/27 (土)	◇◇キャンプ場 7:00 □□ 8:00/8:15 乗換バス 〇〇駅 8:25/8:50 〇〇山 15:15 乗換バス 〇〇高校 16:00
第四日	7/28 (日)	予備日

予備日も含め記載する。

承認申請書「5.日程コース」と同一か確認する。

※ 天候悪化の場合は、現在地から一番近い建物に避難します。また、事前に荒天が予想される場合は、計画を中止します。現地到着後、二日目で降の荒天が予想される場合は、停滞もしくは帰校します。

※ 停滞する場合は予備日を使って実施し、7月28日に帰校します。その場合でも装備、食料等は準備しておりますので問題はありません。予備日を使わない場合は7月27日に帰校します。

4. 引率者 : 〇〇〇〇 ・ ◇◇◇◇ ・ ☆☆☆☆  
登山アドバイザー (△△△△ / □□山岳協会所属)

予備日についての説明を記載する。

5. 費用 : 20,000円 (バス移動費+宿泊費+食費など)  
..... (切り取り線) .....

引率者及び登山アドバイザーは、原則、全員分の氏名を記載する (学校行事はこの限りでない)。

#### 参加承諾書

栃木県立〇〇高等学校長 様

この度の〇〇合宿登山への参加を承諾します。

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_ \*

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ この承諾書を費用と合わせて、2週間前(7月11日)までに顧問にご提出ください。



(別記様式 2 号)

○高第○○号  
令和○○(20\*\*)年○○月○○日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 ○○○○学校長

○○○○登山計画の変更承認申請について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました○○○○登山計画について、下記のとおり計画内容を一部変更したいので、承認くださるよう願います。

記

1 変更内容

期日の変更

当初計画 令和○○(20\*\*)年7月25日(木)～7月28日(日)

変更後 令和○○(20\*\*)年8月8日(木)～8月11日(日)

2 変更理由

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・○○○のため

※ 変更後の計画内容が分かるように、計画書を添付すること。

(別記様式 3 号)

○高第○○号  
令和○○(20\*\*)年○○月○○日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 ○○○○学校長

○○○○登山計画の中止について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました○○○○登山計画について、下記の理由により中止しましたので報告します。

記

1 中止理由

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・○○○のため。

(別記様式4号)

## 登山報告書

○高第 号  
令和〇〇(20\*\*)年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立〇〇〇〇学校長

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山を実施しましたので、下記について別表のとおり報告します。

### 記

- 1 行事名
- 2 実施山域
- 3 実施日
- 4 参加生徒数
- 5 引率者
- 6 登山アドバイザー（帯同人数、資格、要件）
- 7 天候
- 8 ルート及び通過時刻、特に配慮した点等の特記事項
- 9 ヒヤリハット事例（実施後の反省会で各校での検証をもとに記載する。）
  - (1) 具体的内容（いつ、どこで、どのようなことがあったかを具体的に明記する。）
  - (2) 背景要因
  - (3) 改善策

【別表】記入例

学校名	行事名	実施山域	実施日	日数	参加生徒数	引率者
〇〇〇 高等学校	令和〇年度 〇〇登山	〇〇山 (〇〇県〇〇市)	令和〇年 〇月〇日 ～ 〇月〇日	1日 (日帰り)	〇名	〇名 (顧問名)
ルート及び通過時刻			登山アドバイザー帯同			天候(上段)
			人数	資格	要件	積雪量(下段)
学校(6:00) … 〇〇登山口(7:00) … 〇〇避難小屋(9:00) … 〇〇分岐(10:00) … 〇〇山頂(11:00) … 〇〇分岐(12:00) … 〇〇避難小屋(13:00) … 〇〇登山口(15:00) … 学校(16:00)			〇名	日本スポーツ協会 公認山岳コーチ1	第〇号	晴れ
						0 cm
特に配慮した点等の特記事項						
事前に〇〇県山岳協会より、落石箇所の情報を入手し、2日目の〇〇峠付近は慎重に山行した。また、 …………… …………… ……………し、…………予定通り、計画を実行した。						
ヒヤリハット事例						
具体的内容						
12:15頃〇〇峰の〇〇峠まで約100m地点にて、…………し、生徒2名が転倒した。2名に怪我がなかった事を確認したのち、留守本部（対応者：教頭）に報告し、…………下山した。						
背景要因						
足場に大きめの石が多くあり、注意しながら歩いていたが経験の浅い部員が石につまづいてしまった。						
改善策						
隊の中で部員同士がしっかりと声を掛け合い、注意喚起を徹底していく。						

登山の実施結果について(〇月〇日~〇月〇日実施分)

No	学校名	行事名	実施山城	実施日(休前)	日数	参加生徒数	引継者 (〇名か) 【1名】	ルート及び通過時間	登山アライナー票欄		天候(上段) 日数(下段)	特に配慮した点の対応事項			ヒヤリハット事例		変更箇所		留意点	
									人数	買掛		買掛	買掛	買掛	買掛	買掛	買掛	買掛	買掛	買掛
1	〇〇高等学校	新入生歓迎登山	吉野芝山 (宇都宮市)	〇月〇日	1日 (日帰り)	15名	3名 (〇名か) 【1名】	〇高...芝山公園入口...宇都宮森林公園キャンプ場...コース入口...北コース入口...広域...芝山公園...コース入口...宇都宮森林公園キャンプ場...〇高	1名	日本スボーツ協会 山岳コース1 第1号	晴れ曇り 0km									

中止となった登山計画

No	学校名	行事名	実施山城	実施日(休前)	日数	参加生徒数	引継者 (〇名か) 【1名】	ルート及び通過時間	登山アライナー票欄		乗組長	備考
人数	買掛	買掛	買掛	買掛	買掛	買掛						
1	〇〇高等学校	新入生歓迎登山	赤石山・水下山 (栃木市)	〇月〇日	1日 (日帰り)	10名	2名 (〇名か) 【1名】	〇高...赤木駅~大平駅...清水寺...赤石山...赤石山...横濱寺...〇高	1名	日本スボーツ協会 山岳コース1 第1号	中止	【中止の理由】

※記載内容は全て実際の内容

## 第7章 資料

この章では、県立学校における登山の手続きに必要な様式や関連通知を掲載する。

特に、通知については、安全登山の実施のため、趣旨や内容等を十分理解するとともに、遵守していく必要がある。

<b>1 様式</b> . . . . .	<b>P. 44</b>
(1) 登山の承認申請について (別記様式1号)	
(2) 登山計画の変更承認申請について (別記様式2号)	
(3) 登山計画の中止について (別記様式3号)	
(4) 登山報告書 (別記様式4号) ・別表	
(5) 登山の実施結果について (別記様式第5号)	
(6) 登山当日安全確認チェックリスト	
<b>2 通知等</b> . . . . .	<b>P. 59</b>
(1) 県立学校管理規則第9条の運用等について	[平成31(2019)年4月1日 学安第83号]
(2) 水難事故等の防止について	[令和4(2022)年5月26日 学安第206号]
(3) 夏山登山の事故防止について	県教委通知 [令和4(2022)年7月20日 学安第376-1号] スポーツ庁通知 [令和4年7月13日 4ス庁第723号]
(4) 熱中症事故の防止について	県教委通知 [令和4(2022)年5月10日 学安第144号] 文科省総合教育政策局外通知 [令和4年4月28日 4教参学第2号]
(5) 熱中症対策の更なる強化について	県教委通知 [令和4(2022)年7月28日 学安第398号] 内閣官房孤立・孤独対策担当外担当通知 [令和4年7月22日 事務連絡]
(6) 学校管理下における熱中症事故の防止について	県教委通知 [令和4(2022)年8月24日 学安第463号] 文科省総合教育政策局通知 [令和4年8月22日 事務連絡]
(7) 落雷事故の防止について	県教委通知 [平成30(2018)年7月25日 学安第430号] 文科省初等中等教育局通知 [平成30年7月20日 30初健食第15号]
(8) 冬山登山の事故防止について	県教委通知 [令和4(201922)年12月8日 学安第764-1号] スポーツ庁通知 [令和4年12月2日 4ス庁第1554号]
(9) 登山アドバイザー派遣事業実施要綱の一部改正について	[令和4(2022)年8月17日 スポ振第490号]
(10) 山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲の改訂について	[令和5(2023)年2月20日 スポ振第991号]
(11) 冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて	県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第774号]
(12) 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会に よって選定された50火山	気象庁 [平成21(2009)年6月火山噴火予知連絡会、平成26(2014)年11月火山観測体制等に関する検討会]
<b>3 ガイドライン改訂の経緯</b> . . . . .	<b>P. 123</b>
<b>4 登山計画審査会委員</b> . . . . .	<b>P. 123</b>
<b>5 参考文献</b> . . . . .	<b>P. 124</b>

(別記様式1号)

第 号  
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

登山の承認申請について

このことについて、下記の計画により実施したいので、承認くださるよう願います。

記

1 行事等名





2 目 的

3 場 所

4 期 日

5 日程ルート

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定時刻、利用交通機関、宿泊地(幕営、山小屋の別)
第一日目	/	
第二日目	/	
第三日目	/	
第四日目	/	
第五日目	/	

- 〔付記〕 (1) 日程は2泊3日を標準に、長くとも4泊5日(予備日を含む)を限度とする。  
 (2)  電車、 車、 全装行動、 サブ行動で記入。

6 引率者、参加生徒

別添「参加者一覧」のとおり



## 7 装備計画

### (1) 全装行動

#### ① 共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕 営 用 具	テント(ペグを含む)			炊 事 用 具	コッヘル			そ の 他	ラジオ		
	テントマット				しゃもじ・おたま				天気図用紙		
	ツェルト				たわし				医薬品等		
	ランタン				まな板セット				熱中症計		
					ガスバーナー				修理具一式		
					ガスポンペ				裁縫用具		
					水用ポリタンク				トランシーバー (予備電池を含む)		
									衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
									カメラ		
									ロープ(長:50m程度)		
						ロープ(短:20m程度)					
						スリング(長:120cm程度)					
						スリング(短:60cm程度)					
						カラビナ(環付)					
						カラビナ(環なし)					
						ロール紙・ちり紙					
						ビニール袋					

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

#### ② 個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ジャケット (アウターレイヤー)			携 行 装 備	シュラフ			携 行 装 備	健康保険証		
	登山用パンツ				マット				靴ひも		
	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)				水筒				細引き		
	セーター、フリース等				食器				ちり紙		
	下着				はし				個人医薬品		
	靴下				手ぬぐい・タオル				ホイッスル		
	登山靴				洗面具一式				スリング(長:120cm程度)		
	帽子				スマートフォン (予備電池を含む)				スリング(短:60cm程度)		
	防風・防水・防寒用上着				ライター又はマッチ				カラビナ(環付)		
	レインウェア				ナイフ				カラビナ(環なし)		
	メインザック				時計				トレッキングポール		
	サブザック				地図				レスキューシート		
	グローブ(軍手)				コンパス						
	冬用手袋				筆記具						
	ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)				計画書						
登山スパッツ (登山ゲイター)			安全登山ハンドブック								
サングラス											
ヘルメット											

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その2)

(1)サブ行動・日帰り

①共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕 営 用 具	ツェルト			炊 事 用 具	コッヘル			そ の 他	ラジオ		
					しゃもじ・おたま				天気図用紙		
					たわし				医薬品等		
					まな板セット				熱中症計		
					ガスバーナー				修理具一式		
					ガスボンベ				裁縫用具		
					水用ポリタンク				トランシーバー (予備電池を含む)		
									衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
									カメラ		
									ロープ(長:50m程度)		
									ロープ(短:20m程度)		
									スリング(長:120cm程度)		
						スリング(短:60cm程度)					
						カラビナ(環付)					
						カラビナ(環なし)					
						ロール紙・ちり紙					
						ビニール袋					

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ジャケット (アウターレイヤー)			携 行 装 備	水筒			携 行 装 備	健康保険証		
	登山用パンツ				食器				靴ひも		
	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)				はし				細引き		
	セーター、フリース等				手ぬぐい・タオル				ちり紙		
	下着				スマートフォン (予備電池を含む)				個人医薬品		
	靴下				ライター又はマッチ				ホイッスル		
	登山靴				ナイフ				スリング(長:120cm程度)		
	運動靴				時計				スリング(短:60cm程度)		
	帽子				地図				カラビナ(環付)		
	防風・防水・防寒用上着				コンパス				カラビナ(環なし)		
	レインウェア				筆記具				トレッキングポール		
	サブザック				計画書				レスキューシート		
	グローブ(軍手)				安全登山ハンドブック						
	冬用手袋										
	ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)										
	登山スパッツ (登山ゲイター)										
	サングラス										
ヘルメット											

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その3)

(1)学校行事における日帰り集団登山

①共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	
幕 営 用 具				炊 事 用 具				そ の 他	ラジオ			
										医薬品等		
										熱中症計		
										修理具一式		
										裁縫用具		
										トランシーバー (予備電池を含む) 衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
										カメラ		
										ロープ(長:50m程度)		
										ロープ(短:20m程度)		
										スリング(長:120cm程度)		
										スリング(短:60cm程度)		
										カラビナ(環付)		
										カラビナ(環なし)		
							ロール紙・ちり紙					
							ビニール袋					

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)			携 行 装 備	水筒			携 行 装 備	健康保険証		
	セーター、フリース等				食器				ちり紙		
	体操着またはジャージ 上下				はし				個人医薬品		
	下着				手ぬぐい・タオル				ホイッスル		引率者のみ
	靴下				スマートフォン (予備電池を含む)				レスキューシート		
	登山靴				時計		引率者のみ				
	運動靴				地図、マップ		引率者は地形 図を用意				
	帽子				コンパス		引率者のみ				
	防風・防水・防寒用上着				筆記具						
	レインウェア				計画書						
	サブザック				安全登山ハンドブック		引率者のみ				
	グローブ(軍手)										
	冬用手袋										
ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)		引率者のみ									
ヘルメット											

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

8 食糧計画

項目 月/日	朝 食		昼食・行動食		夕 食	
	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
/						
/						
/						
/						
予備日						
非常食 1人当 たり	品 名		数 量			

9 事前トレーニングの計画・内容

10 事故防止及び救急対策

(1) 荒天対策

(2) 事故防止対策

(3) 救急対策

(4) 熱中症対策

11 緊急時の連絡体制

別添「緊急時対応フローチャート」のとおり

12 緊急時の連絡先

別添「参加者一覧」のとおり ※緊急時連絡先を必ず記載すること

13 概念図（または、ルート図）

別添概念図（または、ルート図）のとおり

14 保護者への事前説明及び承諾

(注) 実施計画（別記様式1）は電子データを学校安全課宛て提出のこと。

参加者一覧

学校名

【学校または管理者 ※緊急時の連絡先を記載すること】

昼	
夜	

【引率者】

No.	氏名	引率 責任者	職名	登山指導 経験年数	指導員 資格	講習履歴	計画ルート 登山歴	過去における登山歴(登山回数)	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1										
2										
3										

【登山アドバイザー】

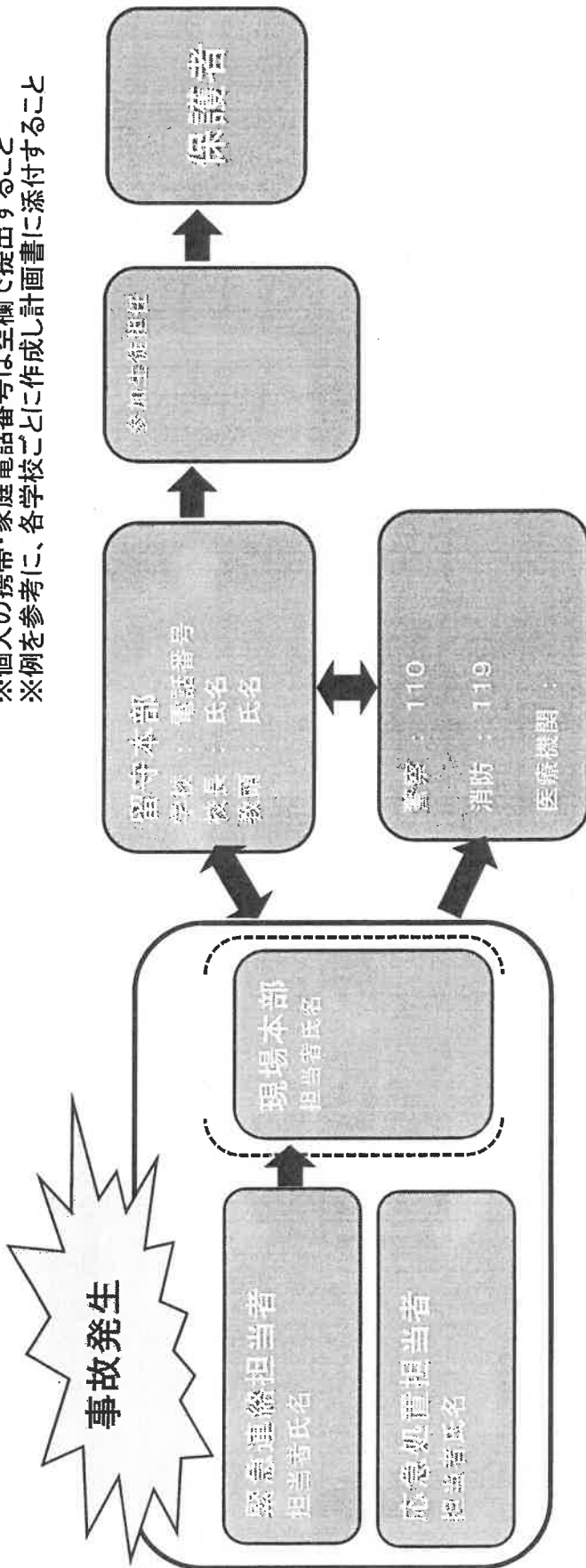
No.	氏名	所属	資格等	主な山歴(年月、山名等)	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1						
2						

【参加生徒】

No.	氏名	年・組	健康状況	血液型	過去における主な山行	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

# 緊急時の対応フローチャート

※個人の携帯・家庭電話番号は空欄で提出すること  
 ※例を参考に、各学校ごとに作成し計画書に添付すること



### 地元病院

● 病院名

● 電話番号

●

### 管理小屋・地元タクシー会社等

● 名称・会社名

● 電話番号

### 登山計画書提出先

● 提出先・提出方法

(別記様式 2 号)

第 号  
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

〇〇〇〇登山計画の変更承認申請について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記のとおり計画内容を一部変更したいので、承認くださるよう願います。

記

1 変更内容

2 変更理由

※ 変更後の計画内容が分かるように、計画書を添付すること。



(別記様式 3 号)

第 号  
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

〇〇〇〇登山計画の中止について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記の理由により中止しましたので報告します。

記

1 中止理由

(別記様式 4 号)

## 登山報告書

第 号  
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山を実施しましたので、下記について別表のとおり報告します。

### 記

- 1 行事名
- 2 実施山域
- 3 実施日
- 4 参加生徒数
- 5 引率者
- 6 登山アドバイザー（帯同人数、資格、要件）
- 7 天候
- 8 ルート及び通過時刻、特に配慮した点等の特記事項
- 9 ヒヤリハット事例（実施後の反省会で各校での検証をもとに記載する。）
  - (1) 具体的内容（いつ、どこで、どのようなことがあったかを具体的に明記する。）
  - (2) 背景要因
  - (3) 改善策

【別表】

学校名	行事名	実施山域	実施日	日数	参加生徒数	引率者
高等学校		(所在市町村名)	～		名	名 ( 氏名 )
ルート及び通過時刻			登山アドバイザー帯同			天候(上段)
			人数	資格	要件	積雪量(下段)
特に配慮した点等の特記事項						
ヒヤリハット事例						
具体的内容						
背景要因						
改善策						

登山の実施結果について(〇月〇日～〇月〇日実施分)

№	字状名	行軍名	実施山域	実施日 (始期)	日数	参加 生徒数	引率者	ルート及び通過時間	登山アクトバイザー期間		天候(上野) 晴雨(下野)	物に起因した点の精記事項	具体的内容	ヒヤリハット事例		要員からの助言
									人数	業務				発生回数	改善策	

■中止となった登山計画

№	字状名	行軍名	実施山域	実施日 (始期)	日数	参加 生徒数	引率者	ルート及び通過時間	登山アクトバイザー期間		実施結果	備考
									人数	業務		
												【中止の理由】

※記載内容は全て実施時の内容

## 登山当日 安全確認チェックリスト

期 日: \_\_\_\_\_

記載者名: \_\_\_\_\_

チェック	確認項目	確認した内容の記入欄	引率者が特に注意すること
天候	天候の確認をしたか(目視)		雲の様子を観察したりAMラジオやスマートフォン等で状況を確認をすること。
	気象に関する注意報や警報が出ているか確認したか(気象庁HPなど)		
生徒	生徒の健康状態を把握したか		睡眠不足等は熱中症の原因になり得るので注意すること。
	生徒に出発時刻を告げたか		予定時刻からの遅れは、1日の行動予定に影響し雷等に於て危険が増すので、しっかりとスケジュール管理をすること。
	生徒が朝食を食べたか(食欲)確認したか		熱中症の原因になり得るので、よく観察すること。
	生徒に地形図上で危険箇所、次の休憩場所の確認は行ったか		休憩ごとに人員の確認をすること。危険箇所の通過に際しては必ず注意を促すこと。
装備	計画書にのっとり、装備のチェックを行ったか、飲料水は十分な量を準備したか		水分の不足は熱中症の原因。概ね一人2L。雨具、防寒具は晴天時も必ず携行すること。
	通信用器具(トランシーバー、無線、携帯電話)の作動確認したか		通信用機器はしっかり防水すること。
危険回避	地形図上でエスケープルートや避難小屋・山荘の位置確認をしたか		地図の防水も確認する。ザックに入れている生徒は出させること。
	天候急変時の行動をどのようにするかメンバー間で確認したか		落雷の危険がある場合は山小屋または窪地等に避難して、雷雲の通過を待つなど対応を確認すること。
	メンバー間での連絡体制は確認したか		人数が多い場合は班を決め、班ごとの点呼を徹底すること。
報告	学校(校長・教頭)へは、本日の行動予定、現在の生徒の健康状態を報告したか	( 時 分報告)	予備日の使用等については、事前に保護者、参加者、管理職と確認し承認を得ること。

平成 31(2019)年 4 月 1 日

各県立学校長 様

教 育 長

### 県立学校管理規則第 9 条の運用等について (通知)

県立学校管理規則 (以下「規則」という。)の一部改正については、平成 31(2019)年 3 月 26 日付け教職第 561 号で通知したところですが、規則第 9 条の運用について下記のとおりとしますので、学校行事 (部活動を含む。)の実施に当たっては、行事の目的の達成はもとより、事故等なく安全に実施するため、手続き等遺漏なきよう願います。

また、学校が行事の実施主体として行うもの以外の行事等への参加に関する手続きについてもあわせて定めましたので、事故防止等に万全を期し、参加するよう願います。

なお、平成 30(2018)年 12 月 17 日付け学安第 773 号「県立学校管理規則第 9 条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準等の改正について (通知)」は廃止します。

### 記

#### 1 行事の実施上の基準

規則第 1 項にいう基準を次のとおりとする。

##### (1) 実施計画書の作成

行事の実施に当たっては実施計画書 (様式等は各学校の任意による。行事によっては実施要綱等でも対応可。以下「計画書」という。)を作成すること。

##### (2) 責任者等の役割の明確化

行事の実施に当たっての総括的な責任者 (最終的な責任者である校長とは異なる、行事を実質的に指揮等する者を指す。)を決めるとともに、関係教職員の役割を明確にし、計画書に記載すること。

##### (3) 事故防止策

児童生徒が安全に行事に参加し、行事の目的を達成するため、主に次の事項等に関し事故防止策を具体的に明記すること。また、行事の内容に応じてその他必要な策を講じること。

- ① 行事を行う会場や設備、道具等の事前の点検 (誰が、いつ、どのように行うのか)
- ② 熱中症対策 (夏季を中心とした時期に実施する場合。水分補給の計画等)
- ③ 雷や雨天等荒天時の中止、順延、中断・再開等の判断基準 (屋外で実施する場合)
- ④ 参加児童生徒の健康状態の確認方法 (誰が、いつ、どのように行うのか) 等

##### (4) 緊急時における関係者等との連携・連絡体制

生徒や行事関係者に事故や怪我等（以下「事故等」という。）が起きるなどの非常事態が生じた際には、関係機関や保護者等（教育委員会、警察、消防、医療機関、保護者等）に連絡し、状況等について情報を共有するとともに緊密に連携を図ること。また、そのため、連絡先を予め確認の上、計画書に記載するか、または、連絡先等が記されているものを計画書と一体のものとして準備しておくこと（連絡網等にしておくことが望ましい）。

なお、行事の実施に伴い事故等が起きた際には、警察や消防（救急搬送）に通報したもの、又は、通報見込みのもの、若しくは、重大な事故の場合は、速やかに学校安全課に報告すること。

#### (5) 事後の振り返り

行事の実施後は、行事の成果の確認のほか、ヒヤリハット事例等の確認を行うとともに、次回やその他の行事に生かせるよう学校内で共有すること。

## 2 承認を要する行事

規則第2項において規定する学校行事については、上記1に加え、次により実施するものとする。

ただし、登山については、「登山計画作成のためのガイドライン」（平成30(2018)年12月17日付け学安第777号教育長通知）に基づき実施するものとする。

### (1) 実施上の基準

別紙のとおりとする。

### (2) 承認申請書の学校安全課への提出期限（いずれも土日祝日を除く。）

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ① 海外で行われる学校行事（修学旅行や部活動を含む。） | 行事实施日の30日前 |
| ② 修学旅行（国内）                  | 行事实施日の14日前 |
| ③ 水辺におけるスポーツ活動（部活動を含む。）     | 行事实施日の14日前 |

### (3) 提出様式

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| ① 海外で行われる学校行事（修学旅行や部活動を含む。） | 別記様式3-1 |
| ② 修学旅行（国内）                  | 別記様式3-2 |
| ③ 水辺におけるスポーツ活動（部活動を含む。）     | 別記様式3-3 |

### (4) 経過措置

平成31(2019)年4月末日までに学校安全課に申請を行うものについては、上記にかかわらず、平成30(2018)年12月17日付け学安第773号「県立学校管理規則第9条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準等の改正について（通知）」において定めていた提出期限及び提出様式により申請することができるものとする。

## 3 届出を要する行事

規則第3項において教育委員会が指示することとしている届出の対象となる行事については、当面のところ、次のとおり取り扱うこととする。

### (1) 対象行事

- ① 長距離走大会、強歩大会等
- ② スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動
- ③ 宿泊をともなう学校行事（部活動を含む。ただし、自校敷地内で実施するものを除く。）

(2) 届出の学校安全課への提出期限（土日祝日を除く。）

行事实施日の7日前

(3) 提出様式

別記様式4

(4) 経過措置

上記2と同様に扱う。

#### 4 他団体が主催する行事、大会等への参加

高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の他団体が主催する行事や大会等に参加する場合、次に掲げるものについては、県教育委員会に届け出るものとする。

(1) 対象

高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の他団体が主催する行事や大会等に参加に当たり、宿泊を要するもの。

ただし、参加する行事、大会等が登山及び水辺におけるスポーツ活動（部活動を含む。）の場合は、宿泊の有無にかかわらず対象とする。

(2) 手続き等

届出の学校安全課への提出期限及び提出様式、経過措置については上記3に準じる。

以上

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956



各県立学校長 様

学校安全課長

水難事故等の防止について（通知）

標記について、例年各関係方面において対策を講じているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールの水泳事故により、全国的には依然として多くの犠牲者が出ております。学校プールにおける水泳授業はもとより、その他自然環境下における活動の実施に当たっては、事故の防止に万全を期すため、別紙「水難事故等の防止に係る留意事項」について、貴職下児童生徒及び教職員はもとより、保護者等に対しても徹底されるようお願いいたします。

また、関連する通知が下記のとおり文部科学省及びスポーツ庁から送付されましたので、通知の趣旨を十分に踏まえ、事故防止のための安全確保が図られますよう周知徹底願います。

記

- 1 河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について  
(令和4年4月13日付け文部科学省事務連絡)
- 2 水泳等の事故防止について（通知） (令和4年5月11日付け4ス庁第230号)

学校安全課学校安全担当 担当：琴寄 TEL 028(623)2964 FAX 028(623)2956
--

(別 紙)

## 水難事故等の防止に係る留意事項

### I 水難事故の防止について

児童生徒の水難事故の根絶のため、学校をはじめ、家庭、地域社会それぞれが事故防止についての意識を高め、次の留意事項を参考に、実態に即した具体的な事故の防止策を講じるとともに、相互に連携を密にし、協力体制を確立することが重要となる。

#### <児童生徒>

- 1 水泳や川遊びで河川等にでかけるときは、必ず責任ある大人と同伴で行くようにし、単独または友人同士等では、絶対に行かない。  
また、行先場所、帰宅時間を家人に連絡していく。
- 2 遊泳禁止区域、危険箇所等には絶対立ち入らない。
- 3 河岸の傾斜の急な土手や岩場では、転・滑落する恐れがあるので、絶対に近寄らない。
- 4 湖沼、池、砂利採取跡の水たまり、溜池等、危険の予想される箇所には近づかない。
- 5 体調の悪いときや満腹時、空腹時、激しい運動の直後などの水泳や水遊びは避ける。
- 6 入水前には必ず準備運動を行い、徐々に入水する。
- 7 水泳場では決められた規則を守り、特に、水中での悪ふざけや溺れるまねなどは絶対しない。
- 8 炎天下での長時間の魚釣りや川遊び等はしない。

#### <家 庭>

- 1 子どもに対する学校側の指導内容を熟知し、絶えず子どもの行動・行先等に関心をはらい、保護者の立場で、その都度適切な注意や監督を怠らないようにする。
- 2 自宅付近の事故発生が予想される危険箇所をよく把握し、そこには子どもを絶対に近づけないよう、厳重に注意しておく。
- 3 危険箇所等については、関係機関等の協力を得て、適切な改善策を講じるよう配慮する。
- 4 子どもの健康管理に十分注意をはらい、水泳の可否を適切に判断するとともに、学校との連絡を密にする。
- 5 水泳は極力プールを利用するよう指導する。

<学 校>

- 1 児童生徒に対し、危険な状況を適切に判断し、回避するため主体的に行動する態度を身につけさせるよう、十分指導しておく。
  - 水泳の実施できる時期は短いので、計画的に水泳指導を行うなど、積極的に児童生徒の泳力向上に努める。
  - 河川や池、溜池などの危険箇所（流速、水深、汚濁の程度、遊泳禁止の標識等）については、日頃から注意を徹底しておく。

特に、魚とりなど水辺の活動中の転落や、深みに流される事故が多いことを十分注意しておく。
  - 日頃から大雨・洪水警報等の気象情報の把握に努め、天気急変が予想される場合には屋外での活動を控えさせる。また、土砂災害等の発生が予想される危険箇所を把握し、児童生徒を近づけないよう注意をしておく。
  - プール未設置の学校においても必ず指導しておく。
- 2 P T Aの会合や広報活動等、機会あるごとに事故の防止について保護者の意識を高め、理解と協力を得るよう配慮する。

特に、児童生徒に対する学校としての指導事項については、保護者にも周知徹底し、協力が得られるよう配慮する。
- 3 同行者が万一事故を起こした場合の迅速かつ適切な行動の仕方について、児童生徒に十分指導しておく。
- 4 児童生徒の行動範囲内にある危険箇所等について、関係機関等と連絡をとりながら、現地を視察するなどの確に把握し、標識や防護柵の整備等、事故防止の具体策が講じられるよう配慮する。
- 5 水泳の指導に当たっては、特に次のような事項に留意する。
  - 水泳指導に先立ち、臨時の健康診断を実施するなど、水泳参加には健康上問題がある者の事前把握に努め、不適者は入水させないようにする。また、入水に当たっては、その都度、健康状態のチェックを励行する。（心臓・腎臓・アレルギーの疾患、感染症等には、特に注意する。）
  - 能力に応じた段階的指導を基本とし、特に、泳力の低い者を対象とする場合には、監視体制を強化するとともに、緊急の事態に即応できるよう、救命具を備えるなどの適切な配慮をする。
  - スタートの指導は、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従って実施する。また、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意するなど、安全に十分配慮した慎重な指導を行うこと。

- 入水前後の人員点呼並びに練習中の人員掌握を確実に励行する。
  - 指導者は、安全確保のための的確な状況判断と処理能力が要求されるので、関係の講習会、研修会等に積極的に参加し、常に自己の指導力の向上に努めるとともに、正しい救助法、心肺蘇生法を訓練しておく。
- 6 プール管理に当たっては、特に次の事項に留意する。
- 学校プールの事故の中には、プールの排水口、循環浄化装置の排水口に足を吸い込まれて死亡する等の事故が発生している。このような事故を防止するため排水口等には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けて、ネジ・ボルト等で固定する（蓋の重みだけによる固定は不可）とともに吸い込み防止金具等を設置し、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とする。
  - シーズン前のプール清掃の際には、排水口等の蓋がネジ・ボルト等で固定されていることや吸い込み防止金具等が設置されていることを確認する。
  - 各学校の実情に即した管理規則の作成や見直しを行い、校内に周知徹底を図って、事故の防止に万全を期すこと。特に、シーズン前には、緊急時の対処の仕方、連絡網等について一見してわかるよう図式化しておくなどの安全対策に配慮する。
  - プールの換水に当たっては、排水に伴う苦情や公害問題が生じないように配慮する。
  - 夏季休業中の水泳指導に当たっては、プールの管理・指導と日直等の校務との兼務は避けるよう計画する。
- 7 水辺におけるスポーツ活動を実施する場合は、特に次の事項に留意する。
- 地元の関係機関等との連絡を密にし、潮流、地形、海底の状況等について、事前に現地調査をするなど、周到な計画のもとに実施する。
  - 引率者や指導者の責任分担を明確にした指導・管理の組織を確立し、指導・監督、保健、救護等が徹底するようにする。
  - 班の編成に当たっては、指導・監督が全員に行き届く程度の人数とし、また、能力差の少ないことを前提に編成する。
  - 集団行動の仕方（集合、整とん、人員点呼の方法等）や非常時の合図等について、予行練習も含めて迅速、確実にできるようにしておく。特に、人員点呼については、履物や用具の利用、ボディシステム（二人一組の組をつくらせ、互いに相手の安全を確かめさせる方法）の徹底など、迅速かつ確実な方法を工夫する。
  - 監視は、水中及び陸上の両面から行うよう配慮し、監視区域を分担し合って、

死角をつくらぬようにする。

また、児童生徒には、帽子の色、線などで班を区別したりコース分けしたりするなど、人員の行動を把握しやすいよう工夫する。

- 海中にあっては、沖から陸へ向かって、あるいは海岸と平行に泳ぐことを原則とし、沖へ向かっては泳がせない。

また、帰りは行きとの2倍の時間がかかることを児童生徒に周知させる。

#### <地域社会>

- 1 河川、用水堀、湖、沼、池、防火用水、溜池、砂利採取跡等の事故の発生が予想される箇所について、地元警察署、自治会、関係機関・団体等との連携のもとに総点検を行い、危険箇所については、防護柵、囲い、蓋や規制標識の整備等の安全対策を講じる。
- 2 河川等の指定水泳場には、必ず監視員を配置し、また、万一の事故に備えた救急対策、連絡系統を確立しておく。
- 3 夏季休業中は、特に巡回指導の強化を図るなど、事故の防止に万全を期する。

## II 自然環境（Iに記載した以外）下での事故の防止について

自然環境下における活動は、不慮の事故に遭遇する危険もあるので、次の留意事項を参考にし、事故の防止に万全を期する。

- 1 経験豊富な指導者の指導のもとに、綿密周到な計画を立てて実施し、単独での行動や安易な思いつきによる無謀な活動は、厳につつしむ。
  - 目的地や気象状況等を事前に調査し、参加者の体力や健康状態、経験等に応じた無理のない計画のもとに余裕のある日程で行動する。
  - 参加者の氏名、住所、行動予定、連絡方法等について保護者をはじめ、関係機関・団体等に周知徹底を図っておく。
  - 実施前には必ず準備会をもち、参加者の役割分担等について、安全確保の立場から万全の備えをする。
  - 動物、植物、鉱物採取など、ルールやモラルに反する行動をつつしむ。また、ゴミ等は全て持ち帰り、自然愛護の精神に徹して行動する。
  - 事前に、同行者、行先、帰着予定時間等を家人に伝えておくよう指導する。
- 2 登山（内容の一部に登山を組み入れた活動を含む。）については、県教育委員会から発出される通知等に留意するとともに、実施する場合には、「登山計画作成のためのガイドライン【改訂版】（令和2（2020）年3月31日付け学安第1067号教育長通知）」を遵守すること。

学安第 376-1 号  
令和 4 (2022) 年 7 月 20 日

各県立学校長 様

教育長

夏山登山の事故防止について (通知)

このことについて、別添のとおり令和 4 年 7 月 13 日付け 4 ス庁第 723 号にてスポーツ庁次長から通知がありました。

各学校におかれましては、平成 29 (2017) 年 3 月の那須雪崩事故以降、登山の事故防止に向けた安全対策等について一層配慮いただいているところですが、引き続き、夏山登山の実施に当たっても、県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守することはもとより、猛暑による熱中症の発症や落雷等の夏季特有の天候変化に対しても細心の注意を払いながら、安全確保に万全の措置を講じていただきますようお願いいたします。

加えて、新型コロナウイルス感染症については、依然として警戒を要する状況であることから、別添に記載のある新型コロナウイルス感染症関連情報等を参考にして適切な対応に努めていただきますよう併せてお願いいたします。

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

担当 琴寄

4ス庁第723号  
令和4年7月13日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長 殿  
構造改革特別区域法第12条1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツクライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
角田喜彦

#### 夏山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係各方面の御協力をいただいているところですが、本格的な夏山登山の時期においても、依然として遭難事故が多く発生しております。

登山における遭難事故は天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因することが多く、リスク管理の観点から事故防止を図るための万全の措置を行うことが必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登る山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙参考資料「夏山登山の警告文」等を参考として、関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係者の密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、以下のとおり新型コロナウイルス感染症情報※をまとめておりますので、参考いただくようお願いいたします。

#### ※新型コロナウイルス感染症関連情報

##### ○スポーツ庁 HP

「新型コロナウイルス感染防止のための新しい登山様式（山岳遭難対策中央協議会）」

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200807-spt\\_kensport01-000009263\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200807-spt_kensport01-000009263_3.pdf)

「登山再開に向けてのガイドライン（公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会）」

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200807-spt\\_kensport01-000009263\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200807-spt_kensport01-000009263_4.pdf)

##### ○文部科学省 HP 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

##### ○厚生労働省 HP 「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#houshin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin)

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。



**【担当】**

(登山一般に関して)

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：スポーツ安全係 塚本、水名口

電話：03-5253-4111（内線 3939）

アドレス：kensport@mext.go.jp

(運動部活動に関して)

スポーツ庁地域スポーツ課

担当：学校運動部活動係 林、鈴木

電話：03-5253-4111（内線 3953）

アドレス：tiikisport@mext.go.jp

## 夏山登山の警告文

# 夏山を楽しむために道迷い、転倒、体調管理に要注意

令和4年7月 山岳遭難対策中央協議会

## 登山計画書の作成と提出は山頂への第一歩目です

例年、山岳遭難は夏に向けて多発する傾向にあります。とりわけ、遭難者に占める40歳以上の割合は約8割と高く、遭難態様別では道迷い、転倒、滑落が占める割合が高くなっています。

登山コースの事前学習不足や地図とコンパスの不携帯、地図読みスキルの不足等は道迷いの原因となり得ます。転倒・滑落事故では、「つまづき」や「スリップ」といったことが原因となって、骨折等の重傷を負うケースが目立っています。山の中で大きな怪我をしてしまうと自力での下山は難しくなります。最後まで笑顔で登山を続けるために、一步一步慎重に歩きましょう。

また、夏山の天気は午後から崩れやすい傾向にあるので、「早発ち、早着き」が基本です。夕立が降る前に目的地に着いて、ゆっくり体を休めながら翌日のルートを再確認しましょう。余裕のある行動は夏山の楽しさと安全性を倍増させます。

皆さんの夏山登山が良い思い出になるように、次のことに留意してください。

- 道に迷わないように登山地図アプリを活用しましょう  
自分がどこにいるかわからなくなったら地図やコンパスだけでは役に立ちません。正確に現在地を知ることができるスマートフォン用の登山地図アプリの活用もお勧めします。なお、登山地図アプリの表示範囲は小さなスマートフォンの画面の制約を受けるため、広い範囲を俯瞰できる紙の登山地図と併用することをお勧めします。
- 入念な登山計画を立てましょう  
登山は計画する段階から始まっています。対象山域の最新情報（山岳情報、気象情報、火山情報等）を入手し、入山中に考えられるリスク回避の対策を前もって立てるようにしましょう。
- 次の一步に集中しましょう  
登山では、たった一步の踏み間違いで大怪我をすることがあります。慎重に歩いて、自分の足で帰りましょう。
- 水分をたくさんとりましょう  
リュックを軽くするために飲み物を減らすのは絶対にやめてください。水分不足は熱中症や高山病のリスクを高めます。水分補給の目安は、次の式を参考にしてください。  
**必要な水分量(ml) = 体重(kg) × 行動時間(時間) × 5**
- 常備薬を持ちましょう  
登山は体に大きな負担がかかります。体力の消耗だけでなく、標高の高さによる低酸素や流した汗による脱水、テントや山小屋生活でのストレスなど、目に見えない負荷がかかっています。常用している薬がある方は必ず持参してください。
- ヘルメットを着用しましょう  
転・滑落や落石の危険がある場所ではヘルメットを着用しましょう。毎年、「ヘルメットさえかぶっていれば・・・」という悲しい遭難事故が起こっています。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 **気象庁** 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁  
(独)日本スポーツ振興センター (株)NTT (株)JR東日本 (公財)日本スポーツ協会  
(公社)日本山岳・スポーツライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

# 夏山装備チェックリスト

登山目的にあった装備を持参しよう。山岳保険への加入をすれずに。  
(○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。)

品名	品名	品名
○ズボン	○筆記具	△捜索用発信機
○シャツ	○携帯トイレ	△GPS
○靴下(ソックス)・予備靴下	○ロールペーパー	△カメラ
○登山靴	○タオル・手拭	△サングラス
○帽子	○ポリ袋	△伸縮式ストック
○手袋(グローブ)・予備手袋	○ヘッドランプ	
○防寒衣(フリース・セーター)	○ラジオ	△テント一式
○セパレート雨具	○予備電池・電球	△装備整理袋
○スパッツ	○粘着テープ	△シュラフ(スリーピングバッグ)
○行動食、非常食	○ナイフ	△シュラフカバー
○飲料水・保温ボトル	○コップ・炊事用具	
○時計	○食器類	△ヘルメット
○スマートフォン(バッテリーパック)	○コンロ	△ハーネス
○高度計	○燃料・予備燃料	△ロープ
○コンパス	○ライター・マッチ	△カラビナ
○1/25000地形図		△スリング各種
○ルート図	○ホイッスル	
○登山計画書	○ツェルト	
○身分証明書	○マット	
○健康保険証	○レスキューシート	
○緊急連絡票	○ファーストエイドキット	

※この装備リストは夏山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

気軽なつもりでも「登山」安全対策と山への感謝は忘れずに

※研修会、講習会等の問合せ先

(独)日本スポーツ振興センター 国立登山研修所 TEL: 076-482-1211  
<https://www.jpnsport.go.jp/tozanken/>

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会 TEL: 03-5843-1631  
<https://www.jma-sangaku.or.jp/>

# 山岳遭難が多発しています!!

## 大丈夫？あなたの登山計画

気象条件、体力、経験等に見合った山を選択し、余裕のある安全な登山計画を立てましょう。

- 1 登山計画書はパーティ全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 入山前、入山中の気象情報を確認していますか。(携帯電話、ラジオ等)
- 3 気温の変化に備え、防寒対策は十分ですか。
- 4 エスケープルート(万一の時の逃げ道)は考えていますか。
- 5 応急処置のための医薬品や器具は準備しましたか。
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。(スマートフォンなどの予備バッテリーの確保も忘れずに！)
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

## 登山計画書はあなたの生命を守る命綱です。

### 【登山計画書の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 遭難事故の発生を警察が認知した段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

### 【提出先】

- 知事等(登山計画書の提出が条例で義務化されている場合)
- 家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト(山と自然のネットワーク「コンパス」など)
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山域を管轄する警察本部または警察署など

(インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。)

これまでも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できた事例が数多くあります。登山計画書を提出するということは、あなたの生命を守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

## 登山前からの最新の気象状況把握が重要

～天気予報を踏まえた計画と、登山中の急激な気象変化に細心の注意を～

山の天気は、平地とは比較にならないほど急変します。特に天気予報で「大気の状態が不安定」等が予想される場合は、急な大雨、落雷、突風等が起こりやすい状況です。また、台風等により大雨となった場合には、土砂災害や河川の増水等の危険が生じます。**登山の数日前から、最新の気象情報で今後の天気の見通しや早期注意情報（警報級の可能性）、火山の状況について確認し、ゆとりある計画作りが必要です。また、登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要です。**

### 気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめていますので、御利用ください。  
<https://www.jma-sangaku.or.jp/tozan/plan/weatherforecast/>

#### □気象庁ホームページ

警報・注意報、キキクル（危険度分布）、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウィンドプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

#### □国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

#### □民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。

(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)

### 火山情報にも注意

気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」（下記URL）を公開しています。

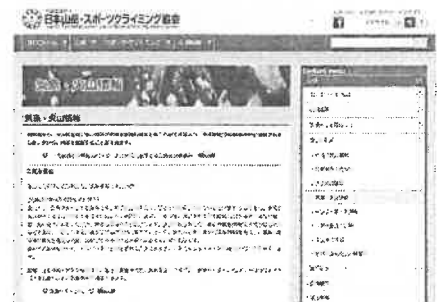
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity\\_info/map\\_0.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html)

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」は、ラジオやテレビのほか、民間事業者が提供する携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。噴火速報の説明や民間事業者のサービスについては「噴火速報について」（下記URL）をご覧ください。

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho\\_toha.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html)

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

登山前には、気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を確認し、十分注意して登山してください。



気象庁ホームページ



防災情報提供センター  
携帯端末向けホームページ (Top)



火山登山者向けの  
情報提供ページ

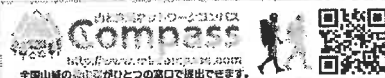


噴火速報について

## 主な山岳地の登山についての問い合わせ

山 岳	気 象 情 報		山 岳 情 報	
	担当警察本部等	電話番号	担当警察本部等	ホームページアドレス
主な山岳の 情報	各地域の気象情報は地方気象台にお問い合わせ下さい。 電話番号：平日8時30分～17時15分(カウコンは24時間自動応答) 気象庁ホームページ： <a href="https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html">https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html</a>	警察庁生活安全局 生活安全企画課 03-3581-0141	山岳遭難の概況	<a href="https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/souan.html">https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/souan.html</a>
北海道全山岳	札幌管区気象台 011-811-0170 ※1	北海道警察本部 地域企画課 011-251-0110	安全登山情報	<a href="https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiki/sangaku/sangaku-top.html">https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiki/sangaku/sangaku-top.html</a>
利尻岳 大雪山系 十勝岳	稚内地方気象台 0162-23-2678 (0162-22-0109) 0166-32-6368 旭川地方気象台 (0166-32-6413)	北海道警察 旭川方面本部地域課 0166-35-0110	安全登山ネットワーク	<a href="https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ca/sasabikawahonbu/takusa/400_chihi/401_anzentoan.html">https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ca/sasabikawahonbu/takusa/400_chihi/401_anzentoan.html</a>
八甲田山系	青森地方気象台 017-741-7411 (017-741-7459)	青森県警察本部 地域課 017-723-4211	山岳遭難	<a href="https://www.police.pref.aomori.jp/sei/nhu/chiki/sangakusouninsuinanse-turait.html">https://www.police.pref.aomori.jp/sei/nhu/chiki/sangakusouninsuinanse-turait.html</a>
八幡平	盛岡地方気象台 019-652-7868 (019-652-2750) 018-823-8291 ※2 (018-824-0508)	岩手県警察本部 地域課 019-653-0110 秋田県警察本部 地域課 018-863-1111	岩手県の主な山岳情報	<a href="https://www.pref.iwate.jp/kenkei/oshirase/seikatsusozen/3000008.html">https://www.pref.iwate.jp/kenkei/oshirase/seikatsusozen/3000008.html</a>
鳥海山系	山形地方気象台 023-622-2262 (023-634-0009) 018-823-8291 ※2 (018-824-0508)	山形県警察本部 地域課 023-626-0110 秋田県警察本部 地域課 018-863-1111	登山届はあなたの命綱	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/800020/kensei/police/procedures/tozan/tozan-todoke.html">https://www.pref.yamagata.jp/800020/kensei/police/procedures/tozan/tozan-todoke.html</a>
蔵王山系	仙台管区気象台 022-297-8104 ※1 (022-293-6220) 023-622-2262 (023-634-0009)	宮城県警察本部 地域課 022-221-7171 山形県警察本部 地域課 023-626-0110	山岳遭難	<a href="https://www.police.pref.miyagi.jp/tiki/sangakuiyohou/indexsangakuiyohou.html">https://www.police.pref.miyagi.jp/tiki/sangakuiyohou/indexsangakuiyohou.html</a>
飯豊連峰	山形地方気象台 023-622-2262 (023-634-0009) 新潟地方気象台 025-281-5871 ※2 (025-281-5863) 024-534-2162 ※2 (024-525-5223)	山形県警察本部 地域課 023-626-0110 新潟県警察本部 地域課 025-285-0110 福島県警察本部 総合運用指令課 024-522-2151	登山届はあなたの命綱	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/800020/kensei/police/procedures/tozan/tozan-todoke.html">https://www.pref.yamagata.jp/800020/kensei/police/procedures/tozan/tozan-todoke.html</a>
巻機山連峰 苗場	新潟地方気象台 025-281-5871 ※2 (025-281-5863) 027-896-1536 (027-223-2280) 長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037)	新潟県警察本部 地域課 025-285-0110	新潟県登山情報	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/osirase-anzen-ansei-mituyamaigetuzaiiko-sangaku/index.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/osirase-anzen-ansei-mituyamaigetuzaiiko-sangaku/index.html</a>
谷川岳 草津白根山	新潟地方気象台 025-281-5871 ※2 (025-281-5863) 027-896-1536 (027-223-2280) 026-232-2034 (026-232-2037)	群馬県警察本部 地域課 027-243-0110	登山情報	<a href="https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/tozan.html">https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/tozan.html</a>
丹沢山系	横浜地方気象台 045-621-1991 (045-623-5899)	神奈川県警察本部 地域総務課 045-211-1212	登山を楽しく安全に	<a href="https://www.police.pref.kanagawa.jp/meg/meg0004.htm">https://www.police.pref.kanagawa.jp/meg/meg0004.htm</a>
奥秩父山系	東京管区気象台 03-3434-9085 ※1 (03-3434-9026) 048-521-0058 (048-528-8415) 055-222-2347 (055-222-4177) 026-232-2034 (026-232-2037)	埼玉県警察本部 地域総務課 048-832-0110 山梨県警察本部 地域課 055-221-0110 長野県警察本部 山岳安全対策課 026-235-3611 直通-	山岳情報	<a href="https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/sangaku-suinan/index.html">https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/sangaku-suinan/index.html</a>
富士山	甲府地方気象台 055-222-2347 (055-222-4177) 054-286-3411 (054-287-4093)	山梨県警察本部 地域課 055-221-0110 静岡県警察本部 地域課 054-271-0110	山岳情報	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html</a>
南アルプス	長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037) 055-222-2347 (055-222-4177) 054-286-3411 (054-287-4093)	長野県警察本部 山岳安全対策課 026-235-3611 直通- 山梨県警察本部 地域課 055-221-0110 静岡県警察本部 地域課 054-271-0110	山岳情報	<a href="http://www.pref.naganano.lg.jp/police/sangaku/">http://www.pref.naganano.lg.jp/police/sangaku/</a>
中央アルプス	長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037) 058-271-4109 (058-271-4203)	長野県警察本部 山岳安全対策課 026-235-3611 直通- 岐阜県警察本部 地域課 058-271-2424	山岳情報	<a href="http://www.pref.naganano.lg.jp/police/sangaku/">http://www.pref.naganano.lg.jp/police/sangaku/</a>
八ヶ岳	甲府地方気象台 055-222-2347 (055-222-4177) 026-232-2034 (026-232-2037)	山梨県警察本部 地域課 055-221-0110 長野県警察本部 山岳安全対策課 026-235-3611 直通-	山岳情報	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html</a>
北アルプス	長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037) 076-432-2311 (076-432-2314) 058-271-4109 (058-271-4203)	長野県警察本部 山岳安全対策課 026-235-3611 直通- 富山県警察本部 山岳安全課 076-441-2211 岐阜県警察本部 地域課 058-271-2424	山岳情報	<a href="http://www.pref.naganano.lg.jp/police/sangaku/">http://www.pref.naganano.lg.jp/police/sangaku/</a>
大峰山系 大台山系	奈良地方気象台 0742-22-2555 (0742-27-7329)	奈良県警察本部 地域課 0742-23-0110	山岳遭難対策	<a href="http://www.police.pref.nara.jp/estecory/1-1-3-0-0.html">http://www.police.pref.nara.jp/estecory/1-1-3-0-0.html</a>
大 山	鳥取地方気象台 0857-29-1312 (0857-29-4195)	鳥取県警察本部 地域課 0857-23-0110	大山登山情報	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/policedaisen/">http://www.pref.tottori.lg.jp/policedaisen/</a>
剣 山 系	徳島地方気象台 088-822-3857 (088-656-9549)	高知県警察本部 地域課 088-826-0110	安全登山のために	<a href="https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seian/chiki/tozan_top.html">https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seian/chiki/tozan_top.html</a>
石 鏡 山 系	松山地方気象台 089-941-0012 (089-947-8249) 088-822-8881 (088-824-4553)	愛媛県警察本部 地域課 089-934-0110 高知県警察本部 地域課 088-826-0110	登山者の皆様へ	<a href="http://www.police.pref.ehime.jp/chiki/tozan.htm">http://www.police.pref.ehime.jp/chiki/tozan.htm</a>
腎 振 山 系 多 良 山 系	佐賀地方気象台 0952-32-7027 (0952-32-8080)	佐賀県警察本部 地域課 0952-24-1111	安全登山のために	<a href="https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seian/chiki/tozan_top.html">https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seian/chiki/tozan_top.html</a>
霧 島 山 系 久 島 山 系 開 闢	鹿児島地方気象台 099-250-9913 (099-206-3980)	鹿児島県警察本部 地域課 099-206-0110	登山計画書の作成	<a href="https://www.police.pref.saga.lg.jp/kurashi/machizukuri/3538.html?media=c">https://www.police.pref.saga.lg.jp/kurashi/machizukuri/3538.html?media=c</a>

※1: 平日9時00分～17時00分  
※2: 平日8時30分～17時00分



# 登山計画書(登山届)

年 月 日

御中

目的の山域・山名					
入山日				最終下山日	(予備日含む)
役割	氏名	性別	年齢	住所	緊急連絡先・氏名
	生年月日			電話(携帯電話)	住所または電話(携帯電話)

日程	行動予定
(1) /	
(2) /	
(3) /	
(4) /	
(5) /	
荒天・非常時 対策 エスケイプルート	

◎所属している山岳会・サークルについて記入してください。

団体名 \_\_\_\_\_  
 所属 \_\_\_\_\_ 山岳連盟(協会) 緊急連絡先  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
 代表者電話 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
 代表者携帯電話 \_\_\_\_\_ 救助体制 ある ( 名 ) なし  
 搜索費用にあてる保険加入の有無 あり なし 保険会社名 ( )

(概念図)

テント(型・人用・張)	
ツェルト(人用・張)	
ロープ(m・本)	
通信機器(台・MHZ)	
食料(日分)	(予備食含む)
非常食(日分)	
燃料(日分)	

(その他連絡事項)

提出先

家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など

山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど

登山地域の都道府県警察本部地域課(北海道を除き県庁所在地にあります)

または山域を管轄する警察署、交番、駐在所

注意

登山計画書を提出したところには、必ず下山の報告をすること

条例に基づく登山届出(提出義務があります)は所定の届出先に提出すること

※登山計画書の記入例については、(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページまで

<http://www.ima-sangaku.or.jp/>



学安第 144 号  
令和 4 (2022) 年 5 月 10 日

各県立学校長 様

学校安全課長

熱中症事故の防止について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び文部科学省初等中等教育局教育課程課長から依頼がありましたので送付します。

つきましては、熱中症のリスクの高い環境で活動を行う際には、昨年度から全国で運用開始された「熱中症警戒アラート」や環境省熱中症予防情報サイト等の情報を適宜活用するとともに、暑さ指数 (WBGT) 等を測定し運動等の実施を判断するなど、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、気候等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が講じられることが望ましいですが、マスクを外させる等の熱中症への対応を優先するようお願いします。

(参考)

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>



学校安全課学校安全担当

担当：琴寄

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

4 教参学第 2 号  
令和 4 年 4 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
専修学校を置く各国立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
石塚 哲 朗  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課長  
常盤木 祐 一  
(公印省略)

熱中症事故の防止について (依頼)

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添 1 のとおり、令和 3 年度には学校の管理下において 2 千件を超える熱中症事故が発生しています。

学校管理下における熱中症事故は前年よりも減少しているところですが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念されることから、政府においては令和 4 年 4 月 13 日に「熱中症対策行動計画」を改訂しました。

また、昨年度から全国で運用が開始された「熱中症警戒アラート」(別添 2 参照)につきましても、本年度は 4 月 27 日より環境省のホームページにて情報提

供されております。これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるものです。この情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（別添3参照）を昨年5月に共同で作成しており、同手引きの活用について昨年6月および今年2月をお願いしたところです。

学校設置者におかれては、本手引きを活用し、学校医等や関係機関の協力を得て、熱中症警戒アラートも活用した熱中症対策に係るガイドラインを作成するなどし、熱中症の予防に努めていただくよう、改めてお願いいたします。

なお、本件については、学校設置者等から相談があった時に対応いただけるよう、公益社団法人日本医師会ならびに全国養護教諭連絡協議会に対しても周知協力を依頼していることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分にとれないときはマス

クを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先するようお願いします。

また、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。

なお、幼稚園においては、幼児がマスク着用によって息苦しくなっていないかどうかについて、教職員及び保護者が十分に注意することや、幼児の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合には無理して着用させる必要はないことについて、特に御留意くださるようお願いいたします。

具体的な取扱いは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022. 4. 1Ver. 8）」で示している内容を御参照願います。

## 2. 「熱中症予防強化キャンペーン」について

政府においては、毎年4月1日～9月30日を実施期間として、時期に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組として「熱中症予防強化キャンペーン」を実施しています。国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和4年度は4月27日から熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数（WBGT）を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2022」（令和4年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

## 3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添4の関連規定を踏まえ、次の（1）から（3）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- （1）夏季における休業日等の検討に当たっては、2. に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。
- （2）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業等の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることも考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

## 【参考】

### ○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂 環境省）  
([http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php))
- ・令和4年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について  
(<https://www.env.go.jp/press/110944.html>)

### ○気象庁

- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について  
([https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423\\_keikai.html](https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html))

### ○文部科学省

- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm))
- ・令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」  
([https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt\\_kouhou01-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf))
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html))
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416715.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm))

### ○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」（ポスター）（平成31年3月）  
([https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx))
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成26年3月）  
([https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx))

#### 【本件担当】

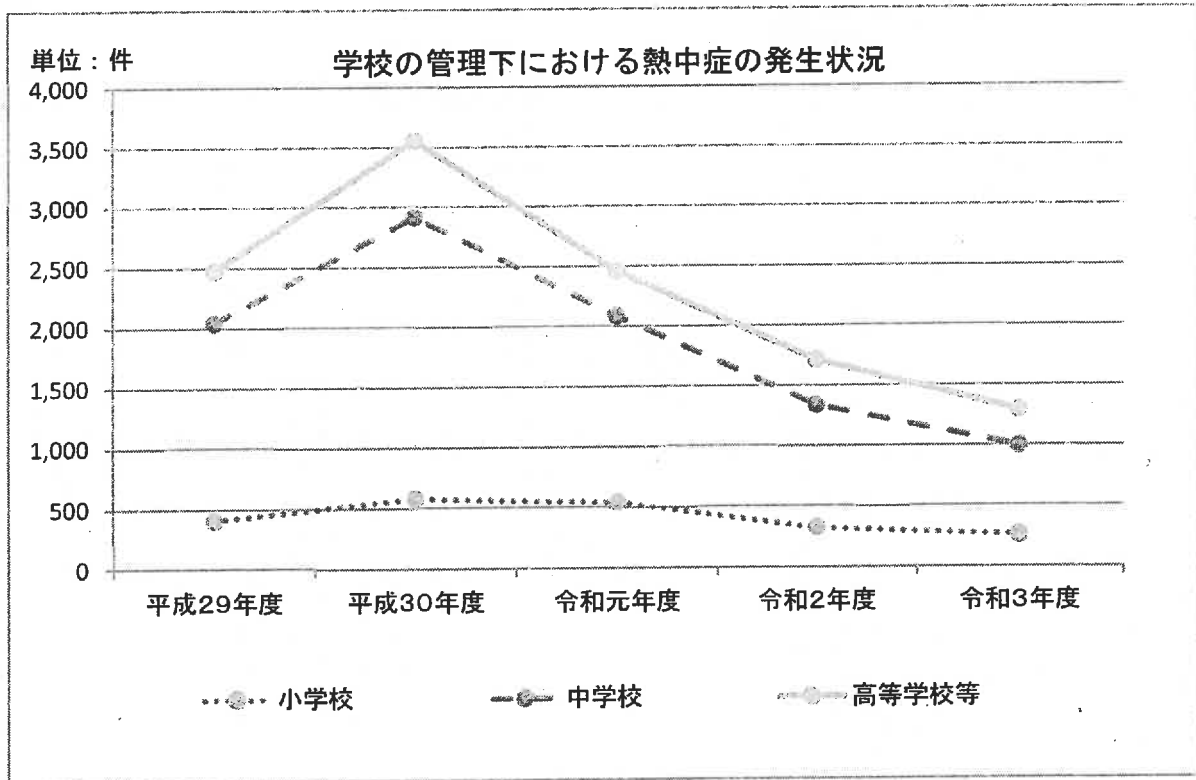
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係  
電話：03-5253-4111(内線 2966)  
E-mail：anzen@mext.go.jp

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	408	579	541	324	264
中学校	2,038	2,912	2,081	1,338	996
高等学校等	2,467	3,554	2,452	1,709	1,289
計	4,913	7,045	5,074	3,371	2,549

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和3年度は速報値)



# 「熱中症警戒アラート」について

令和4年度は4月27日(水)から10月26日(水)まで実施

環境省 × 気象庁

## 熱中症警戒アラート

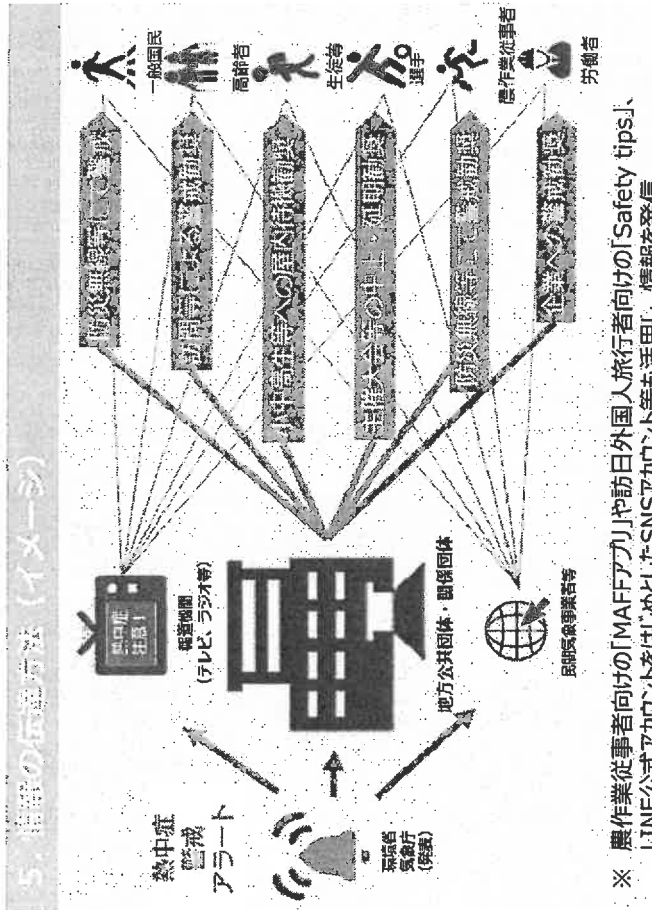
環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

### 1. 背景

- 熱中症による死亡・救急搬送人員は高い水準で推移しており、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要

暑さ指数 (WBGT) とは、気温 湿度 輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



### 6. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が33以上になると予測した場合に発表

暑さ指数 (WBGT)	発表の基準
33-34	府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が33以上になると予測した場合に発表
35-36	府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が35以上になると予測した場合に発表
37-38	府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が37以上になると予測した場合に発表
39-40	府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が39以上になると予測した場合に発表

注1) 日本生気象学会指針より引用  
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

### 6. 発表時の熱中症予防行動

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。

(例)

- ▶ 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- ▶ 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- ▶ 身の回りの暑さ指数 (WBGT) を確認し、行動の目安にする。
- ▶ エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
- ▶ のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

### 7. 今年1年間の発表

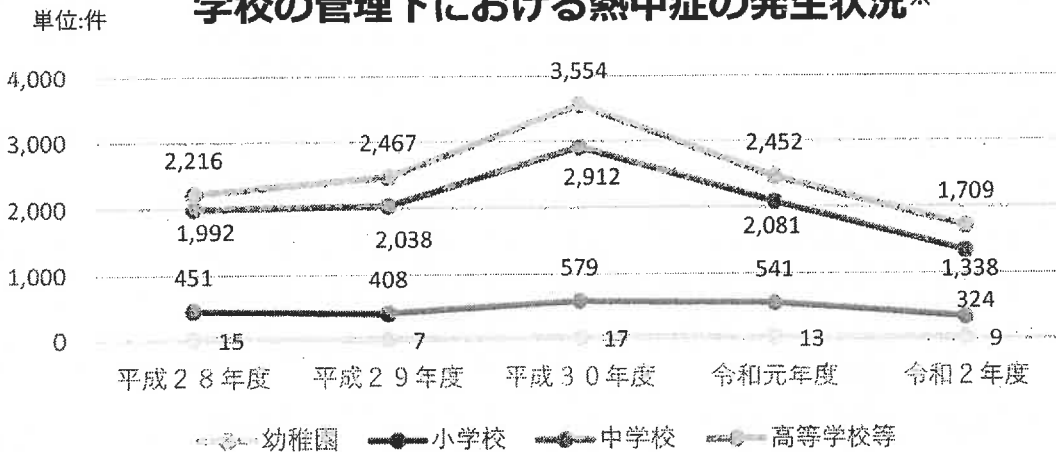
全国における 発表地域：53地域/58地域  
発表日数：75日/183日  
延べ発表回数：613回  
※4/28~10/27時点

- 環境省・文部科学省では、2021年5月に実際の学校現場における熱中症対策の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成しました。
- この手引きでは、各学校現場で熱中症対策ガイドラインを作成する際に参考となる事項を整理しています。熱中症対策ガイドライン作成に是非ご活用ください。

## 背景・目的

- ◆ 学校の管理下における熱中症は、小学校・中学校・高等学校等を合わせると毎年5,000件程度発生。
- ◆ 地球温暖化の影響を考慮すると、今後も災害級の暑さが懸念。
- ◆ 各学校現場で熱中症警戒アラートも活用したガイドラインを作成し、児童生徒等の命や健康を守ることが重要。

学校の管理下における熱中症の発生状況※



※独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付データを元に作成

## 本手引きの位置づけと活用方法

- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。
- 各学校においては、実践編(第5章、第6章)を中心に参考としてください。

詳しい情報は裏面へ



# 手引きの構成

## 第1章 本手引きの位置づけと活用方法

## 第2章 熱中症とは

## 第3章 暑さ指数 (WBGT) について

- 暑さ指数 (WBGT) とは
- 暑さ指数 (WBGT) に応じた行動指針
- 暑さ指数 (WBGT) の測定

## 第4章 熱中症警戒アラートについて

- 熱中症警戒アラートとは
- 熱中症警戒アラートの活用にあたって

## 第5章 熱中症の予防措置

- 事前の対応
- 授業日の対応
- 週休日、休日、学校休業日の対応

## 第6章 熱中症発生時の対応

## 第7章 熱中症による事故事例

## 第8章 参考資料

基礎編

実践編

## 手引きで分かること

- ✓ 熱中症警戒アラート、WBGT(暑さ指数)って何？
- ✓ 教職員が事前に準備しておかなければならないことって何？
- ✓ 学校における熱中症対策ガイドラインに盛り込む事項って何？
- ✓ 熱中症警戒アラートが発表された日はどうすればいいの？
- ✓ 児童に熱中症が発生した場合はどうすればいいの？
- ✓ 他校はどんな対策をしているの？

### 【詳細情報について】

○文部科学省HP

- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きについて」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

- ・通知

[https://stg.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343\\_00001.htm](https://stg.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00001.htm)

○環境省HP

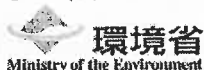
- ・熱中症予防情報サイト：熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表状況、普及啓発資料などを掲載

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・環境省LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数の情報をPUSH配信

[https://www.wbgt.env.go.jp/line\\_notification.php](https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php)

## <お問い合わせ>



環境省

Ministry of the Environment

環境保健部環境安全課

netsu@env.go.jp



文部科学省

総合教育政策局

安全教育推進室

男女共同参画共生社会学習・安全課

anzen@mext.go.jp

学安第 398 号  
令和 4 (2022) 年 7 月 28 日

各県立学校長 様

学校安全課長

熱中症対策の更なる強化について（協力依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局外から依頼がありましたので送付します。

つきましては、これから 8 月にかけて、全国的に一年でもっとも気温が高くなる時期であり、熱中症リスクは引き続き非常に高くなることが考えられるため、各学校におかれましても、一層の危機感をもって対応していく必要があります。熱中症による被害を減らすため、熱中症警戒アラートを活用するとともに、エアコンの適切な使用やマスクを外すことなど、熱中症対策を適切に講ずるようお願いします。

（参考）

- ・ 熱中症警戒アラート <http://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>
- ・ 環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・ 熱中症に関するリーフレット [http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php](http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php)
- ・ 厚生労働省：マスクの着用について  
[http://www.whlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](http://www.whlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)
- ・ 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について  
(令和 4 (2022) 年 5 月 25 日付け学安第 207 号)
- ・ 夏季における児童生徒のマスクの着用について  
(令和 4 (2022) 年 6 月 10 日付け学安第 270 号)

学校安全課学校安全担当

担当：琴寄

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

事 務 連 絡

令和 4 年 7 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

内閣官房孤独・孤立対策担当室  
内閣府政策統括官（防災担当）  
参事官（普及啓発・連携担当）  
消防庁救急企画室  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
スポーツ庁健康スポーツ課  
厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課  
農林水産省農産局農産政策部  
技術普及課生産資材対策室  
経済産業省大臣官房総務課  
危機管理・災害対策室  
国土交通省総合政策局環境政策課  
観光庁旅行業務適正化指導室  
気象庁大気海洋部業務課  
環境省大臣官房環境保健部環境安全課  
環境省地球環境局総務課  
気候変動適応室  
環境省水・大気環境局大気環境課  
大気生活環境室

## 熱中症対策の更なる強化について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年は、全国の広い地域で1951年の統計開始以来、最も早い梅雨明けとなり、6月末からは記録的な暑さとなりました。そのため、6月末から7月はじめにかけて、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は例年になく高い水準となりました（参考1）。

これから8月にかけては、全国的に一年でもっとも気温が高くなる時期であり、熱中症リスクは引き続き非常に高くなることが考えられます。これ以上の被害を防止するためには、政府をはじめ、関係機関、関係団体が気を緩めることなく一層の危機感を持って対応していく必要があります。

このため、政府においては今般、第4回熱中症対策推進会議を開催し、国民、地方公共団体、事業者、関係団体等における適切な熱中症予防行動につなげることで、熱中症による被害を減らすため、政府一丸となった熱中症対策の一層の呼び掛けを行うこととしました。

今般、関係府省庁から下記について一層の呼び掛けを行うに際し、基本的な熱中症予防行動を記載したリーフレット（別紙1）を作成しましたので、積極的に御活用いただくとともに、改めて関係団体・関係者等に伝達をいただき、国民の皆様の生命、身体を守ることができるよう御協力をお願いします。

### 記

#### 1. 熱中症警戒アラートの活用について

熱中症警戒アラートの発表状況を確認し、以下の予防行動の徹底をお願いします。

- ◇ 昼夜を問わず、エアコンを適切に使用する
- ◇ 不要不急の外出はできるだけ避ける
- ◇ 高齢者等の熱中症のリスクが高い方に声を掛ける
- ◇ 外での運動は、原則、中止/延期をする
- ◇ のどが渇く前にこまめに水分補給する

#### （参考情報）

熱中症警戒アラート：<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症に関するリーフレット：[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php)

#### 2. エアコンの適切な使用について

エアコンの使用につき、この夏は電力の安定供給に必要な水準を確保できる見通しです。熱中症も懸念されるこの夏は、命や健康を守るため、無理な節電をせず、躊躇することなくエ

エアコンを適切に使用することを呼びかけてください。

(参考情報) 参考2 令和4年夏の電力需給状況

### 3. マスクを外すことについて

熱中症予防の観点から、マスクを外すことが重要であることについて適切な啓発をお願いします。

※近距離（2m以内を目安）で会話するような場合を除いて、屋外ではマスクを外してください。

※学校生活における児童生徒等のマスクの着用については、参考情報に掲げる文部科学省の事務連絡を御参照ください。

(参考情報)

厚生労働省：マスク着用について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

文部科学省：学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

[https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

文部科学省：夏季における児童生徒のマスクの着用について

[https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

### 4. 停電時の熱中症対策について

停電時の熱中症対策について、周知をお願いします。災害等により停電が発生しエアコンを使用できない場合においては、次の対策を取ることが有効です。また、事前の備えも行っていたことが重要です。

- ◇ カーテン、すだれなどで日光を遮り、また風通しをよくする
- ◇ 飲み水をできるだけ多く備蓄し、こまめに水分を補給する
- ◇ 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぐ
- ◇ 停電による断水に備え、電力需給ひっ迫注意報発表時等においては、バケツや浴槽に水を貯める
- ◇ 可能なかぎり冷房設備が稼働しているところへ避難する

別紙1：リーフレット

参考1：令和4年夏の記録的な暑さ

参考2：令和4年夏の電力需給状況

以上

学安第 463 号  
令和 4 (2022) 年 8 月 24 日

各県立学校長 様

学校安全課長

学校管理下における熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありましたので送付します。

つきましては、夏季休業が終了し、学校教育活動が再開されるに当たり、学校管理下における熱中症事故の防止について、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することが必要です。また、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取り扱いをしてください。その場合であっても、熱中症には命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先するようお願いします。

（参考）

- ・「熱中症事故の防止について（依頼）」（4 教参学第 2 号令和 4 年 4 月 28 日付）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343.htm)
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

学校安全課学校安全担当

担当：琴寄

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

事務連絡  
令和4年8月22日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県私立学校主管部課長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 学校管理下における熱中症事故の防止について（依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今後、各地域において夏季休業が終了し、学校教育活動が再開されるに当たり、学校管理下における熱中症事故の防止について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

特に、学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであり、スポーツ種目別の状況を見ると、野球、ラグビー、サッカーなど屋外で行うものだけでなく、柔道や剣道など屋内で防具や厚手の衣服を着用するスポーツも多く発生しています（別紙参照）。熱中症の予防のためには、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することが必要です。また、熱中症は運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

「熱中症事故の防止について（4教参学第2号令和4年4月28日付）」でお知らせしている通り、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取り扱いをしてください。その場合であっても、

熱中症には命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先するようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

(参 考)

- ・「熱中症事故の防止について（依頼）」（4教参学第2号令和4年4月28日付）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343.htm)
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

**【本件照会先】**

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

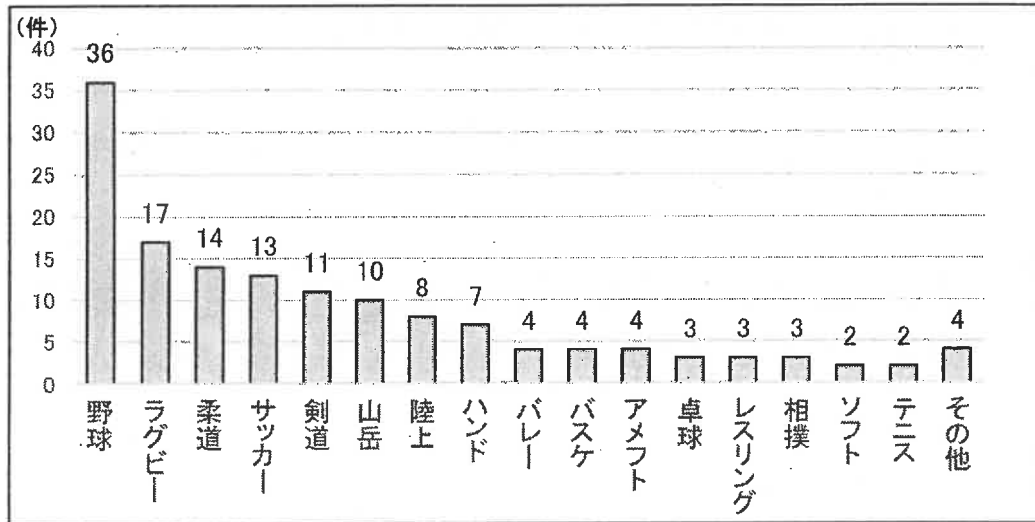
電話：03-5253-4111（内線2966） E-mail：anzen@mext.go.jp



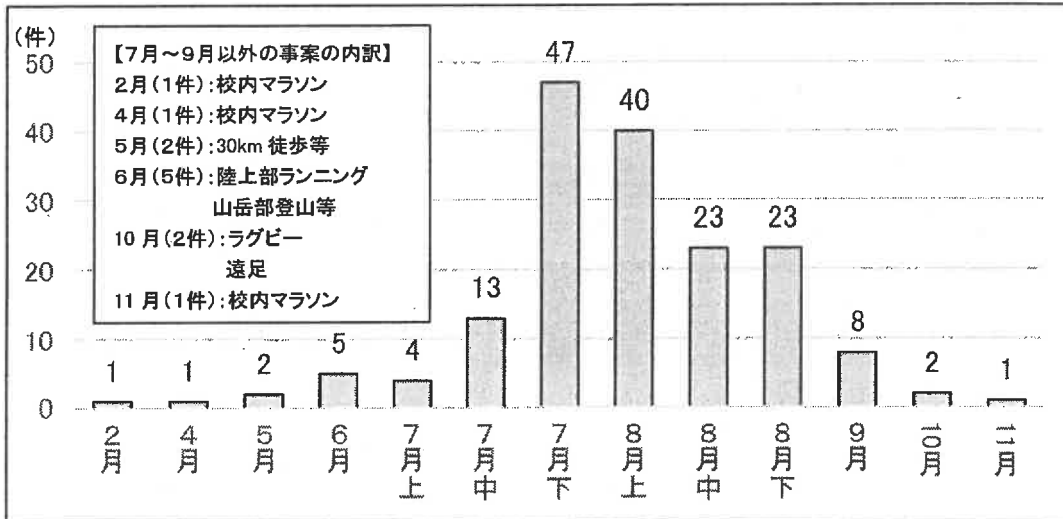
(別紙)

学校の管理下における熱中症死亡事例の発生状況（1975年～2017年）

(1) スポーツ種目別発生状況（運動部活動の場合）



(2) 月別発生数（学校行事等も含む）



(出典)

「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」（平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）から抜粋

※件名の表記を一部加工しています。

平成30(2018)年7月25日

各県立学校長 様

学校安全課長

落雷事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありましたので、送付いたします。

つきましては、貴職下職員へ周知するとともに、「学校危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月初版）等を参考にしながら、各学校における雷への対応に関する危機管理マニュアルについて確認するなど、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるよう願います。

（参考）

気象庁「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1>



学校安全課学校安全担当

担当：神宮司

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956



30 初健食第 15 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公私立大学担当課長  
各公私立短期大学担当課長  
各国公私立高等専門学校事務局長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長 殿  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
各都道府県専修学校各種学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
三 谷 卓



(印影有り)

### 落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところです。落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況（別添参照）にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成 30 年 2 月初版）及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成 25 年 3 月改訂）等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

### 記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策 Q & A－改訂版」（平成 13 年 5 月 1 日発行））によれば、厚い

黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」(<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>)などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いします。

#### 【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」（平成21年3月 文部科学省）
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」（平成22年3月 文部科学省）
- 「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課学校安全係  
TEL 03-5253-4111(内線 2917)

## 小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[18年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[15年度給付]

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中(徒歩)〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点(平成16年版)」に掲載

学安第 764-1 号  
令和 4 (2022) 年 12 月 8 日

各県立学校長 様

教育長

冬山登山の事故防止について (通知)

このことについて、別添のとおり令和 4 年 12 月 2 日付け 4 ス庁第 1554 号にてスポーツ庁次長から通知がありました。

冬山登山については、本県においては従来から禁止としており、スポーツ庁が教育的観点から実施の可否を各都道府県の判断に委ねている雪上活動についても、「登山計画作成のためのガイドライン (以下「ガイドライン」という。)」において禁止としていますので、遵守してください。

なお、冬季においても積雪期の状態にない山での登山 (以下「冬季における登山」という。) は実施を認めていますが、実施可能な山及び山行ルートはガイドラインに基づき別途定めていますので注意してください。また、冬季における登山を実施する場合でも、ガイドライン及び県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守するとともに、生徒の健康管理に十分留意するなど、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

担当 琴寄

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツクライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
角 田 喜 彦

#### 冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、冬山登山における遭難事故は依然として多く発生しております。さらに、登山する山が火山の場合には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所がありますので、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事件事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会（登山部顧問等安全登山講習会）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めておりますが、貴職におかれても、別紙1「冬山登山の警告」及び別紙2「冬山登山の事故防止について」（平成29年12月1日付け通知）を関係機関・団体及び関係者に周知されるとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下「高校生等」という。）の冬山登山については、別紙2のとおり、原則として行わないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、引き続き適切な対応をお願いします。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請及び以下の新型コロナウイルス感染情報※を参考に、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症関連情報

○スポーツ庁 HP

「登山再開に向けてのガイドライン（公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会）」

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200807-spt\\_kensport01-000009263\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200807-spt_kensport01-000009263_4.pdf)

○文部科学省 HP

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

○厚生労働省 HP 「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#houshin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin)

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）並びに域内の指定都市を除く市区町村に対して、指定都市市長におかれては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知をお願いします。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知されるとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力をお願いします。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：事業係 塚本・水名口

電話：03-5253-4111（内線3939）

アドレス：kensport@mext.go.jp

【運動部活動に関すること】

スポーツ庁地域スポーツ課

担当：学校運動部活動係 林・鈴木

電話：03-5253-4111（内線3953）

アドレス：tiikisport@mext.go.jp



冬山登山の警告文

# 冬山の三大リスクに備えましょう

## 「吹雪」「滑落」「雪崩」に注意

令和4年11月

山岳遭難対策中央協議会

近年ではバックカントリースキーやアイスクライミング、スノーシューハイク等、冬山の楽しみ方も増え、四季を通して山は賑わいを見せるようになりました。

その一方で、毎年冬山では悲しい遭難事故が起っています。冬山登山はレジャーの延長線上にはありません。冬山に潜むリスクを認識して、そのリスクを回避する方法を身に付けた上で入山してください。

**「吹雪」**：視界を奪い方向感覚を狂わせるだけでなく体力や気力も奪います。

**「滑落」**：固く凍った雪の斜面は死の滑り台になることがあります。

**「雪崩」**：簡単に人を飲み込み押し流してしまいます。

雪に覆われた厳しい冬山で安全に登山を楽しむために、次のことに留意してください。

### ○吹雪から身を守る装備を持ちましょう

寒冷に耐えることができるウェアを着用し、ツェルトや火器等のビバーク装備も携行しましょう。視界不良時には地形図、コンパス、GPSが頼りになります。スマートフォン用の登山地図アプリも現在地を知るためには有効です。また、引き返すことを想定し旗竿やカラーテープ等で目印を付けながら歩くことも大事です。

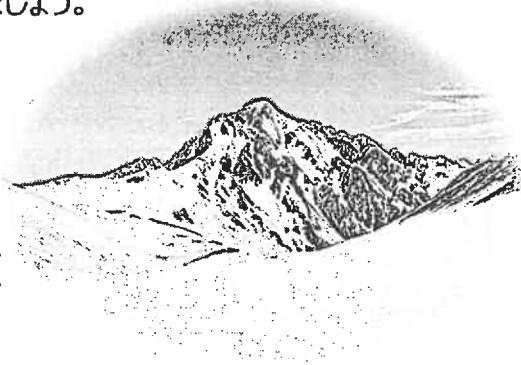
### ○ちょっとした転倒が大きな滑落事故につながります

急斜面では転倒した次の瞬間にはどんどん加速して、止めることができないスピードになってしまいます。歩行に少しでも不安がある場所ではロープを使用しましょう。

### ○雪崩を警戒しましょう

雪の斜面では常に雪崩を警戒しましょう。豊富な知識と経験があっても雪崩を完全に予測することは困難です。

装備を揃えて使い方をマスターするだけでなく、積雪を観察し、地形を読んで、慎重に行動しましょう。たとえ好天時でも油断しないで冬山に入ってください。



\* 高校生等の冬山登山は原則禁止です。詳細は、「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（平成29年11月28日/高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議）」をご覧ください。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁  
 (独)日本スポーツ振興センター (株)NTT (株)JR東日本 (公財)日本スポーツ協会  
 (公社)日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

# 山岳遭難が多発しています!!

## もう一度点検 計画と対応力

冬の自然は厳しく、急変します。冬山経験豊富な信頼できるリーダーと、事故に対応できる力を持ったパーティーであることが必要です。

- 1 登山計画書はパーティー全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 エスケープルート（万一の時の逃げ道）は考えていますか。
- 3 最新の気象情報を確認していますか。（携帯電話、ラジオ等）
- 4 応急処置のための知識と医薬品・器具は整えましたか。
- 5 雪崩に対する知識・心構えと装備は整えましたか。（雪崩ビーコンなど）
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。（無線機、携帯電話などの予備バッテリーも忘れずに！）
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 事故多発！登山予定の山で発生した過去の事故を確認しましたか。
- 9 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

## 登山計画書はあなたを守る命綱

### 【登山計画書の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 山岳遭難の発生を警察が認知できた段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

### 【提出先】

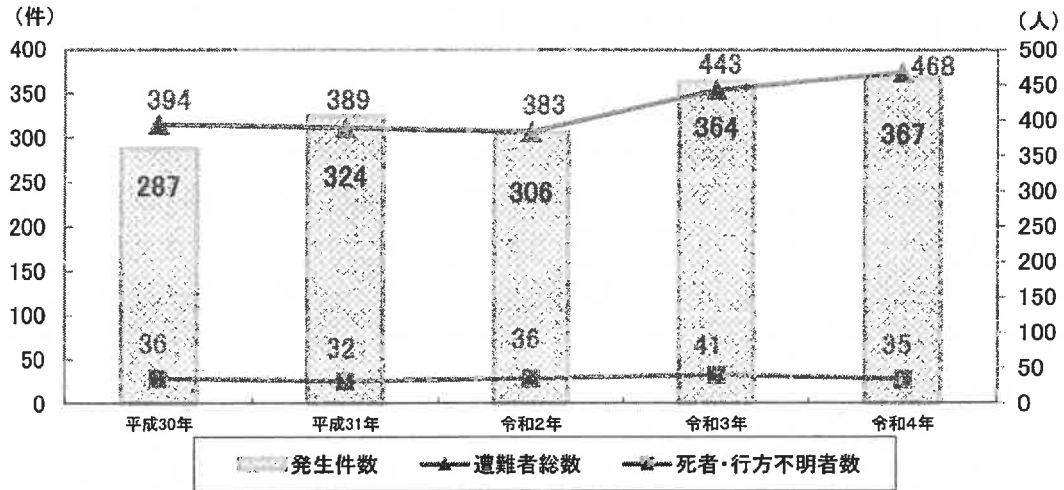
- 知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
- 家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト（山と自然のネットワーク「コンパス」など）
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山域を管轄する警察本部または警察署など  
（インターネットを使って届出ができる警察本部等もあります。）

これまでも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できたという事例が数多くあります。登山計画書を提出するということは、あなたを守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

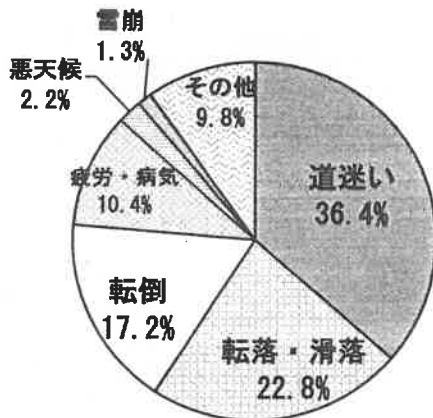
# 冬山における山岳遭難発生概要

※令和4年の数値は暫定値  
 ※この頁における「冬山」とは、12月～2月をいう。  
 例：令和4年⇒令和3年12月～令和4年2月

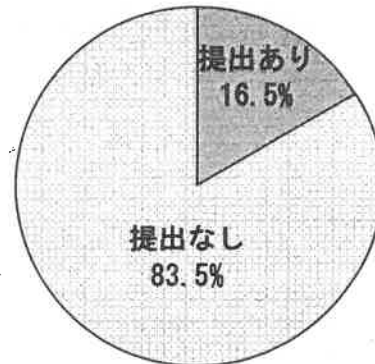
## 過去5年間における山岳遭難発生状況



### 【過去5年間の遭難態様の状況】



### 【過去5年間に遭難したパーティーの登山計画書提出状況】



**道迷い、転落・滑落、転倒に注意しましょう！**

### ◎ バックカントリースキーによる遭難に注意！

毎年、警告表示等に従わずコースを外れたスキーヤーやスノーボーダーが、スキー場管理地以外の雪山において遭難するケースが発生しています。このようないわゆるバックカントリースキーは、冬山登山と同様の知識・技能・装備が必要です。安易な行動は厳に慎んでください。

# 最新の気象状況把握が冬山登山の命綱

～大雪、なだれ、急激な気象変化などに細心の注意を～

冬山の天気は、平地とは比較にならないくらい急激に変化し、悪天が数日継続することも少なくありません。特に低気圧が通過し、その後、強い冬型の気圧配置になる場合、暴風や吹雪、短時間での大雪、なだれ、急激な気温低下により命を奪われるような遭難につながるおそれがあります。**登山の数日前から、最新の気象情報で天気や雪の状況、火山の状況などを確認し、ゆとりある計画を立てることが必要**です。さらに、**登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要**と強く認識してください。

## 気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめていますので、御利用ください。

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/plan/weather/#weather>

### □気象庁ホームページ

警報・注意報、キキル（危険度分布）、今後の雪、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウィンドプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

### □国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

### □民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。

(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)



気象・火山情報

山岳

気象庁ホームページ



気象庁ホームページ



気象庁ホームページ



防災情報提供センター  
携帯端末向けホームページ (Top)



## 火山情報にも注意

気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」(下記URL)を公開しています。

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity\\_info/map\\_0.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html)

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」は、ラジオやテレビのほか、民間事業者が提供する携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。噴火速報の説明や民間事業者のサービスについては「噴火速報について」(下記URL)をご覧ください。

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho\\_toha.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html)

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

登山前には、気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を確認し、十分注意して登山してください。



火山登山者向けの  
情報提供ページ



噴火速報について

## 主な山岳地の登山についての問い合わせ

山 岳	気 象 情 報		山 岳 情 報	
	担当警察本部等	電話番号	担当警察本部等	電話番号
主な山岳の 情報	各地域の気象情報は地方気象台にお問い合わせ下さい。 電話番号：平日8時30分～17時15分(カッコ内は24時間自動 応答) 気象庁ホームページ： <a href="https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html">https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html</a>	警察庁生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141	山岳遭難の概況 <a href="https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetysafe/souzan.html">https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetysafe/souzan.html</a>
北海道全山岳	札幌管区気象台 011-611-0170 ※1	北海道警察本部 地域企画課	011-251-0110	安全登山情報 <a href="https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chikiki/sanzoku/sanzoku-top.html">https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chikiki/sanzoku/sanzoku-top.html</a>
利尻岳 大雪山系 十勝岳	稚内地方気象台 0162-23-2678 (0162-22-0109) 旭川地方気象台 0168-32-6388 (0166-32-6413)	北海道警察 旭川方面本部地域課	0166-35-0110	安全登山ネットワーク <a href="https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/09a/area/kyushu/shuzoku/400_chi/401/sanzoku.html">https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/09a/area/kyushu/shuzoku/400_chi/401/sanzoku.html</a>
八甲田山系	青森地方気象台 017-741-7411 (017-741-7459)	青森県警察本部 地域課	017-723-4211	山岳遭難 <a href="https://www.police.pref.aomori.jp/section/chikiki/sanzoku/sanzoku-top.html">https://www.police.pref.aomori.jp/section/chikiki/sanzoku/sanzoku-top.html</a>
八幡平	盛岡地方気象台 019-622-7868 (019-652-2750) 秋田地方気象台 018-823-8291 ※2 (018-824-0508)	岩手県警察本部 地域課 秋田県警察本部 地域課	019-653-0110 018-863-1111	登山を楽しく安全に～山岳遭難防止～ <a href="https://www.pref.iwate.lg.jp/kenki/oshirase/saikitaijuzen/30090001.html">https://www.pref.iwate.lg.jp/kenki/oshirase/saikitaijuzen/30090001.html</a> 安全登山情報 <a href="https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenki/news/taizantedoke">https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenki/news/taizantedoke</a>
鳥海山系	山形地方気象台 023-622-2262 (023-634-0009) 秋田地方気象台 018-823-8291 ※2 (018-824-0508)	山形県警察本部 地域課 秋田県警察本部 地域課	023-626-0110 018-863-1111	安全な登山のために <a href="https://www.pref.yamagata.jp/60020/kenki/police/anzen/taizan/taizan-anzen.html">https://www.pref.yamagata.jp/60020/kenki/police/anzen/taizan/taizan-anzen.html</a> 安全登山情報 <a href="https://www.police.pref.miyagi.lg.jp/kenki/news/taizantedoke">https://www.police.pref.miyagi.lg.jp/kenki/news/taizantedoke</a>
蔵王山系	仙台管区気象台 022-297-8104 ※1 (022-293-6220) 山形地方気象台 023-622-2262 (023-634-0009)	宮城県警察本部 地域課 山形県警察本部 地域課	022-221-7171 023-626-0110	山岳情報 <a href="https://www.police.pref.miyagi.lg.jp/">https://www.police.pref.miyagi.lg.jp/</a> 安全な登山のために <a href="https://www.pref.yamagata.jp/60020/kenki/police/anzen/taizan/taizan-anzen.html">https://www.pref.yamagata.jp/60020/kenki/police/anzen/taizan/taizan-anzen.html</a>
飯豊連峰	山形地方気象台 023-622-2262 (023-634-0009) 新潟地方気象台 025-281-5871 ※2 (025-281-5863) 福島地方気象台 024-534-2162 ※2 (024-525-5223)	山形県警察本部 地域課 新潟県警察本部 地域課 福島県警察本部 総合運用指令課	023-626-0110 025-285-0110 024-522-2151	安全な登山のために <a href="https://www.pref.fukushima.jp/03_sanzoku/sanzoku/sanzoku-top.html">https://www.pref.fukushima.jp/03_sanzoku/sanzoku/sanzoku-top.html</a> 山岳遭難事故をなくすために <a href="http://www.police.pref.fukushima.jp/03_sanzoku/sanzoku/sanzoku-top.html">http://www.police.pref.fukushima.jp/03_sanzoku/sanzoku/sanzoku-top.html</a>
巻機山連峰 苗場山	新潟地方気象台 025-281-5871 ※2 (025-281-5863) 前橋地方気象台 027-896-1536 (027-223-2280) 長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037)	新潟県警察本部 地域課	025-285-0110	新潟県登山情報 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sanzoku/sanzoku/sanzoku-top.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sanzoku/sanzoku/sanzoku-top.html</a>
谷川岳 草津白根山	新潟地方気象台 025-281-5871 ※2 (025-281-5863) 前橋地方気象台 027-896-1536 (027-223-2280) 長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037)	群馬県警察本部 地域課	027-243-0110	登山情報 <a href="https://www.police.pref.gunma.lg.jp/sanzoku/taizan.html">https://www.police.pref.gunma.lg.jp/sanzoku/taizan.html</a>
丹沢山系	横浜地方気象台 045-621-1991 (045-623-5899)	神奈川県警察本部 地域総務課	045-211-1212	登山を楽しく安全に <a href="https://www.police.pref.kanagawa.lg.jp/tee/mta/6004.html">https://www.police.pref.kanagawa.lg.jp/tee/mta/6004.html</a>
奥秩父山系	東京管区気象台 03-3434-9085 ※1 (03-3434-9026) 熊谷地方気象台 048-521-0058 (048-526-8415) 甲府地方気象台 055-222-2347 (055-222-4177) 長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037)	埼玉県警察本部 地域総務課 山梨県警察本部 地域課 長野県警察本部 山岳安全対策課	048-832-0110 055-221-0110 026-235-3611 直通-	山岳情報 <a href="https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenki/sanzoku/sanzoku-top/index.html">https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenki/sanzoku/sanzoku-top/index.html</a> 山岳情報 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html</a> 山岳情報 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html</a>
富士山	甲府地方気象台 055-222-2347 (055-222-4177) 静岡地方気象台 054-286-3411 (054-287-4093)	山梨県警察本部 地域課 静岡県警察本部 地域課	055-221-0110 054-271-0110	山岳情報 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html</a> 山岳情報 <a href="http://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/kenki/sanzoku/index.html">http://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/kenki/sanzoku/index.html</a>
南アルプス	長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037) 甲府地方気象台 055-222-2347 (055-222-4177) 静岡地方気象台 054-286-3411 (054-287-4093)	長野県警察本部 山岳安全対策課 山梨県警察本部 地域課 静岡県警察本部 地域課	026-235-3611 直通- 055-221-0110 054-271-0110	山岳情報 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html</a> 山岳情報 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html</a> 山岳情報 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html</a>
中央アルプス	長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037) 岐阜地方気象台 058-271-4109 (058-271-4203)	長野県警察本部 山岳安全対策課 岐阜県警察本部 地域課	026-235-3611 直通- 058-271-2424	山岳情報 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kenki/sanzoku/index.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kenki/sanzoku/index.html</a> 北アルプス情報 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4157.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4157.html</a>
八ヶ岳	甲府地方気象台 055-222-2347 (055-222-4177) 長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037)	山梨県警察本部 地域課 長野県警察本部 山岳安全対策課	055-221-0110 026-235-3611 直通-	山岳情報 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/police/sanzoku/index.html</a> 山岳情報 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html</a>
北アルプス	長野地方気象台 026-232-2034 (026-232-2037) 富山地方気象台 076-432-2311 (076-432-2314) 岐阜地方気象台 058-271-4109 (058-271-4203)	長野県警察本部 山岳安全対策課 富山県警察本部 山岳安全課 岐阜県警察本部 地域課	026-235-3611 直通- 076-441-2211 058-271-2424	山岳情報 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sanzoku/index.html</a> 山岳情報登山 <a href="https://www.police.pref.fukushima.jp/03_sanzoku/sanzoku-top.html">https://www.police.pref.fukushima.jp/03_sanzoku/sanzoku-top.html</a> 北アルプス情報 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4157.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4157.html</a>
大峰山系 大台山系	奈良地方気象台 0742-22-2655 (0742-27-7329)	奈良県警察本部 地域課	0742-23-0110	山岳遭難対策 <a href="https://www.police.pref.nara.lg.jp/00/9909011.html">https://www.police.pref.nara.lg.jp/00/9909011.html</a>
大 山	鳥取地方気象台 0857-29-1312 (0857-29-4195)	鳥取県警察本部 地域課	0857-23-0110	大山登山情報 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/police/daisen/">https://www.pref.tottori.lg.jp/police/daisen/</a>
剣 山 系	徳島地方気象台 088-622-3957 (088-656-9549)	高知県警察本部 地域課	088-826-0110	安全登山のために <a href="https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/section/chikiki/tozan_top.html">https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/section/chikiki/tozan_top.html</a>
石 鏡 山 系	松山地方気象台 089-941-0012 (089-947-8249) 高知地方気象台 088-822-8881 (088-824-4553)	愛媛県警察本部 地域課 高知県警察本部 地域課	089-934-0110 088-826-0110	登山者の皆様へ <a href="https://www.police.pref.ehime.lg.jp/chikiki/tozan.htm">https://www.police.pref.ehime.lg.jp/chikiki/tozan.htm</a> 安全登山のために <a href="https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/section/chikiki/tozan_top.html">https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/section/chikiki/tozan_top.html</a>
骨 振 山 系 多 良 山 系	佐賀地方気象台 0952-32-7027 (0952-32-8080)	佐賀県警察本部 地域課	0952-24-1111	登山計画書の作成 <a href="https://www.police.pref.saga.lg.jp/area/kyushu/shuzoku/3508.htm?mech=mc">https://www.police.pref.saga.lg.jp/area/kyushu/shuzoku/3508.htm?mech=mc</a>
霧 島 山 系 鹿 久 島 山 系 開 聞 岳	鹿児島地方気象台 099-250-9913 (099-206-3960)	鹿児島県警察本部 地域課	099-206-0110	山岳情報 <a href="https://www.pref.kagoshima.lg.jp/10/police/shinchi/sanzoku/sanzoku-top.html">https://www.pref.kagoshima.lg.jp/10/police/shinchi/sanzoku/sanzoku-top.html</a>

※1: 平日9時00分～17時00分  
※2: 平日8時30分～17時00分

# 冬山装備チェックリスト

登山目的にあった装備を持参しよう。山岳保険へ加入しましょう！  
(○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。)

品名	品名	品名
○ズボン	○筆記具	○シュラフ(スリーピングバッグ)
○シャツ	○携帯トイレ	○シュラフカバー
○アンダーウェア上下	○ロールペーパー	
○靴下(ソックス)・予備靴下	○タオル・手拭	○標識布・竹竿
○登山靴	○ポリ袋	○ザイル(ロープ)
○帽子・防寒帽(目出帽)	○ヘッドランプ	○ハーネス
○手袋(グローブ)・予備手袋	○ラジオ	○カラビナ
○防寒衣(セーター・羽毛服)	○予備バッテリー・電球	○スリング各種
○防風防水透湿パーカ	○修理用具一式	○ヘルメット
○防風防水透湿オーバーパンツ	○ナイフ	
○オーバーミトン	○コップ・炊事用具	△GPS
○ロングスパッツ	○食器類	△カメラ
○ルックザック	○コンロ(バーナー)	△サングラス
○行動食・非常食	○燃料・予備燃料	△トランシーバー(予備電池)
○保温ボトル(魔法瓶)・水筒	○ライター・マッチ	△天気図用紙
○ゴーグル		△ローソク
○時計	○ホイッスル	△伸縮式ストック
○スマートフォン(バッテリーバック)	○ツェルト	△サブザック
○高度計	○マット	△ランタン
○コンパス	○レスキューシート	△油性太字ペン
○1/25000地形図	○ファーストエイドキット	△装備整理袋
○ルート図	○ピッケル	
○登山計画書	○アイゼン	△テント一式
○身分証明書	○輪かんじき・スノーシュー	△大型スノーシャベル
○健康保険証	○スノーシャベル	△スノーソー
○緊急連絡票	○雪崩ビーコン	
	○携帯ゾンデ棒(プローブ)	△各種登攀用具

※この装備リストは冬山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

忘れない 安全準備と山への感謝



(概念図)

テント(型・人用・張)	
ツェルト(人用・張)	
ロープ(m・本)	
通信機器(台・MHZ)	
食料(日分)	(予備食含む)
非常食(日分)	
燃料(日分)	

(その他連絡事項)

**提出先** 知事等(登山計画書の提出が条例で義務化されている場合)  
家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など  
山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど  
山域を管轄する警察本部または警察署など

**注意** 登山計画書を提出したところには、必ず下山の報告をすること  
条例に基づく登山届出(提出義務があります)は所定の届出先に提出すること

※登山計画書の記入例については、(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページまで  
<http://www.ima-sangaku.or.jp/>

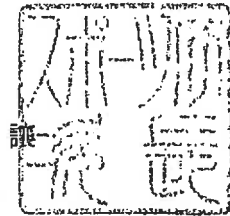




29ス庁第459号  
平成29年12月1日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長 殿  
構造改革特別区域法第12条1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
今里



(印影印刷)

#### 冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年3月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒7名及び引率教員1名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年9月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年11月28日、別紙1のとおり、報告書を取りまとめたいただきました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性のある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可欠であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙1を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中

等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

## 記

### 1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(\*)を除く。

(\*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

### 2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

#### 【実施するために必要な条件等】

##### ①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせず、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

##### ②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課（内線 3939）

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室（内線 3777）

電話 03-5253-4111（代表）

スポ振第490号

令和4（2022）年8月17日

各県立学校長 様

スポーツ振興課長

登山アドバイザー派遣事業実施要綱の一部改正について（通知）

この度、登山アドバイザー派遣事業実施要綱（平成30（2018）年5月31日付けスポ振第113号スポーツ振興課長通知）の一部を改正し、登山計画審査会次回審査分から適用させ、安全対策を実施することといたしますので、所属教職員に対し周知いただき、本事業を御活用ください。

生涯スポーツ担当  
TEL 028(623)3416 FAX 028(623)3411

## 登山アドバイザー派遣事業実施要綱

スポーツ振興課

(目的)

第1条 この要綱は、「登山アドバイザー派遣事業」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 県立学校が実施する登山活動に、登山アドバイザー（以下、アドバイザー）を派遣し、アドバイザー派遣に係る経費（謝金）をスポーツ振興課が負担する。

(アドバイザーの役割)

第3条 安全登山の実施に向け、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。

(アドバイザーの基準)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者とする。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ1、コーチ2、コーチ3又はコーチ4の資格保持者
- (2) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドステージⅠ又はステージⅡの資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージⅠ、ステージⅡ又はステージⅢの資格保持者

(アドバイザーの配置人数)

第5条 原則して1校1行事等につき1名とする。

(アドバイザーの派遣期間)

第6条 登山活動が実施される日数分アドバイザーを派遣するものとする。ただし、公共交通機関等を利用する登山活動を実施しない移動日は、派遣の日数としない。

(活動謝金の支払い)

第7条 スポーツ振興課は、事業活用の報告を受けた後、アドバイザーに謝金を払い込む

ための事務手続きを行う。

(その他)

**第8条** その他必要な事項は、別紙「登山アドバイザー派遣事業実施要項」に定める。

附 則 (平成30(2018)年5月31日付けスポ振第113号スポーツ振興課長通知)  
この要項は、平成30(2018)年5月31日から施行する。

附 則 (平成31(2019)年4月1日付けスポ振第18号スポーツ振興課長通知)  
改正後の要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

附 則 (令和2(2020)年3月31日付けスポ振第803号スポーツ振興課長通知)  
改正後の要綱は、令和2(2020)年3月31日から施行する。

附 則 (令和4(2022)年8月17日付けスポ振第490号スポーツ振興課長通知)  
改正後の要綱は、令和4(2022)年8月17日から施行する。

スポ振第991号  
令和5(2023)年2月20日

各県立学校長 様

教育長

「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲」の改訂について

この度、「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲」(令和4(2022)年8月17日通知)を改訂いたしました。

つきましては、関係教職員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、次年度から各学校で計画する登山計画は、今回通知した「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲(令和5年2月改訂)」を参照し、作成していただくようお願いいたします。

スポーツ振興課 生涯スポーツ担当
TEL 028-623-3416 FAX 028-623-3411
学校安全課 学校安全担当
TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956

- (表の活用方法)
- この表は各県立学校が登山活動を計画する際、登山活動ができる山の範囲の確認及び生徒の力量にあった山岳・コースの選定を検討するための参考資料とする。
  - 登山は技術的難易度A～Cの山とし、難易度DとEに該当する山岳・コースへの登山は行わない。表にない山岳・ルート申請することは可能であるが、登山計画審査会において審査する。
  - 山行地は、参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適したものを選定することが重要であり、特に安全面には十分配慮して選定する。
  - 山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決定する。表にある山岳・ルートは登山計画審査会の審査を免除するものではない。
  - この表は随時更新していくものとする。
  - この表は栃木県山岳遭難防止対策協議会作成の栃木県山のグレーディング(令和4年9月改訂)及び他県が作成した山のグレーディングを引用し、栃木県教育委員会が独自に作成したものである。

山岳・コースの難易度	A	B	C	D	E
10					
9					【栃】大ネレット(上高地) < 大黒一帯(長野県) >
8					
7			【栃】黒部(上高地) (沢沢) (群馬県)	【栃】黒部(上高地) (長野県)	
6		【栃】黒部(上高地) ※4		不登キレット(群馬・八方尾山庄) (長野県)	
5		大塚山(二葉山神社) ※1 大塚山(神の茶屋駐車場) ※2 【栃】大塚山(大平山) ※1 北谷(古野町) (栃木県) 富士山(スバルライン五合目) (山梨県)	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	
4	【栃】大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1		
3	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1		
2	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1		
1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1	【栃】大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1 大塚山(大平山) ※1		

【凡例】  
 ( ) 登山口  
 【】 入口と下山口は同じだが途中の経路が異なる周遊ルート  
 【】 入口と下山口が異なる縦走ルート  
 <> 山名と登山口だけでは経路が特定できない場合の経路地  
 前降 前降の山

【注】  
 ※1 当該ルートは体力度4(1泊以上が道程)以上であるが、ルート中に宿泊できる小屋やテント場がない。登山者によっては日没までに下山できなくなる恐れがあるので注意する。  
 ※2 当該ルートは登山口はその周辺の山である。登山前に火山噴煙を確認する。  
 ※3 一帯のくさり場を通過するルートを選択した場合、難易度はDとなる。  
 ※4 ルート中に宿泊施設があるが、宿泊施設からの行程が長く、登山者によっては日没までに下山できなくなる恐れがあるので注意する。  
 ※5 足場が不安定な箇所あり。下りは転倒・転落の危険があるので注意する。

(留意事項)  
 1 この表は、経路・天気予報の条件のもと、ルート所有者の地形的な特徴について体力度と難易度を評価したものである。実際の登山体力、難易度以外に悪天候、残雪、体調、その他偶発的な要因による様々なリスクがある。計画を立てる必要がある。  
 2 飲食や水などの影響により登山道が悪化することがあるので注意する。  
 3 この表に記載した山岳・ルートは比較的登山者が多いものから選定したもので、必ずしも登山を推奨する山岳・ルートではない。整備・維持管理されていない場合がある。またルートの通行や山頂への到達を保証するものではない。



山のグレーディング地域別一覧（無積雪・天候良好時）（令和5年2月改訂）

地域名	山名	コース	歩力級	積雪状況	スタート地点		到達地点		終了地点		歩行時間 (分)	最高(山)	昇降差(昇降)	昇降差(昇降)	ルート特徴
					名称	距離(m)	地名	距離(m)	地名	距離(m)					
雪国	朝日岳	神の茶屋駐車場～神の茶屋～朝日岳 (往復)	5	B	神の茶屋駐車場	1,462	朝日岳	1,469	神の茶屋駐車場	1,462	3.1	5.1	0.47	0.47	12.0
	大倉山	神の茶屋駐車場～三平小池～大倉山 (往復)	5	B	神の茶屋駐車場	1,462	大倉山	1,462	神の茶屋駐車場	1,462	11.0	20.3	1.42	1.42	46.4
	黒岩山	神の茶屋駐車場～黒岩山～黒岩山 (往復)	3	A	神の茶屋駐車場	884	黒岩山	1,184	神の茶屋駐車場	884	7.9	8.7	0.93	0.93	26.4
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	1,284	黒岩山	1,284	黒岩山	1,284	3.3	7.8	0.65	0.65	14.0
	三平峠	三平峠～三平峠～三平峠 (往復)	3	B	三平峠	1,190	三平峠	1,117	三平峠	1,090	6	11.4	0.94	0.94	24.2
	三平峠	神の茶屋駐車場～三平峠～三平峠 (往復)	2	B	神の茶屋駐車場	1,462	三平峠	1,417	神の茶屋駐車場	1,462	6	9.1	0.76	0.76	18.1
	黒岩山	黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	597	黒岩山	1,264	黒岩山	617	4.1	8.4	0.7	0.7	18.4
	黒岩山	神の茶屋駐車場～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	神の茶屋駐車場	736	黒岩山	1,414	神の茶屋駐車場	736	4.3	6.0	0.68	0.68	18.0
	【積】 朝日ヶ岳	朝日ヶ岳～朝日ヶ岳～朝日ヶ岳 (往復)	3	A	朝日ヶ岳	1,181	朝日ヶ岳	1,261	朝日ヶ岳	1,181	6.0	12.3	1.06	1.06	25.0
	茶臼岳	山頂～茶臼岳 (往復)	1	A	山頂	1,464	茶臼岳	1,416	山頂	1,464	1.2	1.6	0.23	0.23	6.1
	茶臼岳	神の茶屋駐車場～茶臼岳～茶臼岳 (往復)	2	A	神の茶屋駐車場	1,462	茶臼岳	1,416	神の茶屋駐車場	1,462	2.4	5	0.44	0.44	11.3
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	1	A	黒岩山	322	黒岩山	693	黒岩山	322	2.4	3.6	0.38	0.38	9.0
	【積】 花冠山	うづ保沢～うづ保沢～花冠山～大倉山～うづ保沢 (往復)	2	A	うづ保沢	342	花冠山	692	うづ保沢	342	3.9	7.6	0.61	0.61	13.0
	白雲岩	小山～白雲岩～白雲岩 (往復)	4	A	小山	670	白雲岩	1,640	小山	670	4.6	13.1	1.39	1.39	20.9
	【積】 富士山	大沼～富士山～大沼～大沼 (往復)	1	A	大沼	847	富士山	1,144	大沼	847	2.9	4.6	0.37	0.37	9.6
	黒岩山	黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	1,016	黒岩山	1,479	黒岩山	1,016	3.7	6.3	0.61	0.61	15.6
	【積】 ミツモリ山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	693	ミツモリ山	1,240	黒岩山	693	3.9	7.5	0.62	0.62	14.7
	黒岩山	山頂～黒岩山～黒岩山 (往復)	1	A	山頂	1,464	黒岩山	1,416	山頂	1,464	2.9	5.7	0.33	0.33	8.3
	【積】 黒岩山	神の茶屋駐車場～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	神の茶屋駐車場	1,462	黒岩山	1,264	神の茶屋駐車場	1,462	6.9	9.7	0.7	0.7	19.6
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	3	A	黒岩山	455	黒岩山	1,182	黒岩山	455	4.7	11.1	0.88	0.88	21.6
	黒岩山	土平～黒岩山 (往復)	1	A	土平	1,097	黒岩山	1,392	土平	1,097	2.2	4.0	0.41	0.41	9.6
	黒岩山	上道原～黒岩山～黒岩山 (往復)	1	A	上道原	619	黒岩山	1,133	上道原	619	3.1	4.8	0.54	0.54	14

日光	赤倉山	赤倉山～赤倉山～赤倉山 (往復)	2	B	赤倉山	1,338	赤倉山	2,610	赤倉山	1,338	3.6	6.2	0.60	0.60	16
	【積】 大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	4	B	大倉山	1,600	大倉山	2,716	大倉山	1,600	9.6	20.8	1.3	1.3	37.1
	【積】 大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	2	A	大倉山	747	大倉山	1,229	大倉山	1,338	4.9	8.3	0.83	0.83	18.6
	【積】 月山	月山～月山～月山 (往復)	1	B	月山	1,650	月山	1,650	月山	1,650	2	2.6	0.33	0.33	6.1
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	693	黒岩山	1,184	黒岩山	693	3.1	4.9	0.64	0.64	12.6
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	4	B	黒岩山	1,117	黒岩山	2,141	黒岩山	1,117	9	20	1.27	1.27	35.6
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	8	B	黒岩山	1,117	黒岩山	2,183	黒岩山	1,117	14.2	38.7	2.13	2.13	67.3
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	B	黒岩山	1,279	黒岩山	1,879	黒岩山	1,279	4.9	8.6	0.76	0.76	19.4
	【積】 黒岩山 社山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	4	C	黒岩山	1,279	黒岩山	1,879	黒岩山	1,279	9	14.4	1.07	1.07	20.1
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	643	黒岩山	1,542	黒岩山	643	3.8	5	0.7	0.7	16.4
	社山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	3	A	黒岩山	1,271	社山	1,827	黒岩山	1,271	6.2	13.9	0.79	0.79	20.9
	白雲岩	白雲岩～白雲岩～白雲岩 (往復)	3	B	白雲岩	1,843	白雲岩	2,879	白雲岩	1,843	7.3	10	1.29	1.29	28.8
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	4	B	黒岩山	1,444	黒岩山	2,879	黒岩山	1,444	8.1	12.4	1.42	1.42	33.6
	黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	6	C	黒岩山	1,444	黒岩山	2,419	黒岩山	1,444	12.4	18.7	1.82	1.82	47.2
	【積】 黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	1,383	黒岩山	1,689	黒岩山	1,383	3.1	6.1	0.65	0.65	14
	大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	4	B	大倉山	1,424	大倉山	2,389	大倉山	1,424	8.9	12.3	1.33	1.33	33.8
	大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	3	B	大倉山	1,600	大倉山	2,314	大倉山	1,600	6.7	12.7	0.99	0.99	28.3
	【積】 丹阿彌山	丹阿彌山～丹阿彌山～丹阿彌山 (往復)	3	A	丹阿彌山	710	丹阿彌山	1,349	丹阿彌山	710	6.3	17.8	0.83	0.83	23.7
	丹阿彌山	丹阿彌山～丹阿彌山～丹阿彌山 (往復)	1	A	丹阿彌山	680	丹阿彌山	840	丹阿彌山	680	1.8	3.4	0.29	0.29	7.3
	【積】 黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	673	黒岩山	1,104	黒岩山	673	4.2	7.6	0.68	0.68	17
	月山	月山～月山～月山 (往復)	3	B	月山	1,618	月山	2,448	月山	1,618	6.3	8.3	1.25	1.25	27
	黒岩山	川湯～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	川湯	614	黒岩山	1,007	川湯	614	3.2	7.4	0.66	0.66	13.8
	大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	4	B	大倉山	1,338	大倉山	2,443	大倉山	1,338	10.3	13.4	1.28	1.28	38.8
	大倉山	二荒山～大倉山～大倉山 (往復)	5	B	二荒山	618	大倉山	2,483	二荒山	618	11.2	19	1.84	1.84	44.8
	【積】 大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	5	B	大倉山	1,600	大倉山	2,483	大倉山	1,600	10.3	24.9	1.64	1.64	41.2
黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	3	B	黒岩山	1,643	黒岩山	2,320	黒岩山	1,643	7	8.3	0.86	0.86	24.4	
【積】 黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	3	B	黒岩山	1,643	黒岩山	2,320	黒岩山	1,643	6.2	14	0.84	0.84	23.2	
【積】 月山	月山～月山～月山 (往復)	2	A	月山	1,280	月山	1,783	月山	1,280	4.1	10.2	0.81	0.81	18	
【積】 大倉山	大倉山～大倉山～大倉山 (往復)	1	A	大倉山	1,338	大倉山	1,689	大倉山	1,338	2.1	3.6	0.27	0.27	6.7	
黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	823	黒岩山	1,416	黒岩山	823	3.6	6.6	0.62	0.62	17	
黒岩山	黒岩山～黒岩山～黒岩山 (往復)	2	A	黒岩山	722	黒岩山	1,246	黒岩山	722	4.3	6.3	0.64	0.64	15.2	

山のグレーディング地域別一覧（無積雪・天候良好時）（令和5年2月改訂）

地域名	山名	k	登り方	標高	スタート地点		最高地点		終了地点		歩行時間 00	延長 (km)	最低地点より 標高 (m)	最高地点より 標高 (m)	ルート距離
					地点	標高 (m)	地点	標高 (m)	地点	標高 (m)					
登山コース	【山】 岩山	日吉神社→三層第一遊歩→日吉一日吉神社	1	0	日吉神社	161	一層	323	日吉神社	161	2.6	4.4	0.3	0.3	9.7
	【山】 石鼓山	加藤神社→竜ヶ崎神社→五郎山→月山→竜ヶ崎神社→加藤神社	2	0	加藤神社社務所	309	月山	890	加藤神社社務所	309	4.3	6.7	0.7	0.7	18.9
	【山】 川安山	川安神社→川安神社→川安神社→川安神社→川安神社→川安神社	2	B	川安神社入口	201	川安神社	554	川安神社入口	201	2.4	5.8	0.52	0.52	13.5
	【山】 龍崎山	龍崎神社→龍崎神社→龍崎神社→龍崎神社→龍崎神社→龍崎神社	3	A	龍崎神社	302	龍崎山	870	龍崎神社	302	6.8	12.4	1.05	1.05	26.5
	【山】 三枝石	三枝石→三枝石→三枝石→三枝石→三枝石→三枝石	2	A	三枝石	685	三枝石	1,367	三枝石	685	4.1	8.5	0.72	0.72	17.6
	【山】 龍山	龍山→龍山→龍山→龍山→龍山→龍山	7	D	龍山	829	龍山	2,144	龍山	829	14.1	26.6	2.61	2.61	66.9
	【山】 中倉山	中倉山→中倉山→中倉山→中倉山→中倉山→中倉山	3	B	中倉山	744	中倉山	1,704	中倉山	744	8.4	13.4	1.09	1.09	27.7
	【山】 鳴鶴山	鳴鶴山→鳴鶴山→鳴鶴山→鳴鶴山→鳴鶴山→鳴鶴山	2	A	鳴鶴山	233	鳴鶴山	725	鳴鶴山	233	3.3	5.8	0.53	0.53	13.2
	【山】 朝霞山	朝霞山→朝霞山→朝霞山→朝霞山→朝霞山→朝霞山	2	B	朝霞山	287	朝霞山	777	朝霞山	287	6.1	6.4	0.78	0.78	18.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	A	龍崎山	376	龍崎山	587	龍崎山	376	2.3	3	0.34	0.34	8.9
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	829	龍崎山	1,274	龍崎山	829	4.4	7.4	0.64	0.64	18.9
	【山】 二道山	二道山→二道山→二道山→二道山→二道山→二道山	2	A	二道山	210	二道山	670	二道山	210	2.7	3.4	0.43	0.43	10.4
	【山】 夕日岳	夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳	2	A	夕日岳	640	夕日岳	1,628	夕日岳	640	6.7	13.9	1.17	1.17	28.8
【山】 夕日岳	夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳	2	A	夕日岳	1,189	夕日岳	1,628	夕日岳	1,189	6.3	8.7	0.84	0.84	21	
【山】 夕日岳	夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳→夕日岳	1	A	夕日岳	1,288	夕日岳	1,732	夕日岳	1,288	1.6	3.8	0.2	0.2	6.1	
登山コース	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	184	龍崎山	633	龍崎山	184	3.8	6.8	0.7	0.7	16.3
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	A	龍崎山	228	龍崎山	482	龍崎山	228	1.8	2.2	0.27	0.27	6.7
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	132	龍崎山	431	龍崎山	132	2.9	8.2	0.82	0.82	14.8
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	A	龍崎山	248	龍崎山	431	龍崎山	248	1.8	3.7	0.3	0.31	7.3
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	218	龍崎山	583	龍崎山	218	3	6.6	0.42	0.42	11.8
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	C	龍崎山	218	龍崎山	583	龍崎山	218	3.9	6.2	0.48	0.48	13.7
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	B	龍崎山	280	龍崎山	662	龍崎山	280	6.4	8.9	0.81	0.81	21.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	194	龍崎山	570	龍崎山	194	2.8	6.1	0.4	0.4	11.1
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	A	龍崎山	200	龍崎山	6470	龍崎山	200	2	4.1	0.35	0.35	8.6
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	179	龍崎山	632	龍崎山	179	4.1	6.4	0.52	0.52	16.4
登山コース	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	A	龍崎山	280	龍崎山	621	龍崎山	280	2.1	2.9	0.37	0.37	6.6
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	A	龍崎山	285	龍崎山	643	龍崎山	285	6.3	8.9	0.84	0.84	21.1
	【山】 アド山	アド山→アド山→アド山→アド山→アド山→アド山	2	B	アド山	122	アド山	371	アド山	122	3.4	6.2	0.37	0.37	11.8
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	228	龍崎山	704	龍崎山	228	4.5	6.9	0.72	0.72	17.5
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	B	龍崎山	290	龍崎山	630	龍崎山	290	5.7	10.2	0.87	0.87	23.8
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	230	龍崎山	442	龍崎山	230	6.1	8.7	0.47	0.47	11.8
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	829	龍崎山	1,169	龍崎山	829	3.9	6.4	0.74	0.74	16.7
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	64	龍崎山	324	龍崎山	64	4.7	6.2	0.77	0.77	18.3
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	131	龍崎山	508	龍崎山	131	2.8	4.9	0.46	0.46	11.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	209	龍崎山	643	龍崎山	209	6.2	8.7	0.78	0.78	18.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	74	龍崎山	314	龍崎山	74	4.8	6.6	0.79	0.79	18.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	B	龍崎山	74	龍崎山	314	龍崎山	74	1.9	1.7	0.25	0.25	6.6
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	89	龍崎山	377	龍崎山	89	4	7.2	0.82	0.82	14.8
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	418	龍崎山	618	龍崎山	418	6.6	7.9	0.67	0.67	14.4	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	A	龍崎山	690	龍崎山	1,199	龍崎山	690	4.1	11.2	1.02	1.02	21.8	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	244	龍崎山	645	龍崎山	244	4	7.9	0.48	0.48	14.8	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	1	A	龍崎山	30	龍崎山	228	龍崎山	30	2.6	2.9	0.31	0.31	8.8	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	154	龍崎山	608	龍崎山	154	2.6	6.9	0.65	0.65	11	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	81	龍崎山	335	龍崎山	81	2.8	4	0.31	0.31	10.2	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	187	龍崎山	549	龍崎山	187	3.8	6.6	0.82	0.82	12.7	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	74	龍崎山	318	龍崎山	74	3.2	6	0.42	0.42	12.1	
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	A	龍崎山	42	龍崎山	258	龍崎山	42	3	5.3	0.42	0.42	11.4	
登山コース	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	B	龍崎山	1,378	龍崎山	2,181	龍崎山	1,378	6	13.4	0.9	0.9	24.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	1,682	龍崎山	2,231	龍崎山	1,682	4.7	9.5	0.7	0.7	18.7
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	A	龍崎山	1,812	龍崎山	1,767	龍崎山	1,812	9	23.8	0.6	0.6	23.8
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	B	龍崎山	1,547	龍崎山	1,821	龍崎山	1,547	6.6	4.3	0.6	0.6	13.1
登山コース	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	C	龍崎山	2,030	龍崎山	2,030	龍崎山	2,030	7.8	9.6	1.12	1.12	28.3
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	C	龍崎山	2,030	龍崎山	2,947	龍崎山	2,030	7.7	6.8	1.11	1.11	28.7
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	C	龍崎山	1,890	龍崎山	2,819	龍崎山	1,890	7.8	10.8	1.23	1.23	30.4
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	6	D	龍崎山	1,504	龍崎山	2,949	龍崎山	1,504	12.2	13.2	1.46	1.46	41.2
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	7	C	龍崎山	1,504	龍崎山	2,110	龍崎山	1,504	11.7	28.4	2.09	2.09	64.4
登山コース	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	2	C	龍崎山	1,810	龍崎山	2,239	龍崎山	1,810	6	6.8	0.79	0.79	18.1
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	6	B	龍崎山	1,828	龍崎山	2,183	龍崎山	1,828	10.7	11.6	1.75	1.75	41.9
	【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	6	B	龍崎山	2,308	龍崎山	2,728	龍崎山	2,308	19	18.1	1.71	1.71	42.7
【山】 龍崎山	龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山→龍崎山	3	B	龍崎山	2,480	龍崎山	2,002	龍崎山	2,480	7	11.1	1.18	1.18	23.1	

学安第 774 号

平成 30 (2018) 年 12 月 17 日

各県立学校長 様

教育長

冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて (通知)

「登山計画作成のためのガイドライン(平成 30 (2018) 年 12 月 17 日策定)」において別途指定することとしている、冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについては、別表のとおりとしますので、登山計画の作成に当たって参考とするよう願います。

なお、別表に掲げる山行ルート以外でも、登山計画審査会と協議の上、実施を認める場合もありますので、該当ある場合は予め学校安全課に協議願います。

学校安全課

学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

## 冬季における登山の実施を認める山行ルートについて

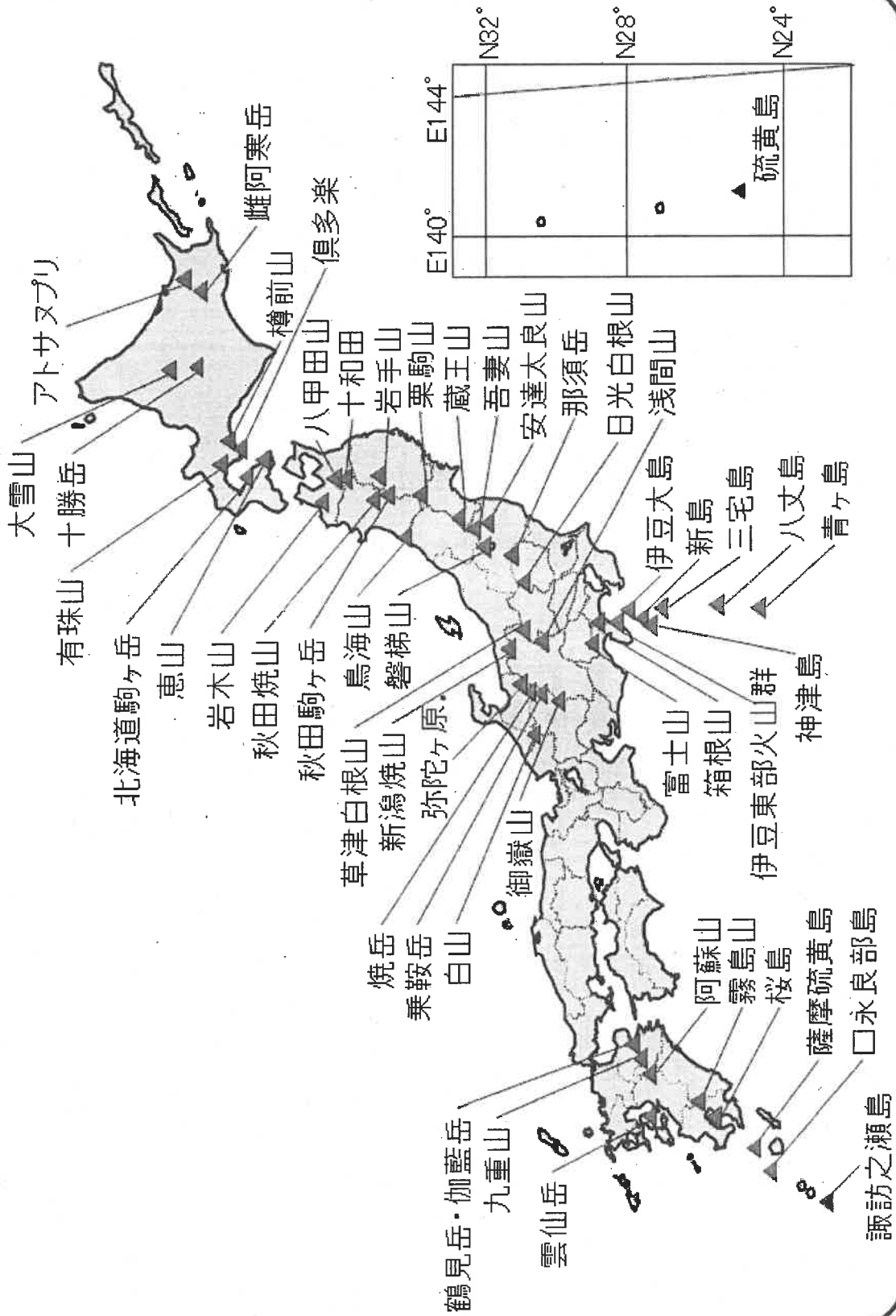
## 【県内】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
県央地域 〔宇都宮〕	1 古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳…南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
	2 篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高箱山…黒部山…兜山…中徳次郎登山口
県南地域 〔足利、栃木、佐野〕	3 仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
	4 両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
	5 両崖山・天狗山・大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…姫織神社
	6 唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
	7 妙義山・大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
	8 三髷山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
	9 太平山・晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山…清水寺…大中寺…あじさい坂下
県西地域 〔鹿沼〕	10 高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八滝神社）…御陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
県東地域 〔益子、大田原〕	11 雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
	12 御亭山	田町公園駐車場…岡沢ポッチ…御亭山頂上…岡沢ポッチ…田町公園駐車場

## 【県外】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
茨城県	1 難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
	2 筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つづじヶ丘駅…ケーブルカー登山口

# 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」 として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山



【出典：気象庁】

### 3 ガイドライン改訂の経緯

#### 【平成 30 年度】

山岳関係団体や全国及び栃木県高等学校体育連盟登山専門部等で構成する登山計画審査会において「登山計画作成のためのガイドライン（平成 30(2018)年 12 月 17 日 策定）」の改訂のための検討等を行った。

#### 【令和元年度】

山岳関係団体や全国及び栃木県高等学校体育連盟登山専門部等で構成する登山計画審査会において「登山計画作成のためのガイドライン（改訂版）（令和 2(2020)年 3 月 31 日 施行）」の改訂のための検討等を行った。

#### 【令和 4 年度】

第 3 回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会（令和 4 年 7 月 6 日開催）において協議された内容及びその他の事項について、登山計画審査会及び高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において「登山計画作成のためのガイドライン（改訂版第 2 版）（令和 5(2023)年 3 月 31 日 施行）」の改訂のための検討等を行った。

開催年月日	開催会議等
令和 4(2022)年 7 月 6 日	第 3 回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会
令和 4(2022)年 9 月 8 日	令和 4(2022)年度第 4 回登山計画審査会
令和 4(2022)年 10 月 21 日	令和 4(2022)年度第 5 回登山計画審査会
令和 5(2023)年 2 月 1 日	第 4 回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会
令和 5(2023)年 2 月 17 日	令和 4(2022)年度第 6 回登山計画審査会

### 4 登山計画審査会委員

任期：令和 4(2022)年 5 月 25 日～令和 6(2024)年 5 月 24 日

	氏名	所属	所属役職	備考
1	石澤 好文	栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	会長	～R4. 5. 26
	植木 孝		理事	R4. 6. 21～
2	糸川 章	栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	副会長	委員長
3	仙石 富英	栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	副会長	
4	國谷 光夫	日光市山岳遭難防止対策協議会	会長	
5	渡部 逸郎	那須山岳遭難防止対策協議会	那須山岳救助隊隊長	職務代理者
6	谷口 浩平	全国高等学校体育連盟登山専門部	常任委員	
7	小椋 康裕	栃木県高等学校体育連盟登山専門部	委員長	
8	高梨 和幸	栃木県高等学校体育連盟登山専門部	副委員長	
9	田中 正樹	栃木県警察本部地域課	課長	
10	大牧 稔	栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課	課長	

(敬称略)

## 5 参考文献

- ・文部省（現文部科学省）（1985）『高みへのステップ－登山と技術－』東洋館出版社
- ・文部科学省（1991-2017）『楽しい登山』ぎょうせい
- ・野村仁（2007-2014）『登山入門』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書①）山と溪谷社
- ・山田哲哉（2005-2015）『縦走登山』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書②）山と溪谷社
- ・遠藤晴行（2006-2012）『雪山登山』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書③）山と溪谷社
- ・平塚晶人（2005-2016）『山岳地形と読図』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書⑧）山と溪谷社
- ・猪熊隆之（2011-2017）『山岳気象大全』（山岳大全シリーズ②）山と溪谷社
- ・ワンダーフォーゲル編集部（2013）『山用具の基本』（山登りABC）山と溪谷社
- ・木元康晴（2014）『山のエマージェンシー』（山登りABC）山と溪谷社
- ・溝手康史（2018）『登山者のための法律入門』山と溪谷社
- ・北島英明（2017）『山岳遭難は自分ごと』山と溪谷社





編集・発行

栃木県教育委員会事務局学校安全課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL 028-623-2964 / FAX 028-623-2956

E-mail:gakuan@pref.tochigi.lg.jp